

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2026年2月27日
【計算期間】 第13期（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）
【ファンド名】 プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド
（Premium Funds - Global Corporate Bond）
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）
【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
（2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03（6212）8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

【提出書類】	募集事項等記載書面
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月27日
【発行者名】	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・ カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 濱 理 貴
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド (Premium Funds - Global Corporate Bond)
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券の 金額】	米ドル建てクラス受益証券： 10億アメリカ合衆国ドル（約1,566億円）を上限とする。 豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券： 10億オーストラリア・ドル（約1,048億円）を上限とする。 ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券： 10億ユーロ（約1,843億円）を上限とする。 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券： 1,000億円を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

（注1）金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。

（注2）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）およびユーロの円貨換算は、便宜上、2025年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝156.56円、1豪ドル＝104.82円および1ユーロ＝184.33円）による。以下別段の表示がない限り、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（注3）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、豪ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨、豪ドル貨、ユーロ貨または円貨をもって行う。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注5）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは、9月1日に始まり翌年8月31日に終了する一年を指す。ただし、第一計算期間は、2013年2月14日から2013年8月31日までの期間を指す。

【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

(Premium Funds - Global Corporate Bond)

(注1) プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド(以下「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるプレミアム・ファンズ(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2026年2月27日現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む7本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一つまたは複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(注2) サブ・ファンドの名称の表記として「プレミアム・ファンズ」を省略することがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、米ドル建てクラス受益証券、豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券、ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券および円建て(ヘッジあり)クラス受益証券(以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。)の4種類である。

受益証券について、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は追加型である。

(注) 受益証券の名称の表記として「クラス受益証券」を省略することがある。

（３）【発行(売出)価額の総額】

米ドル建てクラス受益証券 : 10億米ドル(約1,566億円)を上限とする。

豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券 : 10億豪ドル(約1,048億円)を上限とする。

ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券 : 10億ユーロ(約1,843億円)を上限とする。

円建て(ヘッジあり)クラス受益証券 : 1,000億円を上限とする。

(注1) 米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2025年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.56円、1豪ドル=104.82円および1ユーロ=184.33円)による。以下別段の表示がない限り、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注2) ファンドはケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、豪ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨、豪ドル貨、ユーロ貨または円貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行(売出)価格】

管理事務代行会社により計算日に算出される発行日における受益証券1口当たり純資産価格

(注1) 「発行日」とは、毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「評価日」とは、毎営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「営業日」とは、ルクセンブルグ、米国およびケイマン諸島の銀行ならびにルクセンブルグの証券取引所が営業している日で、かつ日本において銀行および金融商品取引業者が営業している日(土曜日、日曜日およびクリスマス・イブを除く。)、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「計算日」とは、関係する評価日のルクセンブルグにおける翌営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

(注2) 受益証券1口当たり純資産価格については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載される販売取扱会社に問い合わせること。

（５）【申込手数料】

受益証券を購入するすべての日本の投資者は、受益証券の取得申込みにあたり上限2.20%（税抜2.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、後記「（８）申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

（注１）管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社（それぞれ、後記「（８）申込取扱場所」に定義される。）が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（注２）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注３）申込手数料については、日本における販売会社および販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注４）米ドル建てクラス受益証券、豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券およびユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

（６）【申込単位】

管理会社が日本における販売会社および/または販売取扱会社と協議の上、随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低申込価額または最低申込口数とする。

申込単位の詳細については、後記「（８）申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

（７）【申込期間】

2026年2月28日（土曜日）から2027年2月26日（金曜日）まで

（注１）原則として、日本における販売会社および販売取扱会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後3時（日本時間）までに、日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み受付分とする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社によっては異なる場合があるので、詳細は日本における販売会社または販売取扱会社に確認のこと。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。日本における販売会社および販売取扱会社により異なる申込み受付時間が設けられることがある。

（注２）日本において発注を取り扱うことが適当でないと代行協会員が判断する日には、例外的に発注が取り扱われないことがある。

（注３）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

（８）【申込取扱場所】

<日本における販売会社>

S M B C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（以下「S M B C日興証券」または「日本における販売会社」という。）

<販売取扱会社>

株式会社S M B C信託銀行

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbctb.co.jp>

（以下「S M B C信託銀行」または「販売取扱会社」という。）

（注１）S M B C信託銀行は、日本における販売会社が定める販売取扱会社である。S M B C信託銀行の一部の支店等で申込みを取扱わないこととしている場合がある。また、一部の支店等では、電話による申込みのみを受け付ける場合がある。

（注２）インターネット取引での申込みについては、S M B C信託銀行に照会のこと。

(9) 【払込期日】

各発行日につき日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(以下「保管会社」という。)のサブ・ファンドの口座に、適用される発行日から起算して6営業日以内の日(または当該6営業日目に決済することができなかった場合、当該6営業日目直後の決済可能な日)(以下「払込期日」という。)までに、米ドル建てクラス受益証券については米ドルで、豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券については豪ドルで、ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券についてはユーロで、円建て(ヘッジあり)クラス受益証券については円で、それぞれ払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については後記「(12) その他 申込みの方法」を参照のこと。

(10) 【払込取扱場所】

前記「(8) 申込取扱場所」に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

(イ) S M B C日興証券は、管理会社との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2015年7月14日付の契約(改正済)を締結している。

(ロ) 日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理事務代行会社への取次ぎを行う。

(注) 販売取扱会社とは、日本における販売会社および/または管理会社と受益証券の取次業務にかかる契約の締結等を行い、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいう。

(ハ) 管理会社は、S M B C日興証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格を公表し、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う会社をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。申込金額および申込手数料は、販売取扱会社に対しては、米ドル建てクラス受益証券については米ドルで、豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券については豪ドルで、ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券についてはユーロで、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券については円で、それぞれ支払われるものとする。

投資者は、原則として受益証券の取得申込注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日（通常、申込受付日のルクセンブルグにおける翌営業日の日本における翌営業日であり、以下「日本における約定日」という。）から起算して日本における4営業日目（以下「日本における受渡日」という。）までに日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとする。日本における販売会社は、払込期日に、保管会社のサブ・ファンドの口座に、米ドル建てクラス受益証券については米ドルで、豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券については豪ドルで、ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券についてはユーロで、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券については円で、それぞれ申込金額の総額を払い込む。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、日本における受渡日以前に申込金額および申込手数料の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるS M B C信託銀行では、通常、申込受付日に申込金額および申込手数料を引落とす。

日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われない。

管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（C S S F）の規制を受けているが、サブ・ファンドは、ルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に準拠しておらず、ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの販売のための登録を行っていない。また、ルクセンブルグの監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督下にもない。サブ・ファンドの受益証券は、欧州連合（以下「EU」ということがある。）に所在するいかなる投資家に対しても販売されない。ルクセンブルグの監督官庁の規制を通じて行われる投資者保護は、サブ・ファンドの投資者に適用されない。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

サブ・ファンドの目的、信託金の限度額

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドとしてケイマン諸島の法律に基づき設定されているプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。

ファンドは2026年2月27日現在、本サブ・ファンドを含む合計7本のサブ・ファンドにより構成されている。

サブ・ファンドは、米ドル建てクラス受益証券、豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券、ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券で構成される。

受託会社および管理会社は、2017年2月14日付で修正および再録された2008年9月11日付基本信託証券（随時、修正および追補される。）（以下「基本信託証券」という。）に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグにおいて登録されている変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（S I C A V）であるブラックロック・グローバル・ファンズ（BlackRock Global Funds）（以下「投資先投資法人」という。）のサブ・ファンドであるグローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（Global Corporate Bond Fund）（以下「投資先ファンド」という。）のクラスX2（米ドル建て）投資証券に投資することにより、トータル・リターンを最大化することを主たる目的とする。

投資先ファンドの詳細については、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

サブ・ファンドの基本的性格

ファンドは、基本信託証券に基づいて、サブ・ファンドは、2011年7月15日付信託証券補遺（2013年2月14日付修正・再録信託証券補遺により改訂済）（以下「信託証券補遺」といい、基本信託証券と併せて「信託証券」という。）に基づいて、受託会社および管理会社によって設定された。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

サブ・ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換

事務代行を務める。管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、信託証書補遺に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2008年9月11日から149年後に終了する予定である。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づき、受益者決議またはサブ・ファンド決議を経ずに、ファンドの独立したサブ・ファンドとして他のサブ・ファンドを設立することができる。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。サブ・ファンドの投資収益は、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の上昇または下落(場合による。)およびサブ・ファンドの資産の運用成績のみに依拠する。サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券の1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する方法(以下の方法を含むがこれらに限定されない。)を決定する権限を有するものとする。

- () 各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法ならびに各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- () 受託会社および/または管理会社が任命した業務提供者に支払うべき報酬(運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻し手数料等を含むが、これらに限定されない。)を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。
- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () 当該サブ・ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、日本における販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格とする。

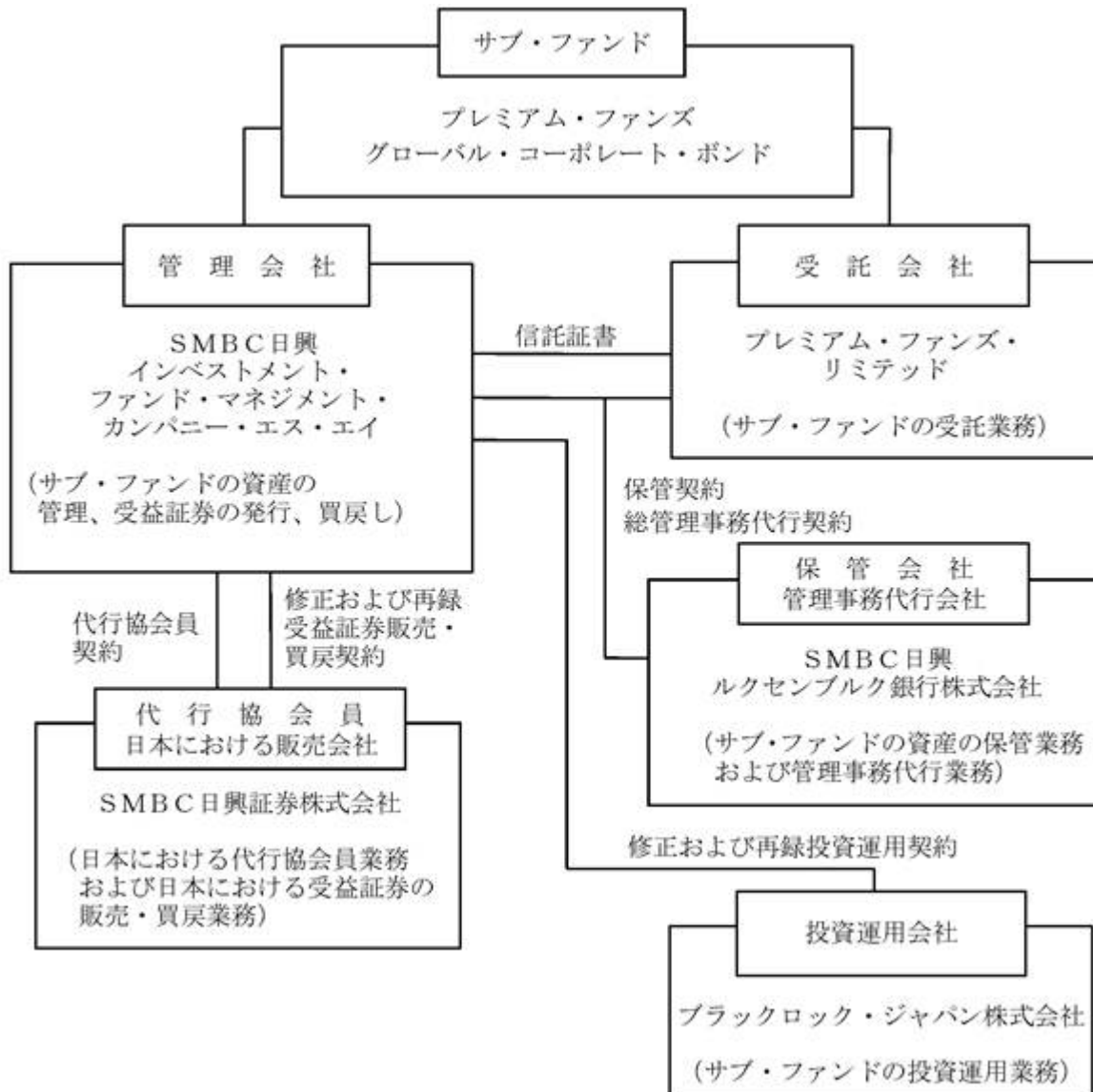
ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(改正済)(以下「2013年法」という。)第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)(以下「AIFMD」という。)に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われぬ。

(2) 【ファンドの沿革】

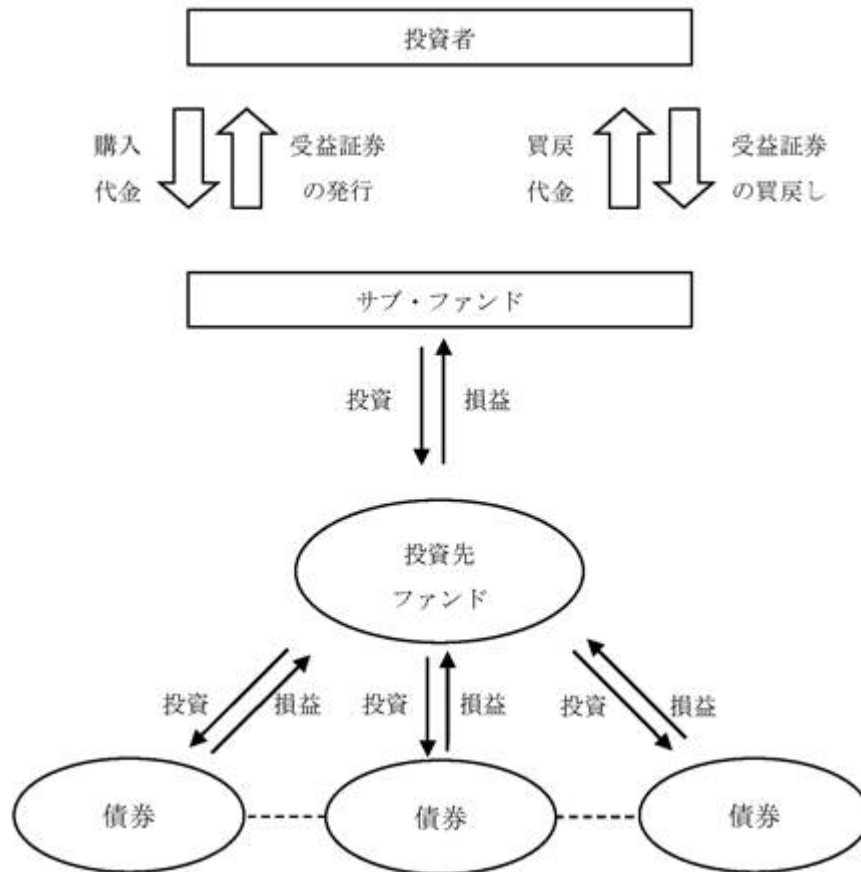
1992年2月27日	管理会社設立
2008年9月11日	2008年9月11日付基本信託証券締結
2009年2月26日	基本信託証券補遺締結
2011年7月15日	信託証券補遺締結
2013年2月14日	修正・再録信託証券補遺締結
2013年2月21日	信託証券補遺締結
2013年3月7日	日本におけるサブ・ファンドの募集開始
2013年3月28日	サブ・ファンドの運用開始（設定日）
2013年5月24日	信託証券補遺締結
2014年2月21日	信託証券補遺締結
2015年5月22日	信託証券補遺締結
2015年10月23日	信託証券補遺締結
2017年2月14日	修正および再録基本信託証券締結
2018年2月15日	信託証券補遺締結

(3) 【ファンドの仕組み】

サブ・ファンドの仕組み



(注) サブ・ファンドは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定められる
ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とサブ・ファンドの関係法人の名称、サブ・ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	サブ・ファンド の運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・ エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	受託会社との間で信託証書を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の管理、受益証券の発行、買戻しを行う。
プレミアム・ファンズ・リミテッド (Premium Funds Ltd.)	受託会社	管理会社との間で信託証書を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	2008年9月11日付で受託会社および管理会社との間で保管契約（注1）（改正・再録済）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 2015年7月15日付で管理会社および受託会社との間で総管理事務代行契約（注2）（改正・再録済）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
ブラックロック・ジャパン株式会社	投資運用会社	2015年1月20日付で管理会社との間で修正および再録投資運用契約（以下「投資運用契約」という。）（注3）を締結。サブ・ファンドについて投資運用業務を行う。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2013年2月15日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注4）を締結。日本における代行協会員業務を行う。 2015年7月14日付で管理会社との間で修正および再録受益証券販売・買戻契約（改正済）（以下「受益証券販売・買戻契約」という。）（注5）を締結。日本における受益証券の販売・買戻業務を提供する。

- (注1) 保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。
- (注2) 総管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社はその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。
- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。
- (注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概要

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律(随時改正される。)(以下「1915年法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2017年5月29日付公正証書によって修正され、2017年6月14日にルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンを通じて公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、A I F M Dおよび2013年法に基づき、ファンドに関し、A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社(以下「A I F M」という。)として業務を提供する。

(ロ) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(随時改正される。)(以下「2010年法」という。)第125-2条に規定された投資信託(以下「U C I」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも一つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。

(八) 資本金の額

2025年12月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約10億390万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,687円）の記名式株式272,311株を発行済である。

(二) 会社の沿革

1992年2月27日設立。

(ホ) 大株主の状況

(2025年12月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号	272,311株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制される。

準拠法の内容

(イ) ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者として旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

(八) ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはC I M Aが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきC I M Aにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、C I M Aの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはC I M Aにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域もしくはC I M Aにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、C I M A、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、C I M Aに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成の上、C I M Aに提出し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。募集が継続している場合で、CIMAに提出された募集書類の情報に重大な変更があった場合には、変更後の募集書類を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、英文目論見書の内容や形式を指示しないものの、時宜を得て募集書類の内容について規則または方針を発表する。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）
 - マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）
 - 免許条件

ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー（Deloitte & Touche LLP）である。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

サブ・ファンドは、翌年2月末日までには前年8月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a) ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社はその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、(a) 当該事実を受託会社に書面で報告し、(b) 当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、(a) ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- (c) 前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産総額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、C I M A に提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、C I M A、投資者および管理事務代行会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命を変更しようとするときは、C I M A、投資者および保管会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社を変更しようとするときは、C I M A、投資者およびその他の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの計算期間は、毎年8月31日に終了する。8月31日が営業日でない場合、8月の最終純資産価格が監査済年次報告書の作成に使用される。ミューチュアル・ファンド規則により受益者への送付が要求される、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されたサブ・ファンドの監査済財務書類を含む監査済年次報告書の写しは、受益者に対してかかる決算日後6か月以内に送付される。未監査の半期報告書も2月の最終純資産価格を使用して作成され関連する期間の終了後3か月以内に受益者に送付される。

さらに、年次報告書および財務書類および基本信託証書の写しは、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の事務所にて入手可能である。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりサブ・ファンドの代行協会員であるS M B C日興証券のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年C I M Aに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、C I M Aは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類を監査し、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができる。C I M Aの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、C I M Aは、裁判所にファンドの清算を申し立てることもできる。

ただし、C I M Aは一定の状況下においてファンドまたはサブ・ファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはファンドのポートフォリオの組成に関して、C I M Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。C I M Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、C I M Aによって、C I M A自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（改正済）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁に

よって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて(通常の場合においては、その資産の最低85%相当)を、ルクセンブルグにおいて登録されている変動資本を有するオープン・エンド型投資法人(SICAV)である投資先投資法人のサブ・ファンドである投資先ファンドのクラスX2(米ドル建て)投資証券に投資することにより、トータル・リターンを最大化することを主たる目的とする。

投資先ファンドはトータル・リターンの最大化を目指す。投資先ファンドは、その総資産の少なくとも70%を、世界中の企業により発行された固定利付の投資適格社債に投資する。通貨リスク(エクスポージャー)は、柔軟に管理される。

投資を行おうとする者は、後記「3 投資リスク (1) リスク要因」および「別紙B 投資先ファンドの概要」記載のリスク要因に留意すべきである。

投資運用会社は、サブ・ファンドの投資運用について責任を有するサブ・ファンドの投資運用者として、管理会社により任命されている。

投資先ファンドに関する投資方針の概要およびその他の情報は、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」に記載されている。

サブ・ファンドはまた、流動性のある資産を保有することができる。かかる資産は、当座勘定、または、定期的に売買され、かつ高格付を有する投資適格の発行体により発行もしくは保証される短期金融商品等として保有される。

サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は時として大幅に変動することがある。

投資目的および方針の変更

サブ・ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更は、英文目論見書および/または付属書に盛り込まれ、当該重大な変更の効力が発生する前に、サブ・ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」の項を参照のこと。

(3)【運用体制】

サブ・ファンドの運用体制

ブラックロック・ジャパン株式会社の運用体制は以下の通りである。

(イ) サブ・ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めている。

(ロ) サブ・ファンドの運用については投資運用会社の運用部門が統括している。

社内には内部監査を担当する部門、サブ・ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、または投資委員会等の開催により、サブ・ファンドの投資方針等に従って運用が行われているかを確認する組織、機能が確立している。

(ハ) サブ・ファンドの運用は、株式インデックス運用部(サブ・ファンド担当: 6名程度)が担当する。

投資先ファンドの運用体制

- (イ) 投資先投資法人の管理会社は、ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エイ（BlackRock (Luxembourg) S.A.）である。また、投資先ファンドの運用については、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（BlackRock Financial Management, Inc.）（以下「投資先ファンドの投資顧問会社」という。）の債券運用チームが担当している。
- (ロ) 投資先ファンドの投資顧問会社のファンダメンタル債券運用部門の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにある。
- (ハ) 基本戦略は、週次で行われる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング（投資戦略会議）が中核となっている。マーケット・アウトルック・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前に開催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表する。次に、全チームのリード・マネジャーおよびリスク・クオンツ分析部門の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行う。
- (ニ) 各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、イールド・カーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、およびセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定するが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とする。
- (ホ) グローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的およびガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、執行タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映する。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行する。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正される。



(注) 上記運用体制の記載は、変更される場合がある。

(4) 【分配方針】

管理会社は、サブ・ファンドの各受益者に対して、管理会社が決定する時期、金額および基準日における分配を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドの各受益者に対して、随時、管理会社が決定する時期、金額および基準日における中間分配を行うことができる。

本書の日付現在、管理会社は、分配する予定はない。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

(5) 【投資制限】

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は、以下の通りである。

- (イ) サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。
- (ロ) サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行わない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に10%を超える場合は、この限りではない。
- (ハ) 管理会社が運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドは、一発行会社の議決権の50%を超える発行済株式に直接投資しない。かかる制限は、投資信託に対する投資には適用されない。
- (注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- (ニ) サブ・ファンドは、容易に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に対し、その純資産の15%を超えて投資しない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(随時改訂または修正されることがある。)(外国証券の取引に関する規則第16条)に要求される通り価格の透明性を確保する方法が取られている場合は、この限りではない。
- (注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- (ホ) サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- (ヘ) サブ・ファンドの名において管理会社が行う取引のうち、自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害する取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成または合併の結果としてサブ・ファンドに適用される制限値を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、投資制限違反が判明してから合理的な期間内に制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

上記の投資制限に加え、サブ・ファンドは、以下の投資制限に従う。

デリバティブ取引のヘッジ目的のみへの制限

サブ・ファンドはヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引(差金決済されない通貨先渡取引を除く。)またはその他類似する取引を行っている。サブ・ファンドは、デリバティブ取引等の想定元本がサブ・ファンドの純資産総額を超えないように管理している(いわゆる簡便法)。

なお、サブ・ファンドは、豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券、ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券および円建て(ヘッジあり)クラス受益証券についてのみデリバティブ取引等を行っており、米ドル建てクラス受益証券についてはいかなるデリバティブ取引等も行っていない。

信用リスクの管理

投資先ファンドは、UCITS(欧州における譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)に関する指令および規則に服するルクセンブルグの変動資本を有するオープン・エンド型投資法人(SICAV)であり、とりわけ、信用リスクの分散規制に服する。サブ・ファンドは実質的にすべての資産を投資先ファンドに投資するものであること、また、日本証券業協会は、株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび/またはデリバティブ等エクスポージャーに関する単一の発行体および/またはカウンターパーティーに対するエクスポージャーについて、UCITSに関する指令および規則が、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合していると考えていることから、管理会社としては、外国証券の取引に関する規則におけるサブ・ファンドの信用リスクのエクスポージャーは監視されており、よって、サブ・ファンドは日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合しているものと考えている。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、()受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行うことができず、()受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令(日本証券業協会の規則を含む。)を遵守している範囲内において、サブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また()本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更されることがある。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」(ミューチュアル・ファンド規則に定義される。)として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- (イ) 結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- (ロ) 結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (i) 特殊事情(サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本(ロ)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - () (a) サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - (b) 管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本(ロ)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- (ハ) 株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (ニ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (ホ) サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (ヘ) 本人として自社またはその取締役と取引してはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

- (イ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

- (ロ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (ハ) サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3【投資リスク】

(1)【リスク要因】

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討すべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討すべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

管理会社および投資運用会社への依存

サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、サブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で信託財産の投資運用に唯一の責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての買付金額、当該買付金額が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、サブ・ファンドに係るものとして指定される。いずれかのサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一つまたは複数のサブ・ファンド間に受託会社またはその代理人により配分される。サブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドの負債を負担し、原則として、他のサブ・ファンドの負債を弁済するために用いることはできない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみを引当てとすることができ、各サブ・ファンドについて受託会社名義で締結されるすべての契約が債権者の請求権を関連するサブ・ファンドの信託財産の範囲内のみ限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、サブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を数量化することがあらゆる場合に可能となる訳ではない点に留意すべきである。

信用リスク

債券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、債券の元本および/または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性(債務不履行リスク)がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率により分析されている。信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在している。

時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引方法を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文およびサブ・ファンドへの転換注文を拒否する権利を有する。

その他のリスク

上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、専門アドバイザーと相談すべきである。

サブ・ファンドに固有のリスク

サブ・ファンドは、以下の事項が含まれるがこれらに限られない多数の潜在的投資リスクに直面する。

強制的買戻しのリスク 管理会社は、その単独かつ最終的な裁量により、受益者の受益証券の全部または一部の買戻しを強制的に行う権利を有する。後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（1）海外における買戻し 強制的買戻し」を参照のこと。

為替リスク 豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券、ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券に関し、為替ヘッジ取引（通貨先渡契約、通貨先物および通貨オプション等）が、これらの米ドル通貨エクスポージャーを（可能な範囲においての）ヘッジする目的で行われるものの、かかるヘッジが成功するという保証はない。

投資運用会社のリスク サブ・ファンドの投資プログラムの相当部分の収益性は、投資運用会社が特定の証券およびその他の投資対象の価格動向の将来の推移を正確に評価することに大きく依拠する。投資運用会社がかかる価格動向を正確に予測できることは保証できない。

運用実績 投資運用会社の過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

潜在的な税金リスク いずれかの法域でサブ・ファンドに課される税金は、サブ・ファンドの純資産価額を削減し、またサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

買戻しによる損失の可能性 受益証券の買戻しに応じるための資金調達の実現性は、投資対象の換金を必然的に伴うことがある。かかる換金に起因してサブ・ファンド（およびその残存受益者）において、換金がなければ生じなかったと思われるコストを負担する可能性がある。

投資先ファンドへの投資に係るリスク サブ・ファンドは、実質的にその資産のすべてを投資先ファンドの投資証券に投資することを意図するため、投資先ファンドのポートフォリオの分散および/または流動性によってはサブ・ファンドの投資について分散または流動性が欠けるおそれがある。それ故に、投資先ファンドのパフォーマンスの悪化は、サブ・ファンドのパフォーマンスの悪化を招く。

報酬の重複 受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、日本における販売会社および販売取扱会社ならびにサブ・ファンドのためのその他の業務提供会社の費用および報酬に加え、サブ・ファンドはまた、投資先ファンドの資産から支払われることがある全報酬および費用（投資先ファンドの業務提供会社に支払われる報酬および費用を含む。）を按分して間接的に負担する。

ヘッジ取引 ヘッジありクラスの関連する通貨に対して基準通貨の価値が下落または上昇するかについて、ヘッジ戦略が実行されることがある。したがって、かかるヘッジ取引が行われた場合、関連するクラスの投資家は、かかるヘッジ取引によりヘッジありクラスの通貨に対する基準通貨の価値の下落から実質的に保護される。しかし、ヘッジ取引により、投資家はまた、基準通貨の価値の上昇による利益を享受することができなくなることがある。

上記の特別の勘案事項の列挙は、サブ・ファンドに投資する際に伴うリスクの完全な説明ではない。よって、投資を行おうとする者は、本書を慎重に精読し、サブ・ファンドへの投資を決定する前に専門アドバイザーに相談すべきである。

投資先ファンドの投資リスクについては、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

(2) 【リスクに対する管理体制】

サブ・ファンドのリスク管理体制（投資運用会社のリスク管理体制）

投資運用会社では、リスク管理を重視しており、独自に開発したシステムを用いてリスク管理を行っている。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてポートフォリオの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ポートフォリオの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有している。また、投資運用会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っている。

投資先ファンドのリスク管理体制

投資先ファンドの投資顧問会社において、ポートフォリオ・マネジャーおよびリスク管理部門は、信用格付および金利が当該ファンドが保有する証券に及ぼす影響具合をモニターしている。また、運用チームは、発行体の全体的な状況をモニターしている。これら要因の継続的なモニターに基づき、ポートフォリオ・マネジャーは、各々の投資対象の持つアクティブリスクが当該ファンドにとって適切であるか否かを判断する。リスクの水準が容認し難いほどまで上昇していると判断される場合、より適切と考えられる程度までリスク水準を低下させるため、ポートフォリオの見直しを行う。

(注) 上記リスクに対する管理体制の記載は、変更される場合がある。

（3）【リスクに関する参考情報】

サブ・ファンドの分配金再投資

1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2021年1月～2025年12月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの

年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンド（各クラスの表示通貨ベース）と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラス（円ベース）を定量的に比較できるように作成したものである。

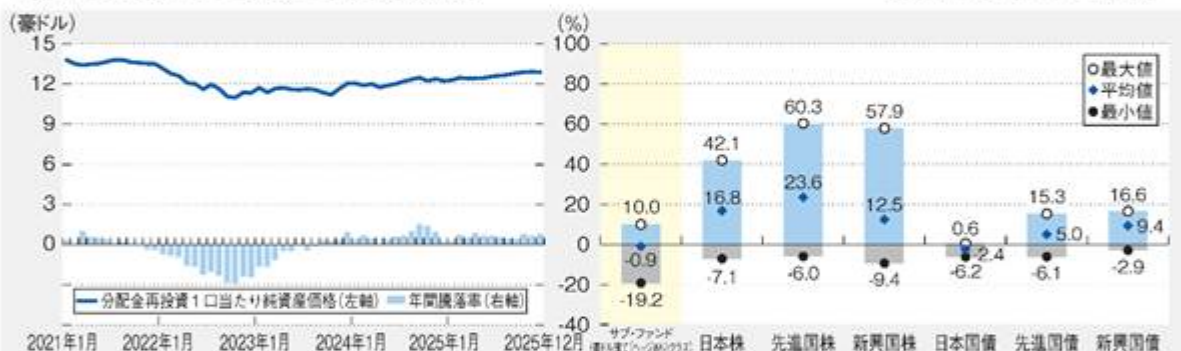
<米ドル建てクラス受益証券>

(2021年1月～2025年12月)



<豪ドル建て (ヘッジあり) クラス受益証券>

(2021年1月～2025年12月)



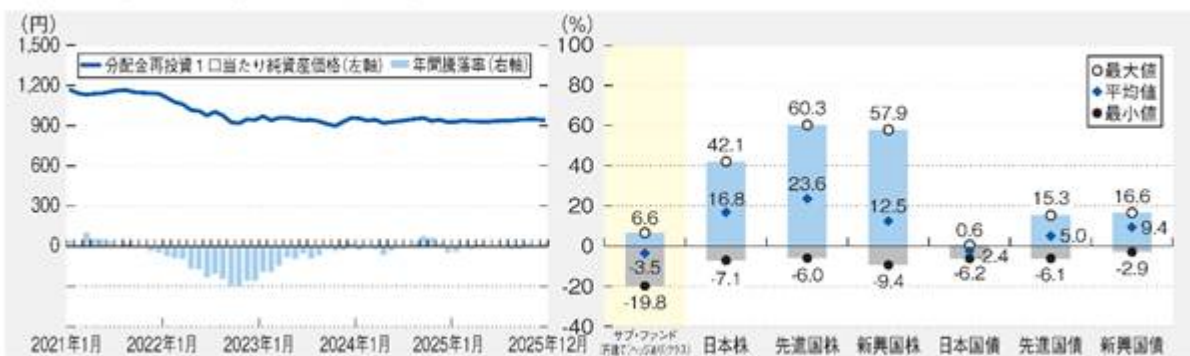
<ユーロ建て (ヘッジあり) クラス受益証券>

(2021年1月～2025年12月)



＜円建て（ヘッジあり）クラス受益証券＞

（2021年1月～2025年12月）



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) ミドル建てクラス受益証券、豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券およびユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注5) サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注6) サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株.....TOPIX（配当込み）
- 先進国株.....FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
- 新興国株.....S&P 新興国総合指数
- 日本国債.....ブルームバーグE1年超日本国債指数
- 先進国債.....FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
- 新興国債.....FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

(注) S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIX（東証株価指数）に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX（東証株価指数）に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX（東証株価指数）に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有する。JPXは、TOPIX（東証株価指数）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大2%(税抜)の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、上限2.20%(税抜2.00%)の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

- (注1) 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。
- (注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。
- (注3) 申込手数料については、日本における販売会社および販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。
- (注4) 米ドル建てクラス受益証券、豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課せられない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課せられない。

(3)【管理報酬等】

サブ・ファンドの純資産価額の年率1.150%および年率0.010%(最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドル)の合計額ならびにその他の費用・手数料がサブ・ファンドから支払われる。

受託会社報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎に後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.010%の受託報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直しの対象となる。受託会社が追加的な活動、訴訟またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることが要求される場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金により受託会社により請求される。

サブ・ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用は、サブ・ファンドの資産から受託会社に返還される。

受託会社報酬は、サブ・ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

2025年8月31日に終了した会計年度中にサブ・ファンドが支払った受託会社報酬は14,932.44米ドルであった。

管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

サブ・ファンドに関連して管理会社が負担する合理的なすべての立替費用は、サブ・ファンドの資産から管理会社に返還される。

管理会社報酬は、サブ・ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

2025年8月31日に終了した会計年度中にサブ・ファンドが支払った管理会社報酬は、6,457.93米ドルであった。

管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.095%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

管理事務代行会社報酬は、サブ・ファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2025年8月31日に終了した会計年度中にサブ・ファンドが支払った管理事務代行会社報酬は、20,434.80米ドルであった。

保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.010%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

保管会社報酬は、サブ・ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2025年8月31日に終了した会計年度中にサブ・ファンドが支払った保管会社報酬は、2,142.02米ドルであった。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.440%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

投資運用会社報酬は、サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

2025年8月31日に終了した会計年度中にサブ・ファンドが支払った投資運用会社報酬は、94,765.94米ドルであった。

販売会社報酬および販売取扱会社報酬

日本における販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.005%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬に加え、日本における販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、それぞれにより取り扱われた受益証券に相当する部分のサブ・ファンドの純資産価額に対して年率0.48%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して日本における販売会社および販売取扱会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

販売会社報酬および販売取扱会社報酬は、日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2025年8月31日に終了した会計年度中にサブ・ファンドが支払った販売会社報酬および販売取扱会社報酬は、104,429.69米ドルであった。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2025年8月31日に終了した会計年度中にサブ・ファンドが支払った代行協会員報酬は、19,380.58米ドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

サブ・ファンドの設立および受益証券の当初募集に関する費用は、全額償却された。

仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および日本における販売会社は、自らの費用で、各自の業務を遂行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。サブ・ファンドはその事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には、法令遵守の費用ならびに監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびファンド、管理会社および/または受託会社に適用ある法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、資産、収入、報酬および費用に対してファンドまたはサブ・ファンドが請求されるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用、償還費用等

を含む。サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻し手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負うことがある。

2025年8月31日に終了した会計年度中にサブ・ファンドが支払ったその他の運営費用は、75,974.68米ドルであった。

投資先ファンドにかかる費用等

後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができない。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

投資者は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記はケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

日本

2026年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。））。

- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額))をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。
- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
- サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合
- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)
- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡(償還)時の為替相場で円換算した譲渡(償還)価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、ファンドに関する受託会社による、またはファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、ファンドに関しケイマン諸島の財務長官から保証書を受領した。かかる保証書には、ファンドの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律はファンドを構成する資産もしくはファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記される。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した（以下、「US IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準-共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用される。ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、いかなる非報告金融機関の免除にも依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、特に、（ ）（US IGAに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「GIIN」という。）を取得するために内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告すること、および（ ）ケイマン諸島税務情報局にCRSコンプライアンス用紙を提出することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

投資を予定する者は、自身が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に、それぞれの法域における法律（とりわけ特に米国の税制）に基づき、受益証券の購入、保有および買戻しに関して決定される税務上またはその他の影響について、相談すべきである。

ファンドおよび/もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび/またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しおよび/または投資者の口座の閉鎖を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保し、および/または、そうする義務を負う。ケイマン諸島税務情報局が公表する手引書に従い、口座開設より90日以内に自己保証が得られない場合、ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければならない。

その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負う可能性がある。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、2013年3月28日から運用を開始しており、その運用状況は、以下のとおりである。
なお、以下は過去の実績を示したものであり、将来の運用成績を示唆または保証するものではない。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2025年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	19,908,054.17	96.66
現金その他の資産（負債控除後）		686,875.04	3.34
合計 (純資産価額)		20,594,929.21 (約3,224百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下、別段の記載がない限り同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年12月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	口数	取得価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
BlackRock Global Funds - Global Corporate Bond Fund Class X2 (USD)	ルクセンブルグ	投資法人	1,033,111.270	15.79	16,315,871.60	19.27	19,908,054.17	96.66

()【投資不動産物件】

該当事項なし。(2025年12月末日現在)

()【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。(2025年12月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末および2025年12月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	クラス	基準通貨	円
第四計算期間末 (2016年8月末日)	67,195,665.47	10,520,153,386	米ドル建て	11.31米ドル	1,771
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.17豪ドル	1,276
			ユーロ建て(ヘッジあり)	11.09ユーロ	2,044
			円建て(ヘッジあり)	1,103円	-
第五計算期間末 (2017年8月末日)	62,347,219.32	9,761,080,657	米ドル建て	11.41米ドル	1,786
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.33豪ドル	1,292
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.96ユーロ	2,020
			円建て(ヘッジあり)	1,090円	-
第六計算期間末 (2018年8月末日)	44,504,566.00	6,967,634,853	米ドル建て	11.25米ドル	1,761
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.14豪ドル	1,273
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.52ユーロ	1,939
			円建て(ヘッジあり)	1,049円	-
第七計算期間末 (2019年8月末日)	43,845,966.06	6,864,524,446	米ドル建て	12.45米ドル	1,949
			豪ドル建て(ヘッジあり)	13.29豪ドル	1,393
			ユーロ建て(ヘッジあり)	11.26ユーロ	2,076
			円建て(ヘッジあり)	1,125円	-
第八計算期間末 (2020年8月末日)	41,566,279.42	6,507,616,706	米ドル建て	12.99米ドル	2,034
			豪ドル建て(ヘッジあり)	13.58豪ドル	1,423
			ユーロ建て(ヘッジあり)	11.42ユーロ	2,105
			円建て(ヘッジあり)	1,147円	-
第九計算期間末 (2021年8月末日)	40,061,103.49	6,271,966,362	米ドル建て	13.28米ドル	2,079
			豪ドル建て(ヘッジあり)	13.81豪ドル	1,448
			ユーロ建て(ヘッジあり)	11.56ユーロ	2,131
			円建て(ヘッジあり)	1,164円	-
第十計算期間末 (2022年8月末日)	25,223,706.24	3,949,023,449	米ドル建て	11.30米ドル	1,769
			豪ドル建て(ヘッジあり)	11.65豪ドル	1,221
			ユーロ建て(ヘッジあり)	9.66ユーロ	1,781
			円建て(ヘッジあり)	975円	-
第十一計算期間末 (2023年8月末日)	22,279,076.53	3,488,012,222	米ドル建て	11.46米ドル	1,794
			豪ドル建て(ヘッジあり)	11.56豪ドル	1,212
			ユーロ建て(ヘッジあり)	9.50ユーロ	1,751
			円建て(ヘッジあり)	932円	-

第十二計算期間末 (2024年8月末日)	22,762,590.92	3,563,711,234	米ドル建て	12.45米ドル	1,949
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.34豪ドル	1,293
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.10ユーロ	1,862
			円建て(ヘッジあり)	950円	-
第十三計算期間末 (2025年8月末日)	21,009,056.88	3,289,177,945	米ドル建て	12.90米ドル	2,020
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.69豪ドル	1,330
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.23ユーロ	1,886
			円建て(ヘッジあり)	937円	-
2025年1月末日	20,973,064.49	3,283,542,977	米ドル建て	12.44米ドル	1,948
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.29豪ドル	1,288
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.02ユーロ	1,847
			円建て(ヘッジあり)	928円	-
2月末日	21,124,466.83	3,307,246,527	米ドル建て	12.62米ドル	1,976
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.47豪ドル	1,307
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.15ユーロ	1,871
			円建て(ヘッジあり)	938円	-
3月末日	21,187,635.77	3,317,136,256	米ドル建て	12.58米ドル	1,970
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.42豪ドル	1,302
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.09ユーロ	1,860
			円建て(ヘッジあり)	931円	-
4月末日	21,378,427.72	3,347,006,644	米ドル建て	12.61米ドル	1,974
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.43豪ドル	1,303
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.09ユーロ	1,860
			円建て(ヘッジあり)	930円	-
5月末日	21,411,758.93	3,352,224,978	米ドル建て	12.64米ドル	1,979
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.45豪ドル	1,305
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.09ユーロ	1,860
			円建て(ヘッジあり)	928円	-
6月末日	21,455,329.08	3,359,046,321	米ドル建て	12.77米ドル	1,999
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.57豪ドル	1,318
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.17ユーロ	1,875
			円建て(ヘッジあり)	934円	-
7月末日	20,940,737.84	3,278,481,916	米ドル建て	12.84米ドル	2,010
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.63豪ドル	1,324
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.21ユーロ	1,882
			円建て(ヘッジあり)	936円	-
8月末日	21,009,056.88	3,289,177,945	米ドル建て	12.90米ドル	2,020
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.69豪ドル	1,330
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.23ユーロ	1,886
			円建て(ヘッジあり)	937円	-

9月末日	21,233,082.90	3,324,251,459	米ドル建て	13.04米ドル	2,042
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.82豪ドル	1,344
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.33ユーロ	1,904
			円建て(ヘッジあり)	944円	-
10月末日	21,048,630.74	3,295,373,629	米ドル建て	13.12米ドル	2,054
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.89豪ドル	1,351
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.37ユーロ	1,912
			円建て(ヘッジあり)	947円	-
11月末日	20,324,559.26	3,182,012,998	米ドル建て	13.16米ドル	2,060
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.92豪ドル	1,354
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.38ユーロ	1,913
			円建て(ヘッジあり)	947円	-
12月末日	20,594,929.21	3,224,342,117	米ドル建て	13.13米ドル	2,056
			豪ドル建て(ヘッジあり)	12.88豪ドル	1,350
			ユーロ建て(ヘッジあり)	10.33ユーロ	1,904
			円建て(ヘッジあり)	940円	-

< 参考情報 >

純資産の推移

(2015年12月末日～2025年12月末日)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

()米ドル建てクラス受益証券

計算期間	収益率（注）
第四計算期間 (2015年9月1日～2016年8月末日)	7.41%
第五計算期間 (2016年9月1日～2017年8月末日)	0.88%
第六計算期間 (2017年9月1日～2018年8月末日)	- 1.40%
第七計算期間 (2018年9月1日～2019年8月末日)	10.67%
第八計算期間 (2019年9月1日～2020年8月末日)	4.34%
第九計算期間 (2020年9月1日～2021年8月末日)	2.23%
第十計算期間 (2021年9月1日～2022年8月末日)	- 14.91%
第十一計算期間 (2022年9月1日～2023年8月末日)	1.42%
第十二計算期間 (2023年9月1日～2024年8月末日)	8.64%
第十三計算期間 (2024年9月1日～2025年8月末日)	3.61%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各計算期間末現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該各計算期間の直前の計算期間の最終評価日現在の1口当たり純資産価格

（ ）豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券

計算期間	収益率（注）
第四計算期間 （2015年9月1日～2016年8月末日）	9.05%
第五計算期間 （2016年9月1日～2017年8月末日）	1.31%
第六計算期間 （2017年9月1日～2018年8月末日）	- 1.54%
第七計算期間 （2018年9月1日～2019年8月末日）	9.47%
第八計算期間 （2019年9月1日～2020年8月末日）	2.18%
第九計算期間 （2020年9月1日～2021年8月末日）	1.69%
第十計算期間 （2021年9月1日～2022年8月末日）	- 15.64%
第十一計算期間 （2022年9月1日～2023年8月末日）	- 0.77%
第十二計算期間 （2023年9月1日～2024年8月末日）	6.75%
第十三計算期間 （2024年9月1日～2025年8月末日）	2.84%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各計算期間末現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該各計算期間の直前の計算期間の最終評価日現在の1口当たり純資産価格

（ ）ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券

計算期間	収益率（注）
第四計算期間 （2015年9月1日～2016年8月末日）	6.02%
第五計算期間 （2016年9月1日～2017年8月末日）	- 1.17%
第六計算期間 （2017年9月1日～2018年8月末日）	- 4.01%
第七計算期間 （2018年9月1日～2019年8月末日）	7.03%
第八計算期間 （2019年9月1日～2020年8月末日）	1.42%
第九計算期間 （2020年9月1日～2021年8月末日）	1.23%
第十計算期間 （2021年9月1日～2022年8月末日）	- 16.44%
第十一計算期間 （2022年9月1日～2023年8月末日）	- 1.66%
第十二計算期間 （2023年9月1日～2024年8月末日）	6.32%
第十三計算期間 （2024年9月1日～2025年8月末日）	1.29%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各計算期間末現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該各計算期間の直前の計算期間の最終評価日現在の1口当たり純資産価格

()円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

計算期間	収益率(注)
第四計算期間 (2015年9月1日~2016年8月末日)	6.06%
第五計算期間 (2016年9月1日~2017年8月末日)	-1.18%
第六計算期間 (2017年9月1日~2018年8月末日)	-3.76%
第七計算期間 (2018年9月1日~2019年8月末日)	7.24%
第八計算期間 (2019年9月1日~2020年8月末日)	1.96%
第九計算期間 (2020年9月1日~2021年8月末日)	1.48%
第十計算期間 (2021年9月1日~2022年8月末日)	-16.24%
第十一計算期間 (2022年9月1日~2023年8月末日)	-4.41%
第十二計算期間 (2023年9月1日~2024年8月末日)	1.93%
第十三計算期間 (2024年9月1日~2025年8月末日)	-1.37%

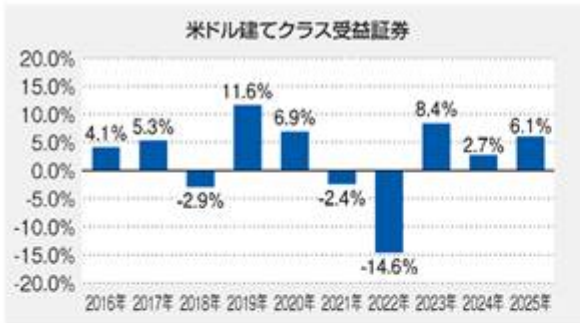
(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各計算期間末現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該各計算期間の直前の計算期間の最終評価日現在の1口当たり純資産価格

< 参考情報 >

収益率の推移



(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

a=当該各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

b=当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配前の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

() 米ドル建てクラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第四計算期間 (2015年9月1日 ~2016年8月末日)	396,468.016 (396,468.016)	1,292,321.442 (1,292,321.442)	3,093,327.513 (3,093,327.513)
第五計算期間 (2016年9月1日 ~2017年8月末日)	281,805.282 (281,805.282)	1,155,918.963 (1,155,918.963)	2,219,213.832 (2,219,213.832)
第六計算期間 (2017年9月1日 ~2018年8月末日)	81,953.540 (81,953.540)	663,384.527 (663,384.527)	1,637,782.845 (1,637,782.845)
第七計算期間 (2018年9月1日 ~2019年8月末日)	89,887.984 (89,887.984)	307,355.607 (307,355.607)	1,420,315.222 (1,420,315.222)
第八計算期間 (2019年9月1日 ~2020年8月末日)	57,395.044 (57,395.044)	230,165.461 (230,165.461)	1,247,544.805 (1,247,544.805)
第九計算期間 (2020年9月1日 ~2021年8月末日)	94,611.735 (94,611.735)	167,281.822 (167,281.822)	1,174,874.718 (1,174,874.718)
第十計算期間 (2021年9月1日 ~2022年8月末日)	10,886.829 (10,886.829)	203,255.692 (203,255.692)	982,505.855 (982,505.855)
第十一計算期間 (2022年9月1日 ~2023年8月末日)	37,324.448 (37,324.448)	166,681.810 (166,681.810)	853,148.493 (853,148.493)
第十二計算期間 (2023年9月1日 ~2024年8月末日)	37,246.862 (37,246.862)	105,614.718 (105,614.718)	784,780.637 (784,780.637)
第十三計算期間 (2024年9月1日 ~2025年8月末日)	55,042.006 (55,042.006)	83,914.279 (83,914.279)	755,908.364 (755,908.364)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

() 豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第四計算期間 (2015年9月1日 ~2016年8月末日)	1,379,435.477 (1,379,435.477)	514,851.275 (514,851.275)	2,568,779.920 (2,568,779.920)
第五計算期間 (2016年9月1日 ~2017年8月末日)	1,137,146.094 (1,137,146.094)	863,842.176 (863,842.176)	2,842,083.838 (2,842,083.838)
第六計算期間 (2017年9月1日 ~2018年8月末日)	376,175.985 (376,175.985)	1,042,668.061 (1,042,668.061)	2,175,591.762 (2,175,591.762)
第七計算期間 (2018年9月1日 ~2019年8月末日)	527,382.701 (527,382.701)	485,684.562 (485,684.562)	2,217,289.901 (2,217,289.901)
第八計算期間 (2019年9月1日 ~2020年8月末日)	310,087.560 (310,087.560)	582,340.169 (582,340.169)	1,945,037.292 (1,945,037.292)
第九計算期間 (2020年9月1日 ~2021年8月末日)	269,940.302 (269,940.302)	373,715.225 (373,715.225)	1,841,262.369 (1,841,262.369)
第十計算期間 (2021年9月1日 ~2022年8月末日)	9,992.881 (9,992.881)	531,647.315 (531,647.315)	1,319,607.935 (1,319,607.935)
第十一計算期間 (2022年9月1日 ~2023年8月末日)	15,778.967 (15,778.967)	128,184.747 (128,184.747)	1,207,202.155 (1,207,202.155)
第十二計算期間 (2023年9月1日 ~2024年8月末日)	19,834.702 (19,834.702)	91,580.229 (91,580.229)	1,135,456.628 (1,135,456.628)
第十三計算期間 (2024年9月1日 ~2025年8月末日)	11,632.426 (11,632.426)	209,302.282 (209,302.282)	937,786.772 (937,786.772)

()ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第四計算期間 (2015年9月1日 ~2016年8月末日)	99,619.180 (99,619.180)	90,795.824 (90,795.824)	311,796.233 (311,796.233)
第五計算期間 (2016年9月1日 ~2017年8月末日)	111,725.700 (111,725.700)	6,530.302 (6,530.302)	416,991.631 (416,991.631)
第六計算期間 (2017年9月1日 ~2018年8月末日)	20,974.393 (20,974.393)	130,872.805 (130,872.805)	307,093.219 (307,093.219)
第七計算期間 (2018年9月1日 ~2019年8月末日)	32,924.762 (32,924.762)	32,526.278 (32,526.278)	307,491.703 (307,491.703)
第八計算期間 (2019年9月1日 ~2020年8月末日)	6,124.721 (6,124.721)	55,718.302 (55,718.302)	257,898.122 (257,898.122)
第九計算期間 (2020年9月1日 ~2021年8月末日)	17,492.178 (17,492.178)	22,353.379 (22,353.379)	253,036.921 (253,036.921)
第十計算期間 (2021年9月1日 ~2022年8月末日)	1,905.433 (1,905.433)	31,450.216 (31,450.216)	223,492.138 (223,492.138)
第十一計算期間 (2022年9月1日 ~2023年8月末日)	8,412.198 (8,412.198)	20,729.300 (20,729.300)	211,175.036 (211,175.036)
第十二計算期間 (2023年9月1日 ~2024年8月末日)	36,416.078 (36,416.078)	47,082.748 (47,082.748)	200,508.366 (200,508.366)
第十三計算期間 (2024年9月1日 ~2025年8月末日)	737.503 (737.503)	420.000 (420.000)	200,825.869 (200,825.869)

()円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第四計算期間 (2015年9月1日 ~2016年8月末日)	40,790.286 (40,790.286)	157,781.682 (157,781.682)	456,867.994 (456,867.994)
第五計算期間 (2016年9月1日 ~2017年8月末日)	56,533.399 (56,533.399)	115,546.533 (115,546.533)	397,854.860 (397,854.860)
第六計算期間 (2017年9月1日 ~2018年8月末日)	9,209.630 (9,209.630)	74,537.821 (74,537.821)	332,526.669 (332,526.669)
第七計算期間 (2018年9月1日 ~2019年8月末日)	2,096.627 (2,096.627)	95,355.874 (95,355.874)	239,267.422 (239,267.422)
第八計算期間 (2019年9月1日 ~2020年8月末日)	15,359.470 (15,359.470)	29,343.287 (29,343.287)	225,283.605 (225,283.605)
第九計算期間 (2020年9月1日 ~2021年8月末日)	6,828.307 (6,828.307)	8,917.777 (8,917.777)	223,194.135 (223,194.135)
第十計算期間 (2021年9月1日 ~2022年8月末日)	1,376.012 (1,376.012)	28,501.041 (28,501.041)	196,069.106 (196,069.106)
第十一計算期間 (2022年9月1日 ~2023年8月末日)	19,993.895 (19,993.895)	17,371.315 (17,371.315)	198,691.686 (198,691.686)
第十二計算期間 (2023年9月1日 ~2024年8月末日)	9,674.258 (9,674.258)	24,340.154 (24,340.154)	184,025.790 (184,025.790)
第十三計算期間 (2024年9月1日 ~2025年8月末日)	6,522.852 (6,522.852)	21,005.216 (21,005.216)	169,543.426 (169,543.426)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

手続

受益証券は、申込人が購入を希望する受益証券の口数または価額を明記して購入申込通知を完成させ、管理事務代行会社へ送付することにより、購入することができる。購入申込通知書は管理事務代行会社から入手することができる。申込人は、適格投資家であることを証明することが義務付けられている。ただし、かかる購入申込通知が管理会社および管理事務代行会社が満足するよう完成された場合、管理会社は、関連する受益証券を発行し、管理事務代行会社は申込人の名義で受益証券を登録する。

受益証券のクラス

サブ・ファンドにおいて、4種類のクラスの受益証券が発行される。

- ・米ドル建ての「米ドル建てクラス受益証券」
- ・豪ドル建ての「豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券」
- ・ユーロ建ての「ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券」
- ・円建ての「円建て（ヘッジあり）クラス受益証券」

クラスの共通のポートフォリオへの参加ならびに当該クラスに特に帰属する資産および負債を反映して、各クラスの受益証券について個別の純資産価額が計算される。

豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券、ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券に対して適用される特定のヘッジ方針というクラス間の相違を除き、すべてのクラスは、同一の権利、制限および利益を有する。

米ドルの通貨エクスポージャーの（可能な限りの）ヘッジの目的で、（為替先渡取引、為替先物取引および通貨オプション取引等の）為替ヘッジ取引が、豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券、ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の勘定において締結される。本文脈において、投資先ファンド自体が直面するいかなる通貨エクスポージャーにもかかわらず、投資先ファンドへの投資はすべて米ドルの通貨エクスポージャーを生じさせると考えるものとする。

投資者は、為替ヘッジ取引を実行しかつ維持することに関連する費用が生じ、これらの費用が豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券、ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券（場合による。）の純資産価額に配分されかつ反映されることにつき、承知すべきである。

受益証券の発行

受益証券は、以下の取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、関連するクラス受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算される。

受益証券は、金額または受益証券口数により申込みを行う。受益証券は、各発行日に、関連する発行日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行される。管理事務代行会社が一旦受け取った購入申込通知は取消不能である。

発行日の申込人1人当たりの最低申込価額または最低申込口数は、管理会社が日本における販売会社および/または販売取扱会社と協議の上随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低申込価額または最低申込口数である。小数第3位までの端数の受益証券を発行することができる。

投資者が管理事務代行会社とともにその他の通貨で支払うよう調整しない限り、支払は投資者が購入するクラスの通貨により行われることを要する。その他の自由に交換可能な通貨での支払は、当該クラスの関連通貨に交換され、(かかる為替換算コストの控除後の)交換手取金は、申込金の支払に充当される。為替換算は、投資者にとって多少の遅延およびコストの負担を伴うことがある。

申込総額の2%(税抜)を上限とする販売手数料およびそれに課される適用ある税金が加算されることがある。

日本における販売会社または販売取扱会社が受領する販売手数料を除いた申込金額は、即時入手可能な資金により、保管会社により、当該発行日または管理会社が随時決定するその他の日から起算して6営業日以内の日(または当該6営業日目に決済することができなかった場合、当該6営業日目直後の決済可能な日)に、受領されることを要する。

管理会社は、その単独裁量において、請求された支払が保管会社に受領されなかった結果生じる損失について、かかる損失が管理会社の重大な過失または故意による不法行為に起因しない限り、サブ・ファンドに補償することを申込人に要求する権利を留保する。

受益証券は、米国内で登録されておらず、かつ、米国内で募集されておらず、また、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その居住者または当該地に通常居住している者(かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。)に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

識別されたまたは識別され得る自然人(データ主体)に関するすべての情報は(疑義を避けるために付言するならば、販売会社の代表者または正式な署名者に関する情報、買付申込通知または受益者登録簿に記載された情報、管理会社との取引および/または受託会社とのファンドへの投資経由による取引を通じて追加的に収集された情報を含む。)、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移転に関する、および95/46/EC指令を廃止する2016年4月27日付EU規則2016/679(EU一般データ保護規則)に従ってデータ管理者として行為する管理会社によって、および/またはケイマン諸島の2017年データ保護法に従ってデータ管理者として行為する受託会社によって、ならびに個人データの保護に関して適用される法令または規制に従って、個人データとして処理される。管理会社および/または受託会社によるファンドに関する個人データの処理についての情報は、管理会社および/または受託会社宛に請求することにより入手可能である。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止規則

マネー・ロンダリングの防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止を目的とした適用法令または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下、総称して「関係各社」という。）は手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、かかる手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の維持に関して適切な者に依頼するか、またはその他の方法でかかる手続の維持を適切な者に委託することもできる。

関係各社および／またはファンドが当該手続のために依頼し、あるいは当該手続の管理を委任するその他の者（以下「AML担当者」という。）は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および購入代金の源泉を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者または譲受人（適用ある場合）が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、適用ある法律で認められる最大限の範囲において、利息を付さずに費用およびリスクにつき購入申込者負担で送金元の口座に返金される。

ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、受益者に対して買戻代金もしくは分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるかと疑うか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社もしくはAML担当者による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金もしくは分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

CIMAは、ファンドによる随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則の規定の違反に関してファンドに対して、また、違反に同意したか、もしくは、違反を黙認した受託会社の取締役もしくは役員または違反が起因すると証明された、懈怠を行った者に対して、多額の行政上の罰金を課す裁量的権限を有する。ファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、ファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担する。

ケイマン諸島内の者は、他の者が大量破壊兵器の拡散、犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関す

る法律に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「F R A」という。）に対して、または、
（ ）大量破壊兵器の拡散、テロ行為またはテロリストへの資金提供もしくはテロリストの資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

購入申込者は、適用される法律および規則に基づき、実質所有者および管理者のために、またそれらのために、またはそれらの代理人のために、マネー・ロンダリング、税務情報交換、規制およびケイマン諸島およびその他の法域における類似の事柄に関連して、関係各社が要請に応じて規制当局およびその他の者に開示することに同意する。

ルクセンブルグのマネー・ロンダリング防止規則

ルクセンブルグに所在する管理会社および管理事務代行会社は、常にルクセンブルグのマネー・ロンダリング/テロ資金供与防止（A M L / C F T）法令を遵守しなければならない。上記のプロセスおよびルクセンブルグの法律に基づき適用されるその他のプロセスに加え、ルクセンブルグのA M L / C F T適用法令に基づき、当局への報告義務が適用される。

マネー・ロンダリング防止責任者

SNIF@smbcnikko-ifmc.comのメールアドレスに宛てて管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

制裁

サブ・ファンドの受益証券は日本における販売会社および/または販売取扱会社を通じてのみ販売されるという事実により、日本における販売会社および/または販売取扱会社は、管理会社に対し、申込人および受益者（および、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、実質所有者、管理者または授権された者（以下、本項において「関係者」という。）（もしあれば））が（ ）米国財務省海外資産管理局（以下「O F A C」という。）または国際連合によって維持されている、またはE Uおよび/または英国の規則（後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため）に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名（名称）が掲載されていないこと、（ ）国際連合、O F A C、E Uおよび/または英国によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または（ ）国際連合、O F A C、E U、英国またはケイマン諸島によって課せられた制裁（英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。）の対象（以下「制裁対象」と総称する。）でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込人または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込人または当該関係者（適用ある場合）に通知することなく、申込人または当該関係者（適用ある場合）が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込人との追加の取引および/または申込人のサブ・ファンドの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある（以下「制裁対象者事象」という。）。受託会社ならびに管理会社、名義書換機関、販売者および副販売者または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込人が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および/または損失（直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。）に対する責任を一切負わないものとする。

ケイマン諸島データ保護

ケイマン諸島の2017年データ保護法（以下「データ保護法」という。）は、国際的に認められているデータ保護の原則に基づいて、ファンドに対する法的要件を規定している。投資者となろうとする者は、ファンドへの投資ならびにファンドおよびその関連会社および/または代理人との関連する相互作用（買付申込通知の記入を含み、適用可能な場合には電子通信または電話の記録を含む。）を行うことにより、または、受託会社に投資者（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代理人）に関する個人情報を提供することにより、そのような個人は、データ保護法の範囲内で個人情報を構成する一定の個人情報を受託会社およびその関連会社および/または代理人（管理事務代行会社を含む。）に提供することになることに留意しなければならない。受託会社は、本個人情報に関するデータ管理者としての役割を果たし、その関連会社および/または管理事務代行会社などの受任者、投資運用会社およびその他の者はデータ処理者（または状況によりそれら自身の権利においてデータ管理者）としての役割を果たすものとする。

ファンドへの投資および/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、上述のことを詳細に読み、理解したことを認めるものとみなされるものとする。データ保護法の監督は、ケイマン諸島のオンブズマン事務所の責任とする。ファンドによるデータ保護法の違反は、改善命令、罰金または刑事訴追の付託を含むオンブズマンによる強制措置につながる可能性がある。

所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合には、この限りではない。表明、包含、解釈された信託にかかる通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り、サブ・ファンドの受益証券の購入申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で日本における販売会社に送付する。

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一名の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合には、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、絶対的裁量により、理由を述べることなく受益証券の買付申込通知の一部または全部を拒絶する権利を留保する。買付申込通知が拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスク負担において利息を付さずに申込者に返還される。

受益証券の発行は、信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止されることがある。

各受益者は、日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に登録された自身の情報に変更（投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。）があった場合、書面で日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に通知するとともに、かかる変更に関係して日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）が合理的に請求した追加書類を、日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で随時承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の勘定で受益証券を取得すること、および（ ）管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負う。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを要求することができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

（２）日本における販売

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。

受益証券は、米国内で登録されておらず、かつ、米国内で募集されておらず、また、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

日本の投資者は、原則として日本における営業日の午後3時（日本時間）までに、日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了することにより、取得の申込みをすることができる。なお、日本における販売会社または販売取扱会社によっては異なる場合があるので、詳細は日本における販売会社または販売取扱会社に確認のこと。

受益証券は、各発行日に、管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行される。受益証券の申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込注文を当該発行日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該発行日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。

発行価格は通常、発行日のルクセンブルグにおける翌営業日である計算日に算出される。日本における販売会社は、通常、計算日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

各クラス受益証券の最低申込価額または最低申込口数は、管理会社が日本における販売会社および/または販売取扱会社と協議の上随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低申込価額または最低申込口数である。申込単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

受益証券の取得申込みにあたって、上限2.20%（税抜2.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。ただし、管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

投資者は、原則として日本における約定日から起算して日本における4営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して申込金額および申込手数料を支払うものとする。申込金額および申込手数料は、販売取扱会社に対しては、米ドル建てクラス受益証券については米ドルで、豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券については豪ドルで、ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券についてはユーロで、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券については円で、それぞれ支払われるものとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、日本における受渡日以前に申込金額および申込手数料の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるS M B C信託銀行は、通常、申込受付日に申込金額および申込手数料の引落としを行う。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社および販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券を日本において販売することができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

日本における販売会社および販売取扱会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社が絶対的裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、() 受益証券を適格投資家に譲渡すること、() 譲受人が自己の計算で受益証券を取得すること、および() 管理会社および日本における販売会社が絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

前記「(1) 海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

買戻しの手続

受益証券は、以下の買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

「買戻日」とは、毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で受益証券の口数をもって行うことができる。買戻請求通知書は、管理事務代行会社から入手することができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の総口数を明記した上で、当該買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に提出しなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は取消不能である。

買戻日における受益者1人当たりの各クラスの受益証券の最低買戻口数は、（ ）1口以上0.001口単位とし、（ ）受益者が保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位とし、または（ ）日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定する単位とする。小数第3位までの端数の受益証券を買い戻すことができる。

買戻しの制限

管理会社は、A I F M Dに基づき、投資者の最善の利益のために、特に厳しい市況または大量の買戻請求がなされる状況においてサブ・ファンドの流動性を管理するために、流動性管理ツールを用いることができる。

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社が（投資先ファンドにおいて課される換金の制限を考慮して）その絶対的な裁量により決定した割合または金額を超える場合、管理会社は、（ ）管理会社が当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期すること（受益証券の買戻しに際し、受益者が管理会社に対して行うべき買戻通知期間の延長）もしくはサブ・ファンドの純資産価額の計算を延期すること、（ ）買い戻される受益証券の総口数を管理会社により決定されるサブ・ファンドの発行済受益証券の割合または金額に制限することを選択することにより、買戻しゲート（すなわち、受益者による受益証券の買戻請求権の一時的かつ部分的な制限）を適用し、受益者の買戻請求を比例按分で縮減し、残りはその後の買戻日において当該買戻日に関して受領される買戻請求通知に優先して買い戻すこと、または、（ ）買い戻される受益証券の総口数を管理会社により決定されるサブ・ファンドの発行済受益証券の割合または金額に制限することを選択し、受益者の買戻請求を比例按分で縮減し、残りは無効とみなすことのうち、いずれかを行うことができる。

一時停止の期間中（詳細については後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算の一時停止」の項参照）、受益証券の買戻しは行われない。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの買戻請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

買戻代金の支払

買戻代金の支払は、通常、関連する買戻日から起算して6営業日以内（もしくは当該6営業日目以前に決済することができなかつた場合、当該6営業日目直後の決済可能な日）または管理会社が随時決定するその他の日までに決済されるものとする。支払は、関連する受益者から管理事務代行会社に出された指示に従って、受益者のリスクおよび費用負担で関連するクラスの通貨で直接振込によって行われる。支払前の買戻代金に利息は付されないものとする。

サブ・ファンドの受益証券の買戻代金の支払は、投資先ファンドの投資証券にかかる買戻代金のサブ・ファンドによる受領に依拠することがあり、したがって、かかる支払は延期されることがある。投資先ファンドの投資証券の買戻代金の受領遅延の可能性に関するより詳細な情報については、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

強制的買戻し

管理会社は、受託会社のために、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者の一部または全員に書面により通知することにより、それまでに買戻されていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- (イ) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
 - () いずれかの国または政府機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者（その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。）、
 - () 適格投資家でない者、または適格投資家でない者に代わりもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または
 - () サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。
- (ロ) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して要求される最低の口数（もしあれば）に満たない場合。
- (ハ) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して要求される最低の口数（もしあれば）に満たなくなった場合。
- (ニ) ある受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額の合計額が、本書に定める最低口数または最低金額（もしあれば）を下回ることになる場合。
- (ホ) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (ヘ) 受益者が行いたいいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。
- (ト) 受益者が受益証券に関する購入申込代金を支払わない場合。
- (チ) 受託会社または管理会社が、買戻すことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (リ) サブ・ファンドの純資産価額が投資方針を遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。

(ヌ) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。

(ル) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記に代わり、上記(イ)の場合に、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に売却して、受託会社または管理会社に売却の証拠を提出するものとする。

(2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、買戻価格で買い戻すことができる。買戻価格は、買戻日のルクセンブルグにおける翌営業日である計算日に管理事務代行会社により算出される各買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、原則として日本における営業日の午後3時(日本時間)までに、日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了することにより(日本における販売会社または販売取扱会社によっては異なる場合があるので、詳細は日本における販売会社または販売取扱会社に確認のこと)、()1口以上0.001口単位、()受益者が保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位、または()日本における販売会社もしくは販売取扱会社が随時決定する単位による受益証券の買戻しを請求することができる。小数第3位までの端数の受益証券を買い戻すことができる。

受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻請求通知を当該買戻日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる買戻請求通知を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、買戻日(原則として、毎営業日)の午前12時(正午)(ルクセンブルグ時間)、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次ぎなければならない。

(注1) S M B C 信託銀行の一部の支店等で買戻しを取扱わないこととしている場合がある。また、一部の支店等では、電話による買戻しのみを受け付ける場合がある。

(注2) インターネット取引での買戻しについては、S M B C 信託銀行に照会のこと。

大量の買戻請求があった場合、前記「(1) 海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、原則として日本における約定日(通常、買戻請求受付日のルクセンブルグにおける翌営業日の日本における翌営業日)から起算して日本における4営業日目に行われる。

買戻し手数料は課されない。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、販売取扱会社からは、米ドル建てクラス受益証券については米ドルで、豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券については豪ドルで、ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券についてはユーロで、円建て(ヘッジあり)クラス受益証券については円で、それぞれ支払われるものとする。

前記「(1) 海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

3【スイッチング手続等】

クラス間の受益証券のスイッチングは、行うことができない。サブ・ファンドの受益証券とファンドの他のサブ・ファンドの受益証券とのスイッチングは、行うことができない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の最直近の入手可能な市場価格を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの受益証券の基準通貨で計算するものとする。サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。

各評価日現在におけるサブ・ファンドの純資産価格は、基本信託証書に記載されている原則に従い、各計算日に算出される。

各評価日現在のサブ・ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定するものとする。

(イ)最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の購入申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、当該評価日現在の信託財産の価額の実現または未実現の増減分（管理会社（または管理会社のために管理事務代行会社）の裁量により、為替ヘッジに関連する資産または負債を除く。）を配分する。

(ロ)次に、資産または負債の増減分（為替ヘッジを含むが、これに限定されない。）を配分する。

(ハ)最後に、サブ・ファンドの評価日現在で受益者に分配する金額（もしあれば）を除外する。

サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。

したがって、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定される。

(イ)最初に、サブ・ファンドの純資産価額を、当該評価日終了現在の購入申込分および買戻分を織り込む前のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。

(ロ)次に、四捨五入して小数第2位まで算出する。ただし、円建ての受益証券（もしあれば）はこの限りではなく、四捨五入して一円の単位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産価額のすべての算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的なものであり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、管理事務代行会社または管理会社に対する請求権は発生しないものとする。また、管理会社および管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価に依拠することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産価額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わないものとする。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、もしくはサブ・ファンドに関連する信託証書補遺または英文目論見書で規定されない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

(イ) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在の純資産価格（または当該日現在で計算されない場合は計算されたその直前の日の純資産価格）で評価する。

(ロ) 金融商品取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ金融商品取引所の最新の市場価格で評価する。

(ハ) 金融商品取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。

(ニ) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。

(ホ) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。

- (ヘ) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日現在で算定される。
- (ト) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社はその裁量により誠実に評価する。
- 上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。
- (イ) 発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなされ、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財産の価額を含むとみなされる。
- (ロ) 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されていないものとみなされ、また、サブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
- (ハ) 投資対象を購入(もしくは取得)または売却(もしくは処分)することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が適宜に完了したものであるものとして、取得の場合には織り込み、処分の場合には除き、取得の場合には総取得価格を織り込み、処分の場合には正味処分価格を除くものとする。
- (ニ) 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した収益または利益に関する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払または還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
- (ホ) 発生済みで未払いの収益的費用(上記に該当するものを除く。)およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
- (ヘ) サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適切とみなすレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売呼値または最も高い市場の買呼値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

純資産価格の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算、ならびに／または受益証券の発行および／もしくは買戻しを、その単独の裁量により、以下の状況を含むあらゆる理由に基づいて停止することができる。

- (イ) その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
- (ロ) 緊急事態に相当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
- (ハ) サブ・ファンドの直接もしくは間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接もしくは間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
- (ニ) 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金を通常の為替レートで実行できないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
- (ホ) サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止することが必要であると受託会社または管理会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員にかかる停止について書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ファンドまたはサブ・ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2008年9月11日から149年後に終了する予定である。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、毎年8月31日に終了する。

(5) 【その他】

発行限度額

サブ・ファンドの受益証券の発行限度口数は設けられていない。

ファンドまたはサブ・ファンドの解散

サブ・ファンド（または場合によりファンド）は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

(イ) サブ・ファンド（もしくは場合によりファンド）の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社もしくは管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。

(ロ) その純資産総額が1,000万米ドルまたは管理会社および受託会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の金額を下回り、管理会社および受託会社が、日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上で、サブ・ファンドの終了を決定した場合。

(ハ) 受益者が、サブ・ファンド決議（または場合により受益者決議）により終了を決定した場合。

(ニ) 基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時。

(ホ) 受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命または任命を手配することができない場合。

(ヘ) 管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命または任命を手配することができない場合。

(ト) 受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了の決定をする場合。

管理会社は、投資先ファンドが終了した場合、サブ・ファンドを終了させる。

サブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちに当該サブ・ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知するものとする。

信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社が関連するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、一部改定しまたは追加することができる。

管理会社または受託会社が、

() かかる修正、変更、一部改定、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないと判断すること、または

() かかる修正、変更、一部改定、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求により（法的拘束力の有無にかかわらず）必要であると判断すること

を書面で証明しない限り、かかる修正、変更、一部改定、追加には、受益者決議またはサブ・ファンド決議（場合による。）の承認を得ることを要するものとする。

修正、変更、一部改定、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務または責任の受諾を課すものであってはならない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90暦日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、60日前までに書面による通知をすることにより、または一定の場合には、一方当事者から他方当事者に対し、書面による通知をすることによりいつでも終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利を行使する。

受益者の有する権利は次の通りである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

残余財産分配請求権

ファンドまたはサブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。サブ・ファンドの信託証書は、投資方針および投資制限やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を承認する場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更(以下参照)を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンド決議を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、(a)サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

サブ・ファンドの信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更承認について、受益者決議が必要である旨規定している。受益者決議は、(a)全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地代行会社、支払代行会社、受託会社、ファンドの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限

また関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . サブ・ファンドの直近2計算期間の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー（ケイマン諸島事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . サブ・ファンドの原文の財務書類はユーロ、豪ドル、日本円および米ドルで表示されている。

日本語の財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2025年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 ユーロ	=	184.33円
1 豪ドル	=	104.82円
1 米ドル	=	156.56円

1【財務諸表】

(1)【2025年8月31日終了年度】

【貸借対照表】

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

純資産計算書

2025年8月31日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価16,878,646.63米ドル (2,642,521千円))	1.2	20,258,922.84	3,171,737
銀行預金		798,234.65	124,972
為替先渡取引に係る未実現評価益	1.6,11	24,028.18	3,762
受益証券販売未収金		300.00	47
資産合計		21,081,485.67	3,300,517
負債			
未払印刷および公告費用		18,437.57	2,887
未払専門家費用		15,800.42	2,474
未払弁護士費用		14,673.70	2,297
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	8,485.60	1,329
未払投資運用会社報酬	5	7,700.30	1,206
未払受託会社報酬	2	2,445.60	383
未払管理事務代行会社報酬	6	1,660.40	260
未払代行協会員報酬	8	1,574.79	247
未払管理会社報酬	3	524.69	82
投資有価証券購入未払金		300.00	47
未払保管会社報酬	7	173.99	27
その他負債		651.73	102
負債合計		72,428.79	11,339
純資産		21,009,056.88	3,289,178
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		9,749,192.89米ドル	1,526,334
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		11,896,117.37豪ドル	1,246,951
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		158,912,579円	
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券		2,055,415.24ユーロ	378,875
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		755,908.364口	
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		937,786.772口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		169,543.426口	
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券		200,825.869口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		12.90米ドル	2,020円
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		12.69豪ドル	1,330円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		937円	
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券		10.23ユーロ	1,886円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

【損益計算書】

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

損益および純資産変動計算書

2025年8月31日終了会計年度

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
収益			
銀行利息	1.4	34,852.13	5,456
収益合計		34,852.13	5,456
費用			
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	104,429.69	16,350
投資運用会社報酬	5	94,765.94	14,837
弁護士費用		32,084.67	5,023
印刷および公告費用	9	22,186.85	3,474
管理事務代行会社報酬	6	20,434.80	3,199
代行協会員報酬	8	19,380.58	3,034
専門家費用		15,661.81	2,452
受託会社報酬	2	14,932.44	2,338
管理会社報酬	3	6,457.93	1,011
登録手数料		3,352.13	525
保管会社報酬	7	2,142.02	335
取引手数料		577.64	90
その他費用		2,111.58	331
費用合計		338,518.08	52,998
投資純利益 / (損失)		(303,665.95)	(47,542)
以下に係る実現純利益 / (損失)			
投資有価証券	1.2	594,744.04	93,113
外国為替	1.5	48,417.37	7,580
為替先渡取引	1.6	(141,870.34)	(22,211)
当期の投資純利益 / (損失) および 実現純利益 / (損失)		197,625.12	30,940
以下に係る未実現評価益 / (評価損) の純変動額			
投資有価証券	1.2	447,717.82	70,095
為替先渡取引	1.6	(364,284.96)	(57,032)
運用による純資産の純増加 / (減少) 額		281,057.98	44,002
資本の変動			
受益証券の販売		832,201.00	130,289
受益証券の買戻し		(2,866,793.02)	(448,825)
資本の純変動額		(2,034,592.02)	(318,536)
純資産、期首		22,762,590.92	3,563,711
純資産、期末		21,009,056.88	3,289,178

添付の注記は、本財務書類の一部である。

[次へ](#)

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド
統計情報

発行済受益証券口 数、期末	米ドル建て	豪ドル建て	円建て	ユーロ建て
	クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券
2023年8月31日	853,148.493 □	1,207,202.155 □	198,691.686 □	211,175.036 □
2024年8月31日	784,780.637 □	1,135,456.628 □	184,025.790 □	200,508.366 □
発行受益証券	55,042.006 □	11,632.426 □	6,522.852 □	737.503 □
買戻受益証券	(83,914.279) □	(209,302.282) □	(21,005.216) □	(420.000) □
2025年8月31日	755,908.364 □	937,786.772 □	169,543.426 □	200,825.869 □

純資産、期末	米ドル建て	豪ドル建て	円建て	ユーロ建て
	クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券
2023年8月31日	9,780,785.48 ユーロ (1,531,280千円)	13,952,039.01 ユーロ (1,462,453千円)	185,172,504 円	2,005,142.86 ユーロ (369,608千円)
2024年8月31日	9,770,123.35 ユーロ (1,529,611千円)	14,013,063.55 ユーロ (1,468,849千円)	174,883,309 円	2,025,756.67 ユーロ (373,408千円)
2025年8月31日	9,749,192.89 ユーロ (1,526,334千円)	11,896,117.37 ユーロ (1,246,951千円)	158,912,579 円	2,055,415.24 ユーロ (378,875千円)

受益証券1口当たり 純資産価格、期末	米ドル建て	豪ドル建て	円建て	ユーロ建て
	クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券
2023年8月31日	11.46 ユーロ (1,794円)	11.56 ユーロ (1,212円)	932 円	9.50 ユーロ (1,751円)
2024年8月31日	12.45 ユーロ (1,949円)	12.34 ユーロ (1,293円)	950 円	10.10 ユーロ (1,862円)
2025年8月31日	12.90 ユーロ (2,020円)	12.69 ユーロ (1,330円)	937 円	10.23 ユーロ (1,886円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

[次へ](#)

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

財務書類に対する注記

2025年8月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、継続企業の前に基づいて、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産価額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産価額を入手できない場合には、その直前日の純資産価額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当会計年度に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告年度に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

外国為替に係る未実現評価損益の純変動額および実現損益は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

1.6 為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先渡レートで評価される。

為替先渡取引に係る未実現評価損益の純変動額および実現損益は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上される。ヘッジありクラス受益証券については、未実現評価損益は適宜、各クラスへ配分される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する(最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル)。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.005%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産の年率0.48%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.44%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注6．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.095%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注7．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．印刷および公告費用

損益および純資産変動計算書の「印刷および公告費用」に計上されている費用は、主に英文年次報告書および英文半期報告書ならびに日本の法令に基づく書類等の作成にかかる費用で構成されている。

注10．税金

10.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

10.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注11．為替先渡取引

2025年8月31日現在、サブ・ファンドは以下の未決済の為替先渡取引を有している。

11.1 - 豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 米ドル
米ドル	7,814,500.15	豪ドル	11,969,537.00	2025年9月16日	14,881.16
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価益					14,881.16

11.2 - 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 米ドル
米ドル	1,084,470.08	日本円	159,699,715.00	2025年9月16日	4,036.43
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価益					4,036.43

11.3 - ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 米ドル
米ドル	2,406,885.87	ユーロ	2,063,287.00	2025年9月16日	5,110.53
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価益					5,110.53

11.4 - ポートフォリオ運用上の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 米ドル
米ドル	39.99	日本円	5,884	2025年9月5日	0.06
ポートフォリオ運用上の通貨エクスポージャーをカバーする 為替先渡取引に係る未実現評価益					0.06

2025年8月31日現在、サブ・ファンドの未決済の為替先渡取引に係る未実現純評価益合計は、24,028.18米ドルである。

注12. 為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の米ドルへの換算に使用された2025年8月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
豪ドル	1.5293
ユーロ	0.8564
日本円	147.0051

注13．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注14．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの投資運用会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注15．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後監査報告書日までに生じた重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド
投資有価証券明細表
2025年8月31日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
			米ドル	米ドル	%
投資信託					
1,075,885.44	BlackRock Global Funds - Global Corporate Bond Fund Class X2 (USD)	米ドル	16,878,646.63	20,258,922.84	96.43
投資信託合計			16,878,646.63	20,258,922.84	96.43
投資有価証券合計			16,878,646.63	20,258,922.84	96.43

投資有価証券の分類
2025年8月31日現在

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	96.43
投資有価証券合計		96.43

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間には相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

Premium Funds - Global Corporate Bond

Statement of net assets as at August 31, 2025

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
Assets		
Investments at net asset value (cost USD 16,878,646.63)	1.2	20,258,922.84
Cash at bank		798,234.65
Unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.6, 11	24,028.18
Subscriptions receivable		300.00
Total assets		21,081,485.67
Liabilities		
Printing and publishing expenses payable		18,437.57
Professional expenses payable		15,800.42
Legal expenses payable		14,673.70
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	4	8,485.60
Investment Manager fees payable	5	7,700.30
Trustee fees payable	2	2,445.60
Administrator fees payable	6	1,660.40
Agent Company fees payable	8	1,574.79
Manager fees payable	3	524.69
Investments bought payable		300.00
Custodian fees payable	7	173.99
Other liabilities		651.73
Total liabilities		72,428.79
Net assets		21,009,056.88
Net assets		
Class USD Unit	USD	9,749,192.89
Class AUD (Hedged) Unit	AUD	11,896,117.37
Class JPY (Hedged) Unit	JPY	158,912,579
Class EUR (Hedged) Unit	EUR	2,055,415.24
Number of units outstanding		
Class USD Unit		755,908.364
Class AUD (Hedged) Unit		937,786.772
Class JPY (Hedged) Unit		169,543.426
Class EUR (Hedged) Unit		200,825.869
Net asset value per unit		
Class USD Unit	USD	12.90
Class AUD (Hedged) Unit	AUD	12.69
Class JPY (Hedged) Unit	JPY	937
Class EUR (Hedged) Unit	EUR	10.23

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Global Corporate Bond

Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2025

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
Income		
Bank interests	1.4	34,852.13
Total income		34,852.13
Expenses		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	4	104,429.69
Investment Manager fees	5	94,765.94
Legal expenses		32,084.67
Printing and publishing expenses	9	22,186.85
Administrator fees	6	20,434.80
Agent Company fees	8	19,380.58
Professional expenses		15,661.81
Trustee fees	2	14,932.44
Manager fees	3	6,457.93
Registration fees		3,352.13
Custodian fees	7	2,142.02
Transaction fees		577.64
Other expenses		2,111.58
Total expenses		338,518.08
Net investment gain/(loss)		(303,665.95)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Global Corporate Bond

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2025
(continued)**

(Expressed in US dollars)

Net investment gain/(loss)		(303,665.95)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	1.2	594,744.04
Foreign exchange	1.5	48,417.37
Forward foreign currency exchange contracts	1.6	(141,870.34)
Net investment gain/(loss) and realised gain/(loss) for the year		197,625.12
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Investments	1.2	447,717.82
Forward foreign currency exchange contracts	1.6	(364,284.96)
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		281,057.98
Movement in capital		
Subscription of units		832,201.00
Repurchase of units		(2,866,793.02)
Net movement in capital		(2,034,592.02)
Net assets at the beginning of the year		22,762,590.92
Net assets at the end of the year		21,009,056.88

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Global Corporate Bond Statistical information

Number of units outstanding at the end of the year		Class USD Unit	Class AUD (Hedged) Unit	Class JPY (Hedged) Unit	Class EUR (Hedged) Unit
August 31, 2023		853,148.493	1,207,202.155	198,691.686	211,175.036
August 31, 2024		784,780.637	1,135,456.628	184,025.790	200,508.366
Units issued		55,042.006	11,632.426	6,522.852	737.503
Units repurchased		(83,914.279)	(209,302.282)	(21,005.216)	(420.000)
August 31, 2025		755,908.364	937,786.772	169,543.426	200,825.869
Net assets at the end of the year		Class USD Unit	Class AUD (Hedged) Unit	Class JPY (Hedged) Unit	Class EUR (Hedged) Unit
August 31, 2023		USD 9,780,785.48	AUD 13,952,039.01	JPY 185,172,504	EUR 2,005,142.86
August 31, 2024		USD 9,770,123.35	AUD 14,013,063.55	JPY 174,883,309	EUR 2,025,756.67
August 31, 2025		USD 9,749,192.89	AUD 11,896,117.37	JPY 158,912,579	EUR 2,055,415.24
Net asset value per unit at the end of the year		Class USD Unit	Class AUD (Hedged) Unit	Class JPY (Hedged) Unit	Class EUR (Hedged) Unit
August 31, 2023		USD 11.46	AUD 11.56	JPY 932	EUR 9.50
August 31, 2024		USD 12.45	AUD 12.34	JPY 950	EUR 10.10
August 31, 2025		USD 12.90	AUD 12.69	JPY 937	EUR 10.23

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Global Corporate Bond

Notes to the financial statements

(As at August 31, 2025)

Note 1 - Significant accounting policies

1.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared on going concern basis and in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

1.2 - Valuation of the investments and other assets

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the most recent net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price (as more fully described in the Master Trust Deed and/or relevant supplemental trust deed) on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments held by the Series Trust are valued in good faith by the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if, on the date on which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets shall be determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) all other assets and liabilities are valued in good faith by the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;
- (h) net change in unrealised appreciation and depreciation comprises changes in net asset value of investments for the year and the reversal of prior year's unrealised appreciation and depreciation for investments which were realised in the reporting year;
- (i) realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

1.3 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

Premium Funds - Global Corporate Bond**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2025)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)**1.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis and recorded net of withholding tax.

1.5 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than the US dollar ("USD") are translated at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than USD are translated into USD at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Net change in unrealised appreciation and depreciation and realised gain and loss on foreign exchange are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

1.6 - Forward foreign currency exchange contracts

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Net change in unrealised appreciation and depreciation and realised gain or loss resulting from forward foreign currency exchange contracts is recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year. For hedged classes of units, unrealised appreciation and depreciation are allocated to each class as appropriate.

Note 2 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a trustee fee at the rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and in the absence of contrary agreement additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates in effect from time to time.

Note 3 - Manager fees

The Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Premium Funds - Global Corporate Bond**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2025)

Note 4 - Distributor fees and Sales Handling Company fees

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.005% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

In addition to the above fee, the Distributor and the Sales Handling Company are each entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.48% per annum of the portion of the net assets of the Series Trust corresponding to the units handled by each of them, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.44% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 6 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.095% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.09% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 9 - Printing and publishing expenses

Expenses recorded under the caption "Printing and publishing expenses" in the statement of operations and changes in net assets are mainly composed of fees for production of annual and semi-annual reports and documents required by Japanese laws.

Premium Funds - Global Corporate Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2025)

Note 10 - Taxation

10.1 - Cayman Islands

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

10.2 - Other countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 11 - Forward foreign currency exchange contracts

As at August 31, 2025, the Series Trust has the following open forward foreign currency exchange contracts:

11.1 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class AUD (Hedged) Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					USD
USD	7,814,500.15	AUD	11,969,537.00	16/09/25	14,881.16
Unrealised appreciation on the forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class AUD (Hedged)					14,881.16

11.2 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class JPY (Hedged) Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					USD
USD	1,084,470.08	JPY	159,699,715.00	16/09/25	4,036.43
Unrealised appreciation on the forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of the Class JPY (Hedged)					4,036.43

Premium Funds - Global Corporate Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2025)

Note 11 - Forward foreign currency exchange contracts (continued)**11.3 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class EUR (Hedged) Unit**

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					USD
USD	2,406,885.87	EUR	2,063,287.00	16/09/25	5,110.53
Unrealised appreciation on the forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of the Class EUR (Hedged)					5,110.53

11.4 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					USD
USD	39.99	JPY	5,884	05/09/25	0.06
Unrealised appreciation on the forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure in the context of portfolio management					0.06

The total net unrealised appreciation on the outstanding forward foreign currency exchange contracts of the Series Trust as at August 31, 2025 amounts to USD 24,028.18.

Note 12 - Exchange rates

The exchange rates as at August 31, 2025 used for the translation into USD of the Series Trust's assets and liabilities not denominated in USD are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	1.5293
EUR	0.8564
JPY	147.0051

Premium Funds - Global Corporate Bond**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2025)

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per unit as of the repurchase day for the units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Note 14 - Related party transactions

The Manager, the Trustee, the Administrator and Custodian, the Investment Manager, the Distributor and Agent Company, and the Sales Handling Company are considered as related parties to the Series Trust.

The Investment Manager is considered as a related party to the Series Trust as it belongs to the same corporate group of the investment manager of the Underlying Fund.

Note 15 - Subsequent events

There has been no significant event after year-end up to the date of the auditor's opinion which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, requires disclosure in the present financial statements.

Premium Funds - Global Corporate Bond**Schedule of investments as at August 31, 2025**

(Expressed in US dollars)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
Investment fund			USD	USD	%
1,075,885.44	BlackRock Global Funds – Global Corporate Bond Fund Class X2 (USD)	USD	16,878,646.63	20,258,922.84	96.43
Total investment fund			16,878,646.63	20,258,922.84	96.43
Total investments			16,878,646.63	20,258,922.84	96.43

Classification of investments as at August 31, 2025

Country	Economic sector	Ratio*
Luxembourg		%
	Trusts, Funds and Similar Financial Entities	96.43
Total investments		96.43

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(2) 【2024年 8月31日終了年度】

【貸借対照表】

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

純資産計算書

2024年 8月31日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価18,748,782.36米ドル (2,935,309千円))	1.2	21,681,340.75	3,394,431
銀行預金		763,383.88	119,515
為替先渡取引に係る未実現評価益	1.6, 11	388,313.26	60,794
資産合計		22,833,037.89	3,574,740
負債			
未払弁護士費用		15,202.52	2,380
未払印刷および公告費用		14,831.76	2,322
未払専門家費用		14,756.31	2,310
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	9,329.36	1,461
未払投資運用会社報酬	5	8,466.01	1,325
未払受託会社報酬	2	2,513.16	393
未払管理事務代行会社報酬	6	1,825.60	286
未払代行協会員報酬	8	1,731.34	271
未払管理会社報酬	3	576.88	90
未払保管会社報酬	7	191.36	30
為替先渡取引に係る未実現評価損	1.6, 11	0.12	0
その他負債		1,022.55	160
負債合計		70,446.97	11,029
純資産		22,762,590.92	3,563,711
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		9,770,123.35米ドル	1,529,611
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		14,013,063.55豪ドル	1,468,849
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		174,883,309円	
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券		2,025,756.67ユーロ	373,408
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		784,780.637口	
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,135,456.628口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		184,025.790口	
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券		200,508.366口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		12.45米ドル	1,949円
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		12.34豪ドル	1,293円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		950円	
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券		10.10ユーロ	1,862円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

【損益計算書】

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

損益および純資産変動計算書

2024年8月31日終了会計年度

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
収益			
銀行利息	1.4	38,191.05	5,979
収益合計		38,191.05	5,979
費用			
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	109,099.45	17,081
投資運用会社報酬	5	99,003.36	15,500
弁護士費用		28,250.76	4,423
印刷および公告費用	9	23,142.90	3,623
管理事務代行会社報酬	6	21,348.68	3,342
代行協会員報酬	8	20,247.15	3,170
受託会社報酬	2	14,958.53	2,342
専門家費用		14,600.69	2,286
管理会社報酬	3	6,746.57	1,056
登録手数料		3,087.19	483
保管会社報酬	7	2,237.90	350
取引手数料		594.65	93
その他費用		2,191.65	343
費用合計		345,509.48	54,093
投資純損失		(307,318.43)	(48,114)
以下に係る実現純利益 / (損失)			
投資有価証券	1.2	347,157.37	54,351
外国為替	1.5	10,207.87	1,598
為替先渡取引	1.6	(248,324.51)	(38,878)
当期の投資純損失および実現純利益		(198,277.70)	(31,042)
以下に係る未実現評価益の純変動額			
投資有価証券	1.2	1,804,561.81	282,522
為替先渡取引	1.6	467,133.52	73,134
運用による純資産の純増加額		2,073,417.63	324,614
資本の変動			
受益証券の販売		1,046,857.83	163,896
受益証券の買戻し		(2,636,761.07)	(412,811)
資本の純変動額		(1,589,903.24)	(248,915)
純資産、期首		22,279,076.53	3,488,012
純資産、期末		22,762,590.92	3,563,711

添付の注記は、本財務書類の一部である。

[次へ](#)

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド
統計情報

発行済受益証券口 数、期末	米ドル建て		豪ドル建て		円建て		ユーロ建て	
	クラス受益証券		(ヘッジあり) クラス受益証券		(ヘッジあり) クラス受益証券		(ヘッジあり) クラス受益証券	
2022年8月31日	982,505.855	口	1,319,607.935	口	196,069.106	口	223,492.138	口
2023年8月31日	853,148.493	口	1,207,202.155	口	198,691.686	口	211,175.036	口
発行受益証券	37,246.862	口	19,834.702	口	9,674.258	口	36,416.078	口
買戻受益証券	(105,614.718)	口	(91,580.229)	口	(24,340.154)	口	(47,082.748)	口
2024年8月31日	784,780.637	口	1,135,456.628	口	184,025.790	口	200,508.366	口
純資産、期末	米ドル建て		豪ドル建て		円建て		ユーロ建て	
	クラス受益証券		(ヘッジあり) クラス受益証券		(ヘッジあり) クラス受益証券		(ヘッジあり) クラス受益証券	
2022年8月31日	11,106,412.66	米ドル	15,376,289.70	豪ドル	191,177,807	円	2,159,702.18	ユーロ
	(1,738,820千円)		(1,611,743千円)				(398,098千円)	
2023年8月31日	9,780,785.48	米ドル	13,952,039.01	豪ドル	185,172,504	円	2,005,142.86	ユーロ
	(1,531,280千円)		(1,462,453千円)				(369,608千円)	
2024年8月31日	9,770,123.35	米ドル	14,013,063.55	豪ドル	174,883,309	円	2,025,756.67	ユーロ
	(1,529,611千円)		(1,468,849千円)				(373,408千円)	
受益証券1口当たり 純資産価格、期末	米ドル建て		豪ドル建て		円建て		ユーロ建て	
	クラス受益証券		(ヘッジあり) クラス受益証券		(ヘッジあり) クラス受益証券		(ヘッジあり) クラス受益証券	
2022年8月31日	11.30	米ドル	11.65	豪ドル	975	円	9.66	ユーロ
	(1,769円)		(1,221円)				(1,781円)	
2023年8月31日	11.46	米ドル	11.56	豪ドル	932	円	9.50	ユーロ
	(1,794円)		(1,212円)				(1,751円)	
2024年8月31日	12.45	米ドル	12.34	豪ドル	950	円	10.10	ユーロ
	(1,949円)		(1,293円)				(1,862円)	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

[次へ](#)

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

財務書類に対する注記

2024年8月31日現在

注1. 重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産価額で評価される(ただし、当該評価日現在の純資産価額を入手できない場合には、その直前日の純資産価額を使用するものとする)。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格(詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている)で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当会計年度に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告年度に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

外国為替に係る未実現評価損益の純変動額および実現損益は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

1.6 為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先渡レートで評価される。

為替先渡取引に係る未実現評価損益の純変動額および実現損益は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上される。ヘッジありクラス受益証券については、未実現評価損益は適宜、各クラスへ配分される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する(最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル)。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.005%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産の年率0.48%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.44%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注6．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.095%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注7．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．印刷および公告費用

損益および純資産変動計算書の「印刷および公告費用」に計上されている費用は、主に英文年次報告書および英文半期報告書ならびに日本の法令に基づく書類等の作成にかかる費用で構成されている。

注10．税金

10.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

10.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注11．為替先渡取引

2024年8月31日現在、サブ・ファンドは以下の未決済の為替先渡取引を有している。

11.1 - 豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 米ドル
米ドル	9,115,043.16	豪ドル	13,895,000	2024年9月17日	348,961.15
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価益					348,961.15

11.2 - 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 米ドル
米ドル	1,222,752.86	日本円	177,558,000	2024年9月17日	5,557.28
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価益					5,557.28

11.3 - ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 米ドル
米ドル	2,411,344.59	ユーロ	2,202,700	2024年9月17日	32,245.40
ユーロ	173,000	米ドル	193,472.51	2024年9月17日	1,549.43
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価益合計					33,794.83

11.4 - ポートフォリオ管理上の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損）益 米ドル
米ドル	29.93	ユーロ	26.89	2024年9月5日	(0.12)
米ドル	8.87	ユーロ	8.00	2024年9月9日	0.00
ポートフォリオ管理上の通貨エクスポージャーをカバーする 為替先渡取引に係る未実現評価損					(0.12)

2024年8月31日現在、サブ・ファンドの未決済の為替先渡取引に係る未実現純評価損合計は、388,313.14米ドルである。

注12. 為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の米ドルへの換算に使用された2024年8月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
豪ドル	1.4688
ユーロ	0.9022
日本円	144.9352

注13．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注14．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの投資運用会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注15．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後監査報告書日までに生じた重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Premium Funds - Global Corporate Bond

Statement of net assets as at August 31, 2024

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
Assets		
Investments at net asset value (cost USD 18,748,782.36)	1.2	21,681,340.75
Cash at bank		763,383.88
Unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.6, 11	388,313.26
Total assets		22,833,037.89
Liabilities		
Legal expenses payable		15,202.52
Printing and publishing expenses payable		14,831.76
Professional expenses payable		14,756.31
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	4	9,329.36
Investment Manager fees payable	5	8,466.01
Trustee fees payable	2	2,513.16
Administrator fees payable	6	1,825.60
Agent Company fees payable	8	1,731.34
Manager fees payable	3	576.88
Custodian fees payable	7	191.36
Unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.6, 11	0.12
Other liabilities		1,022.55
Total liabilities		70,446.97
Net assets		22,762,590.92
Net assets		
Class USD Unit	USD	9,770,123.35
Class AUD (Hedged) Unit	AUD	14,013,063.55
Class JPY (Hedged) Unit	JPY	174,883,309
Class EUR (Hedged) Unit	EUR	2,025,756.67
Number of units outstanding		
Class USD Unit		784,780.637
Class AUD (Hedged) Unit		1,135,456.628
Class JPY (Hedged) Unit		184,025.790
Class EUR (Hedged) Unit		200,508.366
Net asset value per unit		
Class USD Unit	USD	12.45
Class AUD (Hedged) Unit	AUD	12.34
Class JPY (Hedged) Unit	JPY	950
Class EUR (Hedged) Unit	EUR	10.10

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Global Corporate Bond

Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2024

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
Income		
Bank interests	1.4	38,191.05
Total income		38,191.05
Expenses		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	4	109,099.45
Investment Manager fees	5	99,003.36
Legal expenses		28,250.76
Printing and publishing expenses	9	23,142.90
Administrator fees	6	21,348.68
Agent Company fees	8	20,247.15
Trustee fees	2	14,958.53
Professional expenses		14,600.69
Manager fees	3	6,746.57
Registration fees		3,087.19
Custodian fees	7	2,237.90
Transaction fees		594.65
Other expenses		2,191.65
Total expenses		345,509.48
Net investment loss		(307,318.43)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Global Corporate Bond

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2024
(continued)**

(Expressed in US dollars)

Net investment loss		(307,318.43)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	1.2	347,157.37
Foreign exchange	1.5	10,207.87
Forward foreign currency exchange contracts	1.6	(248,324.51)
Net investment loss and realised gain for the year		(198,277.70)
Net change in unrealised appreciation on		
Investments	1.2	1,804,561.81
Forward foreign currency exchange contracts	1.6	467,133.52
Net increase in net assets as a result of operations		2,073,417.63
Movement in capital		
Subscription of units		1,046,857.83
Repurchase of units		(2,636,761.07)
Net movement in capital		(1,589,903.24)
Net assets at the beginning of the year		22,279,076.53
Net assets at the end of the year		22,762,590.92

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Global Corporate Bond

Statistical information

Number of units outstanding at the end of the year		Class USD Unit	Class AUD (Hedged) Unit	Class JPY (Hedged) Unit	Class EUR (Hedged) Unit
August 31, 2022		982,505.855	1,319,607.935	196,069.106	223,492.138
August 31, 2023		853,148.493	1,207,202.155	198,691.686	211,175.036
	Units issued	37,246.862	19,834.702	9,674.258	36,416.078
	Units repurchased	(105,614.718)	(91,580.229)	(24,340.154)	(47,082.748)
August 31, 2024		784,780.637	1,135,456.628	184,025.790	200,508.366
Net assets at the end of the year		Class USD Unit	Class AUD (Hedged) Unit	Class JPY (Hedged) Unit	Class EUR (Hedged) Unit
August 31, 2022		USD 11,106,412.66	AUD 15,376,289.70	JPY 191,177,807	EUR 2,159,702.18
August 31, 2023		USD 9,780,785.48	AUD 13,952,039.01	JPY 185,172,504	EUR 2,005,142.86
August 31, 2024		USD 9,770,123.35	AUD 14,013,063.55	JPY 174,883,309	EUR 2,025,756.67
Net asset value per unit at the end of the year		Class USD Unit	Class AUD (Hedged) Unit	Class JPY (Hedged) Unit	Class EUR (Hedged) Unit
August 31, 2022		USD 11.30	AUD 11.65	JPY 975	EUR 9.66
August 31, 2023		USD 11.46	AUD 11.56	JPY 932	EUR 9.50
August 31, 2024		USD 12.45	AUD 12.34	JPY 950	EUR 10.10

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Global Corporate Bond

Notes to the financial statements

(As at August 31, 2024)

Note 1 - Significant accounting policies

1.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

1.2 - Valuation of the investments and other assets

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the most recent net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price (as more fully described in the Master Trust Deed and/or relevant supplemental trust deed) on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments held by the Series Trust are valued in good faith by the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if, on the date on which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets shall be determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) all other assets and liabilities are valued in good faith by the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;
- (h) net change in unrealised appreciation and depreciation comprises changes in net asset value of investments for the year and the reversal of prior year's unrealised appreciation and depreciation for investments which were realised in the reporting year;
- (i) realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

1.3 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

Premium Funds - Global Corporate Bond**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2024)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)**1.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis and recorded net of withholding tax.

1.5 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than the US dollar ("USD") are translated at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than USD are translated into USD at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Net change in unrealised appreciation and depreciation and realised gain and loss on foreign exchange are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

1.6 - Forward foreign currency exchange contracts

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Net change in unrealised appreciation and depreciation and realised gain or loss resulting from forward foreign currency exchange contracts is recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year. For hedged classes of units, unrealised appreciation and depreciation are allocated to each class as appropriate.

Note 2 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a trustee fee at the rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and in the absence of contrary agreement additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates in effect from time to time.

Note 3 - Manager fees

The Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Premium Funds - Global Corporate Bond**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2024)

Note 4 - Distributor fees and Sales Handling Company fees

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.005% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

In addition to the above fee, the Distributor and the Sales Handling Company are each entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.48% per annum of the portion of the net assets of the Series Trust corresponding to the units handled by each of them, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.44% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 6 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.095% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.09% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 9 - Printing and publishing expenses

Expenses recorded under the caption "Printing and publishing expenses" in the statement of operations and changes in net assets are mainly composed of fees for production of annual and semi-annual reports and documents required by Japanese laws.

Premium Funds - Global Corporate Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2024)

Note 10 - Taxation

10.1 - Cayman Islands

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

10.2 - Other countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 11 - Forward foreign currency exchange contracts

As at August 31, 2024, the Series Trust has the following open forward foreign currency exchange contracts:

11.1 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class AUD (Hedged) Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					USD
USD	9,115,043.16	AUD	13,895,000	17/09/24	348,961.15
Unrealised appreciation on the forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class AUD (Hedged)					348,961.15

11.2 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class JPY (Hedged) Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					USD
USD	1,222,752.86	JPY	177,558,000	17/09/24	5,557.28
Unrealised appreciation on the forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of the Class JPY (Hedged)					5,557.28

Premium Funds - Global Corporate Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2024)

Note 11 - Forward foreign currency exchange contracts (continued)

11.3 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class EUR (Hedged) Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					USD
USD	2,411,344.59	EUR	2,202,700	17/09/24	32,245.40
EUR	173,000	USD	193,472.51	17/09/24	1,549.43
Total unrealised appreciation on the forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of the Class EUR (Hedged)					33,794.83

11.4 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised (depreciation)/appreciation
					USD
USD	29.93	EUR	26.89	05/09/2024	(0.12)
USD	8.87	EUR	8.00	09/09/2024	0.00
Unrealised depreciation on the forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure in the context of portfolio management					(0.12)

The total net unrealised depreciation on the outstanding forward foreign currency exchange contracts of the Series Trust as at August 31, 2024 amounts to USD 388,313.14.

Note 12 - Exchange rates

The exchange rates as at August 31, 2024 used for the translation into USD of the Series Trust's assets and liabilities not denominated in USD are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	1.4688
EUR	0.9022
JPY	144.9352

Premium Funds - Global Corporate Bond**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2024)

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per unit as of the repurchase day for the units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Note 14 - Related party transactions

The Manager, the Trustee, the Administrator and Custodian, the Investment Manager, the Distributor and Agent Company, and the Sales Handling Company are considered as related parties to the Series Trust.

The Investment Manager is considered as a related party to the Series Trust as it belongs to the same corporate group of the investment manager of the Underlying Fund.

Note 15 - Subsequent events

There has been no significant event after year-end up to the date of the auditor's opinion which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, requires disclosure in the present financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年12月末日現在)

	米ドル (および を除く)		円 (を除く)
資産総額	20,614,665.18		3,227,431,981
負債総額	19,735.97		3,089,863
純資産価額 (-)	20,594,929.21		3,224,342,117
発行済受益証券口数	米ドル建て	733,514.320口	
	豪ドル建て(ヘッジあり)	877,344.313口	
	ユーロ建て(ヘッジあり)	196,031.027口	
	円建て(ヘッジあり)	167,158.062口	
1口当たり純資産価格	米ドル建て	13.13 米ドル	2,056
	豪ドル建て(ヘッジあり)	12.88 豪ドル	1,350
	ユーロ建て(ヘッジあり)	10.33 ユーロ	1,904
	円建て(ヘッジあり)	940 円	-

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

サブ・ファンドの受益証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り
2番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、発行済受益証券の純資産総額の過半数以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、米国内で登録されておらず、かつ、米国内で募集されておらず、また、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

受益証券の譲渡制限については、前記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （1）海外における販売 譲渡制限」を参照のこと。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2025年12月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約10億390万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,687円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

（2）会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催予定日の24時間以上前に取締役にあててなされなければならない。緊急の場合には、当該緊急事由および動機について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、Eメールまたはファクシミリまたは他の類似の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の事前の決議により決定された時間および場所で開催されるものについては、特段の通知をする必要はない。

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができる。その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。

取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、1915年法に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず2010年法第125-2条に規定されたUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、AIFMDおよび2013年法に基づき、ファンドに関し、AIFMとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興証券株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行による作為もしくは不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面による通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2025年12月末日現在、管理会社は、以下のとおり分類される6本の投資信託を運営および管理している。

（2025年12月末日現在）

分類	内訳（純資産価額）
----	-----------

A分類	通貨建別運用金額	米ドル建て： 4,601,029,989米ドル ユーロ建て： 2,024,973ユーロ 日本円建て： 2,939,011,671,372円 豪ドル建て： 11,298,940豪ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、5本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 184.33円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2025年3月31日現在
(単位：ユーロ)

注	2025年3月31日		2024年3月31日		
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	
資産					
固定資産					
- 有形資産					
a) その他の備品および付属品、工具および設備	3	10,888	2,007	8,231	1,517
流動資産					
- 債権					
売掛金					
- 1年以内に支払期限の到来するもの	4	1,349,190	248,696	1,190,974	219,532
その他の債権					
- 1年以内に支払期限の到来するもの		-	-	6,618	1,220
- 預金および手許現金	5	14,661,176	2,702,495	12,334,182	2,273,560
前払金		88,080	16,236	70,915	13,072
資産合計		16,109,335	2,969,434	13,610,920	2,508,901
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	6	5,446,220	1,003,902	5,446,220	1,003,902
- 準備金					
・ 法定準備金	7	544,622	100,390	673,906	124,221
・ 公正価値準備金を含むその他の準備金					
a) その他の利用可能な準備金		5,098,473	939,802	2,920,510	538,338
b) その他の利用可能でない準備金	8	1,513,088	278,908	1,443,562	266,092
		7,156,183	1,319,099	5,037,978	928,650
- 当期損益		2,288,224	421,788	2,118,205	390,449
		14,890,627	2,744,789	12,602,403	2,323,001
引当金					
- 納税引当金	9	843,318	155,449	661,448	121,925
- その他の引当金	10	326,477	60,180	301,420	55,561
		1,169,795	215,628	962,868	177,485
債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	11	-	-	-	-
- その他の債務					
- 社会保障	11	48,912	9,016	45,649	8,414
		48,912	9,016	45,649	8,414
資本金、準備金および負債合計		16,109,335	2,969,434	13,610,920	2,508,901

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2025年3月31日		2024年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
純売上高	12.1	5,285,886	974,347	4,688,515	864,234
その他の営業収益	13.2	16,812	3,099	5,531	1,020
原材料・消耗品およびその他外部費用					
b) その他の外部費用	12.2	(462,858)	(85,319)	(418,435)	(77,130)
人件費		(1,833,204)	(337,914)	(1,521,982)	(280,547)
- 賃金および給与		(1,512,206)	(278,745)	(1,241,024)	(228,758)
- 社会保障費		(131,814)	(24,297)	(128,951)	(23,770)
- 年金関連		(40,866)	(7,533)	(45,177)	(8,327)
- その他の社会保障費		(90,948)	(16,764)	(83,774)	(15,442)
- 補足的社会費用		(27,150)	(5,005)	-	-
- その他の人件費		(162,034)	(29,868)	(152,007)	(28,019)
その他の営業費用	13.1	(445,693)	(82,155)	(294,751)	(54,331)
その他の未収利息および類似収益		469,420	86,528	366,465	67,550
未払利息および類似費用		-	-	-	-
損益に係る税金		(742,138)	(136,798)	(707,138)	(130,347)
税引後損益		2,288,224	421,788	2,118,205	390,449
その他の税金		-	-	-	-
当期利益		2,288,224	421,788	2,118,205	390,449

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」という。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U（以下「A I F M D」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2025年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興グローバル・ファンズ、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（適格機関投資家向け）（「Q M S」）、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラストおよびクオンティック・トラストの6の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

合計額の差異が、四捨五入により生じることがある。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整			
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
- コンピューター機器	5,096	5,096	(4,234)	(4,679)	862	417
- 家具、備品 および付属品	15,697	21,561	(8,328)	(11,090)	7,369	10,471

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- コンピューター機器 25%
- 家具および備品 20%
- オフィスレイアウト 50%

注4．売掛金

2025年3月31日および2024年3月31日現在の売掛金は、未収管理報酬である。

注5．預金および手許現金

預金には、S M B Cグループ内に預託された14,607,124.48ユーロの資金と、B I L銀行(バンク・インターナショナル・ア・ルクセンブルク)内に預託された54,051.81ユーロが含まれており、制限付き現金はない。

注6．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

当社は、2025年3月31日または2024年3月31日に終了した年度中に自社株を取得しなかった。

当社の現在の単独株主はS M B C日興証券株式会社である。

注7．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2023年3月31日に終了した年度の利益に関しては、99,486ユーロが積立てられた（2022年3月31日に終了した年度の利益に関しては83,706ユーロ）。

注8．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2024年3月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,563	4,364,072	2,118,205
損益の繰入額	-	(129,284)	2,177,964	69,525	2,247,489	(2,118,205)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,288,224
2025年3月31日現在残高	5,446,220	544,622	5,098,473	1,513,088	6,611,561	2,288,224
	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2023年3月31日現在残高	5,446,220	574,420	999,124	1,474,712	2,473,836	1,989,722
損益の繰入額	-	99,486	1,921,386	(31,150)	1,890,236	(1,989,722)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,118,205
2024年3月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,562	4,364,072	2,118,205

当社は、施行された税法に準拠して、純富裕税（NWT）負債を軽減した。当該法律に従い、当社は、純富裕税の控除額の5倍に相当する金額を利用可能でない準備金（「特別納税準備金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該準備金は、5年間は配当に利用することはできない。

注9．納税引当金

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純富裕税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。

注10．その他の引当金

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	326,477	301,420
	<u>326,477</u>	<u>301,420</u>

注11．その他の債務

2025年3月31日および2024年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
優先債権者に対する引当金（社会保障）	48,912	45,649
	<u>48,912</u>	<u>45,649</u>

注12．純売上高およびその他の外部費用

12.1 純売上高

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	5,280,886	4,688,515
法務報酬	5,000	-
	<u>5,285,886</u>	<u>4,688,515</u>

2025年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド（2024年8月30日付で償還）、日興ワールド・トラスト - デンマーク、カバード債券ファンド 米ドル建て（米ドルヘッジあり）、日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - C L イシューアンス戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンドおよびプレミアム・ファンズ バークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411（2024年10月10日付で設定）から、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - B Xライフ・サイエンス（2024年10月22日付で設定）から、当該四半期中の純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。当該ファンドは、2024年9月17日付で償還した。

当社は、日興ワールド・トラスト - K K Rグローバル・インパクト・ストラテジーから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、Q M S から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03から、毎月後払いされる、()サブ・ファンドの当初発行価格に()関連評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。

「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。

12.2 その他の外部費用

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の費用	462,858	418,435
	<u>462,858</u>	<u>418,435</u>

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注13．その他の営業費用およびその他の営業収益

13.1 その他の営業費用

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	445,693	294,751
	<u>445,693</u>	<u>294,751</u>

当該残高は、旅費、研修費、IT費、賃貸費等から構成されており、そのうち財務情報サービスは159,098.88ユーロ（2024年：27,510.99ユーロ）に相当する。

13.2 その他の営業収益

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	-	3,591
償却済み投資信託からの現金	3,662	18
その他	13,150	1,922
	<u>16,812</u>	<u>5,531</u>

注14．従業員および取締役

14.1 取締役

服部博則氏は2024年5月31日付で辞任した。

牧山恭祐氏は2024年6月24日付で辞任し、橋本一成氏が2024年6月24日付で任命された。

取締役報酬は、その他の営業費用の一部である。

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2025年3月31日	2024年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>5</u>

14.2 従業員

2025年3月31日および2024年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2025年3月31日	2024年3月31日
上級管理職	3	3
中間管理職	2	2
従業員	4	4
	<u>9</u>	<u>9</u>

注15．後発事象

2025年4月24日付で新たに1つのサブ・ファンド（日興ワールド・トラスト - ジャパンNベア・ファンド）が、ケイマン諸島で届出された。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2025

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Tangible assets			
a) Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	10 888	8 231
Current assets			
- Debtors			
Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	4	1 349 190	1 190 974
Other debtors			
- becoming due and payable within one year		-	6 618
- Cash at bank and in hand	5	14 661 176	12 334 182
Prepayments		<u>88 080</u>	<u>70 915</u>
Total assets		<u>16 109 335</u>	<u>13 610 920</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	6	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
• legal reserve	7	544 622	673 906
• other reserves, including the fair value reserve			
a) other available reserves		5 098 473	2 920 510
b) other non available reserves	8	<u>1 513 088</u>	<u>1 443 562</u>
		7 156 183	5 037 978
- Profit or loss for the financial year		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>
		14 890 627	12 602 403
Provisions			
- Provisions for taxation	9	843 318	661 448
- Other provisions	10	<u>326 477</u>	<u>301 420</u>
		1 169 795	962 868
Creditors			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year	11	-	-
- Other creditors			
- Social security authorities	11	<u>48 912</u>	<u>45 649</u>
		<u>48 912</u>	<u>45 649</u>
Total Capital, Reserves and Liabilities		<u>16 109 335</u>	<u>13 610 920</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
Profit and loss account for the year ended March 31, 2025
 (expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
Net turnover	12.1	5 285 886	4 688 515
Other operating income	13.2	16 812	5 531
Raw materials and consumables and other external expenses			
b) Other external expenses	12.2	(462 858)	(418 435)
Staff costs		(1 833 204)	(1 521 982)
- Wages and salaries		(1 512 206)	(1 241 024)
- Social security costs		(131 814)	(128 951)
- <i>Relating to pension</i>		<i>(40 866)</i>	<i>(45 177)</i>
- <i>Other social security costs</i>		<i>(90 948)</i>	<i>(83 774)</i>
- Supplementary Social costs		(27 150)	-
- Other staff costs		(162 034)	(152 007)
Other operating expenses	13.1	(445 693)	(294 751)
Other interest receivable and similar income		469 420	366 465
Interest payable and similar expenses		-	-
Tax on profit or loss		(742 138)	(707 138)
Profit or loss after taxation		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>
Other taxes		-	-
Profit for the financial year		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2025, the Company manages 6 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (For Qualified Institutional Investors) (“QMS II”), Premium Funds, Nikko World Trust and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

Differences in total amounts may arise as a result of rounding.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
Fixed assets	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
-computer equipment	5 056	5 096	(4 234)	(4 679)	862	417
Furniture, fixtures and fittings	15 407	21 561	(8 328)	(11 090)	7 369	10 471

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Computer and equipment	25%
Furniture & fixtures	20%
Office arrangements	50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 4 – Trade Debtors**

Trade Debtors as at March 31, 2025 and March 31, 2024 represent management fees receivable.

Note 5 – Cash at bank and in hand

Cash at bank included EUR 14,607,124.48 of funds deposited within SMBC Group and EUR 54,051.81 deposited within BIL, with no restricted cash.

Note 6 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

The Company did not acquire any of its own shares during the year ending 31 March 2025 nor during the year ending 31 March 2024.

The current sole shareholder of the Company, is SMBC Nikko Securities Inc.

Note 7 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 99 486 was made in respect of the profit from the year ending 31 March 2023 (EUR 83 706 in respect of the profit from the year ending 31 March 2022).

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 8 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2024	5 446 220	673 906	2 920 510	1 443 563	4 364 072	2 118 205
Allocation of the result	-	(129 284)	2 177 964	69 525	2 247 489	(2 118 205)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>2 288 224</u>
Balance at March 31, 2025	<u>5 446 220</u>	<u>544 622</u>	<u>5 098 473</u>	<u>1 513 088</u>	<u>6 611 561</u>	<u>2 288 224</u>
	Capital	Legal reserve	Reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2023	5 446 220	574 420	999 124	1 474 712	2 473 836	1 989 722
Allocation of the result	-	99 486	1 921 386	(31 150)	1 890 236	(1 989 722)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	2 118 205
Balance at March 31, 2024	5 446 220	673 906	2 920 510	1 443 562	4 364 072	2 118 205

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 8 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Wealth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non available reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 9 – Provision for taxation

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and net wealth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet.

Note 10 – Other provisions

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Provision for general expenses	326 477	301 420
	<u>326 477</u>	<u>301 420</u>

Note 11 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2025 and March 31, 2024 are analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Provision for preferential creditors (social security)	48 912	45 649
	<u>48 912</u>	<u>45 649</u>

Note 12 - Net turnover and other external expenses**12.1 - Net turnover**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Management fees	5 280 886	4 688 515
Legal fees received	5 000	-
	<u>5 285 886</u>	<u>4 688 515</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2025 are as follows:

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

The Company receives from Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds – Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund (terminated on 30 August 2024), Nikko World Trust – Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged), Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund, Nikko World Trust – Bridgewater Macro Strategy Fund, Nikko World Trust – CLO Issuance Strategy Fund, Nikko World Trust – Brookfield Real Estate Income Trust Fund and Premium Funds – US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note) (launched on 10 October 2024), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – BX Life Sciences (launched on 22 October 2024), an annual management fee of 0.03% of the net asset value during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly. The series trust terminated on 17 September 2024.

The Company receives from Nikko World Trust – KKR Global Impact Strategy an annual management fee at the rate of 0.05% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from QMS II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 2020-03 a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows:

- “GYLOE” (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds’ related parties and -

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

- “GILOE” (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund’s related parties.

In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily.

12.2 - Other external expenses

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Other expenses	<u>462 858</u>	<u>418 435</u>
	<u>462 858</u>	<u>418 435</u>

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 13 - Other operating expenses and other operating income**13.1 - Other operating expenses**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>445 693</u>	<u>294 751</u>
	<u>445 693</u>	<u>294 751</u>

This balance is comprised of travel expenses, training expenses, IT, rental expenses, etc. in which financial information services amounted to EUR 159,098.88 (2024: EUR 27,510.99).

13.2 - Other operating income

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	-	3 591
Cash from liquidated Investment funds	3 662	18
Other	<u>13 150</u>	<u>1 922</u>
	<u>16 812</u>	<u>5 531</u>

Note 14 - Staff and directors**14.1 - Directors**

Mr Hironori Hattori resigned on 31st May 2024.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

Mr. Kyosuke Makiyama resigned on 24th June 2024 and Mr Kazunari Hashimoto was appointed on 24th June 2024

Director's fees are part of the other operating expenses.

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
Directors	4	5

14.2 - Personnel

The number of personnel employed as at March 31, 2025 and March 31, 2024 was as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
Senior Management	3	3
Middle Management	2	2
Employees	<u>4</u>	<u>4</u>
	<u>9</u>	<u>9</u>

Note 15 – Subsequent events

One new sub-fund (Nikko World Trust – Japan N Bear Fund) has been filed in Cayman Islands on 24 April 2025.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2025年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 184.33円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2025年9月30日現在

（単位：ユーロ）

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の備品および付属品、工具および設備	9,302	1,715	10,888	2,007
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	1,373,908	253,252	1,349,190	248,696
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
預金	15,623,293	2,879,842	14,661,176	2,702,495
手許現金	0	0	0	0
前払金	70,147	12,930	88,080	16,236
	<u>17,067,349</u>	<u>3,146,024</u>	<u>16,098,446</u>	<u>2,967,427</u>
資産合計	<u>17,076,651</u>	<u>3,147,739</u>	<u>16,109,335</u>	<u>2,969,434</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	1,003,902	5,446,220	1,003,902
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	544,622	100,390	544,622	100,390
その他の積立金	8,899,785	1,640,497	6,611,561	1,218,709
	<u>9,444,407</u>	<u>1,740,888</u>	<u>7,156,183</u>	<u>1,319,099</u>
- 当期損益	991,112	182,692	2,288,224	421,788
	<u>15,881,739</u>	<u>2,927,481</u>	<u>14,890,627</u>	<u>2,744,789</u>
引当金				
- 納税引当金	682,988	125,895	843,318	155,449
- その他の引当金	322,325	59,414	326,477	60,180
	<u>1,005,314</u>	<u>185,310</u>	<u>1,169,795</u>	<u>215,628</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	189,599	34,949	0	0
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	48,912	9,016
	<u>189,599</u>	<u>34,949</u>	<u>48,912</u>	<u>9,016</u>
負債合計	<u>17,076,651</u>	<u>3,147,739</u>	<u>16,109,335</u>	<u>2,969,434</u>

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2025年4月1日から2025年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	250,007	46,084	462,858	85,319
人件費	1,113,398	205,233	1,833,204	337,914
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	236,421	43,579	445,693	82,155
その他の利息および類似財務費用	7,359	1,356	0	0
	<u>1,607,185</u>	<u>296,252</u>	<u>2,741,755</u>	<u>505,388</u>
法人所得税	314,683	58,006	742,138	136,798
	<u>1,921,868</u>	<u>354,258</u>	<u>3,483,893</u>	<u>642,186</u>
当期利益	<u>991,112</u>	<u>182,692</u>	<u>2,288,224</u>	<u>421,788</u>
費用合計	<u>2,912,980</u>	<u>536,950</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,063,974</u>
収益				
純売上高	2,746,511	506,264	5,285,886	974,347
その他の営業収益	11,466	2,114	16,812	3,099
その他の利息および類似財務収益	155,003	28,572	469,419	86,528
	<u>2,912,980</u>	<u>536,950</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,063,974</u>
当期損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
収益合計	<u>2,912,980</u>	<u>536,950</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,063,974</u>

4【利害関係人との取引制限】

管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」という。)は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがある。かかる活動には、他の投資信託の運用、有価証券の売買、投資顧問・運用顧問業務、仲介業務の提供およびその他の投資信託または会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行うことがある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供する業務と同様の業務を第三者に提供することができるが、かかる業務から得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面することがあるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とポートフォリオにかかる取引を行うことができ、その場合、通常の仲介手数料が通常の総合業務仲介手数料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、業務またはその他の便益(調査業務、顧問業務、特殊なソフトウェアまたは調査業務に関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。)を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、また、かかる取引のために直接的な支払は行われず、その代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを請け負うことを条件とする。疑義を避けるため記載すると、上記の物品および業務には、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または直接的な金銭の支払は含まれない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また、受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができる。利害関係者(受託会社を除く。)は、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、利害関係者は、受益者または受託会社によりまたは受託会社の勘定で有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの勘定で利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になることもあれば、利益にならないこともある。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および議決に関する要件に従い、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の事業年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】

(1) プレミアム・ファンズ・リミテッド（「受託会社」）

資本金の額

2025年12月末日現在、受託会社の授權資本金は50,000米ドル（1株当たり1米ドルの株式50,000株）であり、払込資本金は100米ドル（約15,656円）である。

事業の内容

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド（Maples FS Limited）の「管理子会社」（ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に規定されている。）であり、メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）の規定に基づき、適式に設立され有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

資本金の額

2025年12月末日現在、90,154,448ユーロ（約166億円）

事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、S M B CバンクE Uの100%子会社である。同社の目的は、自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

(3) S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

資本金の額

2026年1月29日現在、1,350億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は、投資信託受益証券を取り扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(4) ブラックロック・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

資本金の額

2025年12月末日現在、31億2,000万円

事業の内容

投資運用会社は、日本の金融商品取引法のもとでの金融商品取引業者であり、投資運用業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) プレミアム・ファンズ・リミテッド

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド（MaplesFS Limited）の「管理子会社」（ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に規定されている。）であり、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）の規定に基づき、適式に設立され有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

信託証書の規定に従って、受託会社は、サブ・ファンドに関連して（関係する信託証書に基づく権限および職務の履行に際して）受託会社として負担し、または当事者となったすべての訴訟、司法手続、債務、コスト、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または催告について、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行を原因とする作為または不作為に起因する訴訟、コスト、司法手続、債務、請求、損害、費用または催告を除き、関係する信託財産から補償を受け、かつ信託財産に対し求償権を有するものとする。また受託会社に過去または現在の受益者から補償金を受け取る権利はない。

各信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わないものとし、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行または現実の詐欺に起因しない限り、責任を負わないものとする。受託会社は管理会社または管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わないものとする。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。受託会社は45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された総管理事務代行契約（以下「管理事務代行契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務めるサブ・ファンドの管理事務代行会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。総管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B CバンクE Uの子会社である。

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90暦日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90暦日前までに書面の通知をして終

了させるまで、効力を継続するものとする。また総管理事務代行契約は総管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社(本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに、管理事務代行会社により選任された代理人、下請人または委託先を含む。)は、その合理的な支配の及ばない理由、原因または偶発事故(自然災害、国有化、通貨制限、郵便その他のストライキ、争議行為または関連する証券取引所、決済システムもしくは市場の障害、停止もしくは混乱を含むが、これに限られない。)の直接または間接的な結果として生じた損失または同契約に基づく職務もしくは義務の不履行もしくは遅延につき責任を負わない。

総管理事務代行契約の関連する規定に従い、管理会社は、あらゆる経費、負債、債務、請求、措置、催告、損害、違約金、訴え、法的手続、判決、決定、訴訟、費用または支出(種類または性質を問わない。)のうち、()同契約に基づく機能または職務の履行に関連して管理事務代行会社に課され、これが負担し、またはこれに対して申立てがなされる可能性のあるものであって、()管理事務代行会社が適切な指示を受けて同契約に基づいて行為した事実に直接または間接的に起因するものにつき、管理事務代行会社ならびにその役員および取締役を補償し、これらに損害を被らせないことを約束する。

管理事務代行会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約(以下「保管契約」という。)に基づいて、受託会社および管理会社は各サブ・ファンドの信託財産に関する保管会社(以下「保管会社」という。)としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。

保管契約に定める規定に従って、保管会社(本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。)は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用(上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。)について、保管契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するサブ・ファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、更に証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資者は注意すべきである。

保管会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(3) S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本における受益証券の募集に関し、日本における販売・買戻業務を行う。

（４）ブラックロック・ジャパン株式会社

管理会社は、信託証書およびミューチュアル・ファンド規則の規定に基づいて、サブ・ファンドのポートフォリオ管理をブラックロック・ジャパン株式会社に委任している。投資運用会社は、管理会社の取締役会による全般的な監督および責任の下で、適用ある投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する責任を負う。

投資運用契約に基づき、投資運用会社の義務および責任に関し、投資運用会社の害意、故意の不履行、現実の詐欺、重過失または適用法の不注意による見過ごしもしくは違反がない限り、サブ・ファンドに関する作為または不作為の責任から、投資運用会社は免責される。

3【資本関係】

管理会社は、代行協会員および日本における販売会社であるS M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
- （a）1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
- （b）2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。

- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
 - (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法(改正済)に基づく免許を受けた者
 - (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法(改正済)またはケイマン諸島の共済会法(改正済)に基づき登録された者、または
 - (c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が

設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務が

ある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最

低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いましくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いましくはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いましくはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合

() ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

() 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOTA」という。)において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、

株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ビークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ビークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるビークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

- (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラウンドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (c) BOTAに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOTAに違反した場合
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと

- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法(改正済)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)またはケイマン諸島の薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、

1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(改正済)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に依じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに依じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務

諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - () 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付

にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

サブ・ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2025年2月28日 有価証券報告書／募集事項等記載書面

2025年5月30日 半期報告書

第5【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙等に、管理会社、投資運用会社、日本における販売会社、販売取扱会社および／またはサブ・ファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の事項を記載する。
 - ・ 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
 - ・ サブ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されない旨
- (4) 交付目論見書の表紙および投資リスクの項ならびに請求目論見書の表紙に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下する。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用または為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。」
- (5) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (6) 受益証券の券面は、発行されない。

別紙 A

定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年8月31日またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
会計年度または計算期間	サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日(場合に応じて)から始まり、決算日(同日を含む。)に終了する期間をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として任命したその他の個人もしくは法人をいう。
A E O I	<p>() 1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条および関連する法令、規則または指針、または同様の金融口座情報報告および/または源泉徴収税制度の実施を目指す他の法域で制定された類似の法律、規則または指針。</p> <p>() 経済協力開発機構(O E C D)が発行する金融口座情報の自動的交換制度 - 共通報告基準(C R S)および関連指針。</p> <p>() () および()に記載される法令、規則、指針または基準を遵守し、円滑化し、補足し、または施行するために締結される、ケイマン諸島(またはケイマン諸島の政府組織)およびその他の法域(当該各法域の政府組織を含む。)との間の政府間協定、条約、規則、指針、基準またはその他の取決め。</p> <p>() 上記に掲げる事項を発効させるためにケイマン諸島において実施される法令、規則または指針。</p>
A I F M	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社をいう。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)をいう。
オーストラリア・ドル または豪ドル	オーストラリアの法定通貨をいう。

営業日	ルクセンブルグ、米国およびケイマン諸島の銀行ならびにルクセンブルグの証券取引所が営業している日で、かつ日本において銀行および金融商品取引業者が営業している日(土曜日、日曜日およびクリスマス・イブを除く。)、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
計算日	関係する評価日のルクセンブルグにおける翌営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
総管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
券面	サブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。
米ドル建てクラス 受益証券	米ドル建てクラス受益証券として指定された、米ドル建ての受益証券をいう。
豪ドル建て(ヘッジあり) クラス受益証券	米ドルのエクスポージャーが(可能な限り)豪ドルに対してヘッジされ、かつ豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券として指定された豪ドル建ての受益証券をいう。
ユーロ建て(ヘッジあり) クラス受益証券	米ドルのエクスポージャーが(可能な限り)ユーロに対してヘッジされ、かつユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券として指定されたユーロ建ての受益証券をいう。
円建て(ヘッジあり) クラス受益証券	米ドルのエクスポージャーが(可能な限り)円に対してヘッジされ、かつ円建て(ヘッジあり)クラス受益証券として指定された円建ての受益証券をいう。
保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書補遺に定める条件およびミューチュアル・ファンド規則に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がファンドに関して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
日本における販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社、または信託証書補遺に定める条件に従って管理会社がサブ・ファンドの販売者に任命したその他の個人もしくは法人をいう。

適格投資家	(a) () 米国人、() ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人(ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。)、または() () もしくは() 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または(b) 受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
ユーロ	欧州経済通貨同盟の参加諸国の法定通貨をいう。
投資対象	個人、団体(法人格の有無を問わない。)、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベンチャー、ディベンチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券(派生商品を含む。)、ローン(もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加権および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金(定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含むが、これらに限らない。)をいう。
投資運用契約	管理会社がサブ・ファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。
投資運用会社	ブラックロック・ジャパン株式会社またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時任命するその他の個人、団体もしくは法人をいう。
発行日	毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
発行価格(買付価格)	サブ・ファンドに関して、本書に記載された方法により計算されるサブ・ファンドの各発行日現在の受益証券の価格をいう。
日本	日本、日本の領土および領地をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(随時改正される。)をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。

純資産価額	サブ・ファンドの受益証券(または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券)に関して、当該サブ・ファンドの信託財産(または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部)を構成するすべての資産の額から、当該サブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債(または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズに帰属する負債)の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、信託証書補遺および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人により基準通貨で計算する。
受益証券1口当たり 純資産価格	サブ・ファンド(または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズ)の関連する基準通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、サブ・ファンドの信託財産(または、場合によってはサブ・ファンドの関連するクラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部)の純資産価額を発行済みのサブ・ファンド(または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズ)の受益証券口数で除して計算され、本書に異なる定めがない限り、四捨五入して小数第2位まで算出される。
英文目論見書	ファンドに関する英文目論見書(随時改訂または補完され、添付される別紙を含む。)をいう。
基準通貨	サブ・ファンド(または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズ)に関して、受益証券の表示通貨をいう。
受益者名簿	信託証書補遺に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ ファンド規則	ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)をいう。
買戻日	毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

買戻請求通知	サブ・ファンドの受益証券に関して、買戻請求の通知をいう。
買戻価格	「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。
販売取扱会社	株式会社S M B C信託銀行、または、管理会社および日本における販売会社がサブ・ファンドに関して随時任命することができるその他の個人、団体もしくは法人をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社の間での2017年2月14日付で修正および再録された2008年9月11日付基本信託証書（随時、修正および追補される。）および2011年7月15日に作成された信託証書補遺（2013年2月14日付修正・再録信託証書補遺に基づき修正・再録済）に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドをいう。
サブ・ファンド決議	（a）関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
買付申込通知	サブ・ファンドの受益証券（または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券）に関して、管理会社、日本における販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
信託証書補遺	サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証書補遺（随時改正または補完されることがある。）をいう。
一時停止	一つまたは複数のサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券の純資産価格の計算、ならびに/または受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止する管理会社または受託会社の決定をいう。
信託証書	サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証書補遺によって補完された基本信託証書をいう。

信託財産	サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、関連する受益証券の発行手取金および関連する信託証書補遺に基づいてサブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。
受託会社	プレミアム・ファンズ・リミテッド、または信託証書補遺に定める規定に従ってサブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券およびいずれかのクラス受益証券をいう。文脈上、異なる場合を除き、「受益証券」という用語にはすべてのクラスの受益証券を含む。
米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および領地をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	(a) すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または (b) すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
アメリカ合衆国ドル または米ドル	米国の法定通貨をいう。

米国人 受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。()米国に居住する自然人、()米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、()執行者または財産管理人が米国人である財団、()受託者が米国人である信託、()米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、()米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、()米国で設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、および()パートナーシップまたは法人のうち(A)外国の法域の法律に基づいて設立され、また(B)米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が設立し、または所有している場合を除く。)

評価日 毎営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

日本円 日本の法定通貨をいう。

別紙 B

投資先ファンドの概要

ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドである
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド
クラスX2（クラスX（米ドル建て）非分配型投資証券）
（以下「投資先ファンド」という。）

本別紙Bは、投資先ファンドの英文目論見書（完全版）（以下「投資先ファンド英文目論見書」という。）に基づき、投資先ファンドの詳細情報の概要について作成されたものである。投資先ファンド英文目論見書の写しは、サブ・ファンドの管理会社（S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ）に連絡することにより入手することができる。本別紙Bに含まれる概要は、相当の注意および配慮をもって作成されたが、必ずしも投資先ファンド英文目論見書と同程度に詳細であるとは限らない。サブ・ファンド（サブ・ファンドは、更にその資産の実質的にすべてを投資先ファンドに投資する。）の受益証券に投資するか否かの判断にとって重要なすべての情報を含むようあらゆる努力が行われているが、本別紙B中に含まれる情報は、一般的利用のためのみに提供されたものであること、および、サブ・ファンドの受託会社（プレミアム・ファンズ・リミテッド）、管理会社またはそれらの関連会社のいずれも、本別紙Bの内容の正確性または完全性について明示的または黙示的な保証を与えていないことに留意されたい。本書において他に定義されていない用語は、投資先ファンド英文目論見書において当該用語に付与されている意味を有するものとする。

投資先ファンドの概要

構造

ブラックロック・グローバル・ファンズ（以下「投資先投資法人」という。）は、オープン・エンド型投資法人としてルクセンブルグで設立され、パート UCITS（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）としての適格性を有している。投資先投資法人は、複数の異なる個別ファンドで構成される「アンブレラ型」構造を有し、各ファンドは別個の投資ポートフォリオを有する。投資先投資法人は、ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エイを管理会社として任命した。

投資先ファンドの基準通貨は米ドルである。

投資先投資法人設立日

1962年6月14日

投資先ファンドの設立日

2007年10月19日

設立国

ルクセンブルグ大公国

監督官庁

ルクセンブルグ金融監督当局

営業日

ルクセンブルグの銀行の営業日として通常取り扱われるあらゆる日（クリスマス・イブを除く。）および取締役会が決定することがあるその他の日をいう。管理会社はまた、関連する現地の取引所が、相当の金額をユーロ圏外の資産に投資する投資先ファンドに関して営業しているか否か、および/または関連する為替ベンダーが、投資先ファンドの各基準通貨以外の通貨に対する相当のエクスポージャーを有する投資先ファンドに関して営業しているか否かを考慮することがあり、かかる（取引所または為替ベンダーの）休業を休業日として取り扱うことを決定することがある。管理会社が休業日として取り扱う現地の取引所または為替ベンダーの休業に関する情報は、かかる休業日前に入手可能となり、投資先投資法人の登録上の事務所および現地のインベスター・サービス・チームから入手可能である。

取引日

取締役会が非取引日として宣言したあらゆる日および申込み、買戻しならびに転換の停止期間中のあらゆる日を除く営業日ならびに/または投資先ファンドが取引のため営業する日であると取締役会により決定されたその他の日をいう。

管理会社

ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エイ

（BlackRock（Luxembourg）S.A.）

ルクセンブルグ大公国、L - 1855、J.F.ケネディ通り35A

総販売会社

ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド

（BlackRock Investment Management（UK）Limited）

英国、ロンドン市EC2N 2DL、スログモートン・アベニュー12

投資顧問会社

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

（BlackRock Financial Management, Inc.）

アメリカ合衆国、ニューヨーク州10055、ニューヨーク、52番通りイースト55番、パーク・アベニュー・プラザ

保管会社/投資先ファンド経理事務代行会社

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エイ/エヌ・ブイ ルクセンブルグ支店

（The Bank of New York Mellon SA/NV, Luxembourg Branch）

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 2453、ユーージェーヌ・リュペール通り2 - 4番

名義書換事務代行会社兼登録事務代行会社

J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

(J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ L -2633、トレヴェ通り 6 C 番

監査人

アーンスト・アンド・ヤング・エス・エイ

(Ernst & Young S.A.)

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F.ケネディ通り35 E

投資証券のクラスおよび形式

投資先投資法人の投資証券は、クラス A 投資証券、クラス A I 投資証券、クラス C 投資証券、クラス D 投資証券、クラス D D 投資証券、クラス E 投資証券、クラス I 投資証券、クラス J 投資証券、クラス S 投資証券、クラス S I 投資証券、クラス X 投資証券、クラス Z 投資証券およびクラス Z I 投資証券に分けられ、すべて異なる手数料体系を表している。投資証券は更に分配型投資証券クラスおよび非分配型投資証券クラスに分けられる。非分配型投資証券は配当を支払わないが、一方で、分配型投資証券は配当を支払う。更なる情報について、後記「配当」の項を参照されたい。

また、クラスの非分配型投資証券は、数字の 2 を用いて表される（例：クラス A 2）。

クラス X 投資証券

クラス X 投資証券は、非分配型投資証券および分配型投資証券として入手可能であり、投資顧問会社およびその関係会社の裁量により記名式投資証券としてのみ発行される。クラス X 投資証券に関しては何らの管理報酬も課されない（その代わりに、投資顧問会社または関係会社に対しては、契約に基づき報酬を支払う。）。

クラス X 投資証券は、2010年法第174条に規定されていて、ブラックロック・グループの関係法人と個別の契約を締結した機関投資家のみが入手可能である。投資者は、自身が機関投資家の適格性を充足していることを、投資先投資法人およびその名義書換代行会社または地域の投資者サービス・チームに対してその地位に関する十分な証拠を提出することにより、証明しなければならない。

クラス X 投資証券への申込みにおいて、機関投資家は、当該投資先投資法人およびその役員がその申込みの際に行われたもしくは行われたとみなされる宣言に基づき誠実に業務を遂行した場合に発生させた損失、経費または費用に関して、当該投資先投資法人およびその役員に対し補償する。

投資目的および投資方針

投資先ファンドはトータル・リターンを最大化を目指す。投資先ファンドは、その総資産の少なくとも70%を、世界中の企業により発行された固定利付の投資適格社債に投資する。通貨リスク（エクスポージャー）は、柔軟に管理される。

投資先ファンドは、中国銀行間債券市場（CIBM）ファンドであり、外国アクセス制度および/またはボンドコネクトおよび/または関連する規則により随時許可されるその他の手段を介して、CIBMにおいて中国本土で販売されているオンショア債券に対して、総資産の20%以下の範囲で直接的なエクスポージャーを取ることができる。

投資先ファンドは、投資目的の一環として、投資適格であるか否かにかかわらず、資産担保証券（ABS）および不動産担保証券（MBS）に20%を上限として投資することができる。これには、資産担保コマーシャルペーパー、債務担保証券、不動産抵当証券担保債券、商業不動産担保証券、クレジットリンク債、不動産担保ローン投資、住宅ローン債権担保証券、債務担保証券が含まれる。ABSおよびMBSの原資産には、貸付、リースまたは債権（ABSの場合はクレジットカード債権、自動車ローンおよび学生ローン、MBSの場合は規制され認可された金融機関の商業用および住宅ローンなど）が含まれる。投資先ファンドが投資するABSとMBSは、投資家へのリターンを高めるためにレバレッジを利用する場合がある。

あるABSは、証券に直接投資することなく、様々な発行体の証券のパフォーマンスに対するエクスポージャーを得るために、クレジット・デフォルト・スワップまたはそのようなデリバティブのバスケットを用いて構築される場合がある。

偶発転換社債に対する投資先ファンドのエクスポージャーは、総資産の20%に制限されている。

ディストレスト証券に対する投資先ファンドのエクスポージャーは、総資産の10%に制限されている。

投資先ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的でデリバティブを利用する場合がある。

投資先ファンドの目的が達成されるという保証はない。

以下の定義、投資規則および投資制限が投資先ファンドに適用される。

- ・投資先ファンドの個別の投資方針が、投資先ファンドの総資産の70%が特定の種類または範囲の投資対象に投資される旨に言及している場合、総資産の残りの30%は、経済全体のあらゆる業種に属するあらゆる規模の企業または発行体の金融商品に投資することができる。ただし、投資先ファンドの個別の投資方針に追加的な制限が含まれている場合を除く。しかし、ボンド・ファンドの場合、総資産の10%を超えて株式に対して投資することができない。
- ・投資方針が、特定の種類または範囲の投資対象に特定割合を投資することを要件としている場合、かかる要件は例外的な市況下では適用されず、また、投資証券の発行、スイッチングまたは買戻しに起因する、流動性リスクヘッジおよび/または市場リスクヘッジの考慮の対象となる。特に、投資先ファンドの投資目的の達成を目指す時、市場リスクに対する投資先ファンドのエクスポージャーを軽減するため、投資先ファンドが通常投資される譲渡性のある証券ではなく、他の譲渡性のある証券に投資することがある。
- ・投資先ファンドは、投資先ファンドの投資目的に別途定められない限り、付随的に現金および現金に類似する金融商品を保有することができる。
- ・投資先ファンドは、投資先ファンド英文目論見書の「投資および借入権限および制限」の項に記載されるデリバティブ商品（外国為替に関するデリバティブ商品を含む。）を用いることができる。
- ・投資先ファンドの投資目的に、「通貨リスク（エクスポージャー）は柔軟に管理される」と記載されている場合、これは、投資顧問会社が投資先ファンドにおいて通貨管理およびヘッジ手法を定期的を使用することを期待される場合があることを意味している。用いられる手法には、投資先ファンドのポートフォリオにおける通貨エクスポージャーのヘッジおよび/または為替オーバーレイといったより積極的な通貨管

理手法の使用が含まれることがあるが、投資先ファンドのポートフォリオが常に全体的または部分的にヘッジされるという意味ではない。

- ・本「投資目的および投資方針」におけるすべての「譲渡性のある証券」への言及には、「短期金融商品ならびに固定利付商品および変動利付商品」が含まれる。
- ・投資先ファンドが当初募集または新規発行債券に投資する場合、当初募集または新規発行に關係する証券の価格は、しばしば、既存の証券よりも大きくかつ予測不能の価格変動に服する。
- ・「投資適格」という用語は、購入の時点で少なくとも一つの主要な格付機関によりBBB -（スタンダード・アンド・プアーズもしくは同等の格付）以上と格付されているか、または、管理会社によりかかる格付と同様の信用力を有するものと判断される債務証券と定義される。
- ・「非投資適格」または「ハイイールド」という用語は、格付が付与されていないかもしくは購入の時点で少なくとも一つの主要な格付機関によりBB+（スタンダード・アンド・プアーズもしくは同等の格付）以下と格付されているか、または、管理会社によりかかる格付と同様の信用力を有するものと判断される債務証券と定義される。

リスクに関する留意事項

投資者は、投資先ファンドに投資する前に、以下に記載するリスクに関する留意事項を精読する必要がある。

本項は、投資先ファンドに当てはまる主要なリスクの説明を含んでいる。投資者は、その他のリスクも投資先ファンドに随時関連する可能性があることに留意すべきである。

リスク

投資先ファンドの運用成績は、その投資対象の運用成績に依拠する。投資先ファンドまたはいずれかの投資対象が各々の投資目的を達成するとの保証または表明はない。過去の実績は、必ずしも将来の運用成績の指標とはならない。投資証券の価格は上昇することも下落することもあり、投資者はその投資金額を取り戻せないことがある。投資証券からの収益は、金額的に変動することがある。特に為替レートの変動は、投資証券の価額を増減させる。課税の水準、基準および免税要件は、変更されることがある。投資先ファンドの投資対象の運用成績が全体として利益をもたらすとの保証はない。

課税上の留意事項

投資先投資法人は、自己の投資ポートフォリオから発生する収益および/または利益について源泉税またはその他の税を課されることがある。投資先投資法人が取得時に源泉税またはその他の税の対象となっていない有価証券に投資する場合でも、適用ある法律、条約、規則もしくは規定の改正またはこれらの解釈の変更により、将来においても課税されないという保証はない。投資先投資法人は、かかる税を回収することができないことがあり、かかる変更は、投資証券の純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。

後記「課税」の項に記載された税金に関する情報は、取締役会の知りうる限りにおいて、投資先ファンド英文目論見書の日付現在の税法および実務慣行に基づいている。税法、投資先投資法人の課税上の地位、投資主の課税および減税ならびにかかる課税上の地位および減税の効果は、随時変動することがある。投資先ファンドが登録、販売または投資されている法域の税法の変更は、投資先ファンドの課税上の地位に影響を与え、影響を受ける法域における投資先ファンドの投資対象の価値に影響を与え、投資目的を達成する投資先ファンドの能力に影響を与え、および/または投資主に対する税引き後リターンを変更することがある。投資先ファンドがデリバティブに投資する場合、前文は、当該デリバティブ契約および/もしくは当該デリバティブの取引相手方の準拠法の法域ならびに/または当該デリバティブの裏付けとなるエクスポージャーを含む市場にまで拡大されることもある。

投資主が活用可能な減税の利用可能性および価値は、投資主の個別の状況に依拠する。後記「課税」の項中の情報は、すべてを網羅するものではなく、法律上または税務上の助言を構成するものでもない。投資者

は、個々の税務上の地位および投資先投資法人への投資の税効果について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

投資先ファンドが税制度について完全に発達していないかまたは十分に信頼できない法域（例えば、インドおよび中東の法域）に投資する場合、投資先ファンド、管理会社、投資顧問会社および保管会社は、投資先投資法人もしくは投資先ファンドの税金その他の手数料に関して投資先投資法人が財政当局に対し誠実にいきもしくは負担した支払について、当該支払が行われるかもしくは負担される必要がなかったか、または行われるかもしくは負担されるべきでなかったということが後に判明した場合であっても、投資主に説明する責任を負わない。一方で、租税債務に関する根本的な不確実性、爾後にくつがえされることとなる最善もしくは（確立された最善の慣行が存在しない範囲において）一般的な市場慣行の遵守または税金の現実かつ適時の支払に関する発達した仕組みの欠如により、投資先ファンドは過年度分の税を支払い、関連する金利もしくは申告遅延による追徴金も同様に投資先ファンドに請求される。かかる支払を遅延した税金は、通常、投資先ファンドの勘定に債務を発生させる決定が行われる際に投資先ファンドの借方勘定に記入される。

中華人民共和国（以下「中国」という。）の税法および規則は、中国経済が変革・発展するにつれて変更され発展することが予測される。したがって、より発達した市場に比べ、税務対策の助けとなる指針で権威のあるものは少なく、税法および規則の適用は統一的でない。また、新たな税法および規則ならびに新たな解釈が遡及的に適用されることがある。中国の税規則の適用および執行により、特に非居住者に課せられるキャピタル・ゲイン源泉税に関して、投資先投資法人およびその投資者が重大な悪影響を受けることがある。投資先投資法人は、現在、かかる税務上の不確実性のための会計上の準備金を留保する予定はない。

同様に、インドにおける税制もまた、発展の可能性があり不確実性を有している。

金融市場、取引相手方および業務提供者

投資先ファンドは、業務提供者または金融契約の取引相手方を務める金融セクターに属する企業のリスクにさらされることがある。市場の変動が極端に大きい場合には、かかる企業は悪影響を受けるおそれがあり、それに伴って投資先ファンドのリターンにも悪影響が及ぶことがある。

規制機関ならびに自主規制機関および取引所には、市場の緊急事態の場合には臨時の措置をとる権限が付与されている。投資先投資法人への将来の規制措置の影響は、重大かつ不利益なものとなる可能性がある。

その他のリスク

投資先ファンドは、その支配の及ばないリスク、例えば、不明瞭かつ変動する法規制を有する投資対象国または法的賠償についての確立されたもしくは有効な手段に欠ける投資対象国からの法的リスク、テロ行為のリスク、ならびに、経済および外交制裁が一部の国に実施されているかまたは行使されるリスク、ならびに軍事行動の開始のリスクにさらされる。当該事象の影響は不明瞭であるが、一般的な経済状況および市場の流動性に重大な影響を及ぼす可能性がある。

規制機関ならびに自主規制機関および取引所には、市場の緊急事態の場合には臨時の措置をとる権限が付与されている。投資先投資法人への将来の規制措置の影響は、重大かつ不利益なものとなる可能性がある。

通貨リスク - 基準通貨

投資先ファンドはその基準通貨以外の通貨建ての資産に投資することがある。基準通貨と資産の表示通貨の間の為替レートの変動および為替管理の変更により、基準通貨建ての資産の価額は上昇または下落する。投資先ファンドは、通貨リスクをコントロールするために、ヘッジ目的でデリバティブを含む手法および金融商品を利用することがある。ただし、投資先ファンドのポートフォリオまたはポートフォリオ内の特定の資産に関する通貨リスクを完全に抑えることが可能でないまたは実際的でないことがある。更に、投資先ファンドの投資方針に別段に定められる場合を除き、投資顧問会社は、投資先ファンド内の通貨リスクの軽減を図る義務を負わない。

世界金融市場危機および政府の介入

2007年以降、世界金融市場は、広範囲にわたるファンダメンタルな混乱と著しく不安定な局面に見舞われており、これが政府の介入につながっている。多くの法域の規制機関は、多数の緊急の規制措置を実施また

は提案している。政府および規制機関の介入は、時として範囲および適用が不明確な場合があり、その結果、それ自体が金融市場の効率的な機能を損なうこととなる混乱および不確実性をもたらしてきた。どのような暫定的もしくは恒久的な市場に対する政府規制が追加されるか、および/またはかかる制限が投資顧問会社が投資先ファンドの投資目的を実行する能力にどのような影響を及ぼすか、という点について予測することはできない。

様々な法域の政府組織による現在の取組みまたは将来の取組みが金融市場を安定させる手助けになるか否かは不明である。投資顧問会社は、金融市場がこれらの事象の影響を受け続ける期間およびこれら - または将来の同様の事象 - が投資先ファンド、ヨーロッパ経済または世界経済および世界の証券市場に及ぼす影響を予測することはできない。投資顧問会社は、状況を監視している。世界金融市場の不安定性または政府介入は、投資先ファンドの変動性を増加させ、それによって投資の価値が下がるリスクがある。

自然または人為的災害および感染症のエピデミックによる影響

特定の地域は、自然災害または壊滅的な自然現象による影響を被る危険性を有している。かかる災害が発生した場合には、投資先ファンドの投資についても危険が及ぶ可能性がある。自然災害による将来的な経済的影響の大きさは、不透明であり、投資先ファンドによる特定の企業への投資を遅延させる可能性があり、かつ、最終的にはかかる投資を完全に妨げる場合がある。

また、人為的な災害も、投資に悪影響を及ぼす可能性がある。人為的災害の公表によって、消費者全体の信頼感に甚大な悪影響を与える可能性があり、その結果、投資対象がかかる人為的災害に関与しているかどうかにかかわらず、投資先ファンドの投資パフォーマンスに重大な悪影響を与える可能性がある。

さらに、感染症のアウトブレイクも、投資先ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。今後発生しうるエピデミックならびにパンデミックの影響は、多くの国々の経済、個々の企業および市場全般に、現時点では必ずしも予測できない結果を及ぼす可能性がある。加えて、新興国または新興市場国においては、医療制度がまだ十分に確立していないことから、感染症の影響が大きくなるおそれがある。新型コロナウイルスのアウトブレイクによる医療危機は、特定の国において、他の既存の政治的、社会的および経済的リスクを悪化させる。アウトブレイクの影響は、短期的な場合もあれば、長期的に継続する場合もある。かかる事象は、ボラティリティおよび投資価値の損失リスクを高めうる。

最近の市場イベント

様々な地域および/または世界における政治、社会および経済のイベントに反応して市場が不安定になる時期が生じる可能性がある。これらの条件は、多くの証券について流動性が低く、価値が不確実なままとなっている中で、より大きな価格変動、流動性の低下、信用スプレッドの拡大および価格の透明性の欠如をもたらし、多くの場合でそのような状況をもたらし続ける。そのような市況は、投資先ファンドの証券の一部の評価を不確実にし、および/または、投資先ファンドの保有資産の突然かつ重大な評価の増減をもたらすことにより、投資先ファンドに悪影響を与える可能性がある。投資先ファンドのポートフォリオの価格が大幅に下落した場合、投資先ファンドが保有する未決済のレバレッジの資産担保率の水準に影響を与える可能性がある。また、将来の債務やその他の経済危機に起因するリスクも、世界経済の回復、金融機関の財政状態ならびに投資先ファンドの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。市場および経済の混乱は、特に、消費者態度水準および消費支出、自己破産率、消費者債務の発生水準および債務不履行水準ならびに住宅価格に影響を及ぼし、また、将来影響を与える可能性がある。米国または世界経済に関する不確実性が消費者マインドや消費者信用要因にマイナスの影響を与える限り、投資先ファンドの事業、財政状態および経営成績は重大かつ不利な影響を受ける可能性がある。大手行の格下げは、そうした銀行の借入コストを増加させ、経済全体に悪影響を及ぼす可能性がある。市場のボラティリティ、金利の上昇および/または好ましくない経済状況によっては、投資先ファンドの投資目的を達成する能力が損なわれる可能性がある。

デリバティブ - 概論

投資先ファンド英文目論見書に記載される投資限度および投資制限に従って、投資先ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ管理目的ならびに市場リスク、金利リスクおよび通貨リスクをヘッジするために、デリバティブを利用することができる。

デリバティブの活用は、投資先ファンドに高いリスクをもたらす。これらのリスクは投資先ファンドが取引する取引相手方の信用リスク、決済不履行のリスク、ボラティリティ・リスク、店頭取引リスク、デリバティブの流動性の欠如、デリバティブの価値の変化と投資先ファンドが追隨することを追求している原資産の価値の変化の間の不完全な追隨、原資産に直接投資するよりも大きなコストを含むことがある。いくつかのデリバティブはレバレッジされるため、投資先ファンドの投資損失を大きく見せる場合または増加させる場合がある。

標準的な実務慣行に従い、デリバティブを購入する場合、投資先ファンドは取引相手方に対して担保の提供を求められることがある。全額資金拠出されていないデリバティブについては、当初証拠金および/または変動証拠金となる資産を取引相手方に提供することを伴うことがある。投資先ファンドが取引相手方に対して当初証拠金となる資産を提供することを求めるデリバティブに関しては、当該資産が取引相手方の資産と分別されない可能性があり、また、自由に取引可能または代替可能であることから、投資先ファンドは、取引相手方に提供した当初の証拠金となる資産そのものではなく、同等の資産の返還を求める権利を有することがある。これらの預託物または資産は、取引相手方が超過の証拠金または担保を要求する場合において、投資先ファンドの取引相手方に対する義務の価値を超えることがある。加えて、デリバティブの取引条件において、最低引渡担保額を超過した場合のみ、ある取引相手方が他の取引相手方に対してデリバティブから生じる変動証拠金のエクスポージャーをカバーするための担保を提供するように定めることがあるため、投資先ファンドは、デリバティブにおいて取引相手方に対し担保されていないリスク・エクスポージャーを当該最低引渡担保額まで負担する可能性がある。

デリバティブ取引は変動性が高くなる可能性があり、市場エクスポージャーに関して取引にレバレッジをかけることがあるため、当初証拠金の額は、取引単位と比較して一般に小さくなる。相対的に小規模な市場の動向が、一般的な債券または株式に対するよりも、デリバティブに対し大きな影響をもたらすことがある。したがって、レバレッジされたデリバティブのポジションは、投資先ファンドのボラティリティを高めることがある。投資先ファンドはレバレッジを行うために金銭を借り入れることはないが、例えば、常に投資先ファンド英文目論見書に定められる制限内において、エクスポージャーを調整するため、デリバティブを通じて合成ショート・ポジションを取ることがある。投資先ファンドは、通貨先渡を含む先物ポジション等のデリバティブ(合成ロング・ポジション)を利用して実行されたロング・ポジションを取ることがある。

デリバティブに投資することに関連する追加的なリスクは、取引相手方が担保を提供する義務に違反することを含み、また、事務上の問題(取引相手方の追加的な担保の提供または担保の代替もしくは取引相手方の債務不履行の場合の担保の売却に対するリスク・エクスポージャーの計算の間の時間差など)のために、投資先ファンドの取引相手方に対するデリバティブ取引に基づく信用エクスポージャーが完全に担保されないことを含むが、この場合、投資先ファンドは、投資先ファンド英文目論見書に記載された上限を監視し続けるものとする。デリバティブの利用は、法律の改正もしくは法律もしくは規則の予測されない適用により、または、裁判所が法的に執行可能でないと宣言することにより、投資先ファンドを法的リスクにさらすことにもなりうる。

デリバティブ商品がかかる方法で利用される場合、投資先ファンドの全体的なリスク特性が増加することがある。したがって、投資先投資法人は、管理会社が常にポジションのリスクおよびそれによる投資先ファンドの全体的なリスク特性への影響を監視し測定することを可能にするためのリスク管理プロセスを用いる。管理会社は、投資先ファンド英文目論見書に記載される投資制限の遵守を確保するために、投資先ファンドの総エクスポージャーを計算する、「コミットメント・アプローチ法」または「バリュエーション・アット・リスク(VaR)法」の2つの手法のうちの1つを適用する。投資先ファンドに適用される手法は、関連する投資

先ファンドの投資戦略に基づき、管理会社によって決定される。投資先ファンドで使用される手法は投資先ファンド英文目論見書の「投資目的および投資方針」の項に規定されている。

投資先ファンドが適用するデリバティブ戦略に関する更なる詳細については、投資先ファンド英文目論見書の「投資目的および投資方針」の項の投資先ファンドの投資目的、および請求することにより投資顧問会社から入手できる最新のリスク管理プログラムを参照のこと。

証券貸付

投資先ファンドは、証券貸付を行うことができる。証券貸付を行う投資先ファンドは、証券貸付契約の取引相手方にかかる信用リスクにさらされる。投資先ファンドの投資対象は、一定期間、取引相手方に貸し出すことができる。取引相手方が債務不履行に陥り、かつ担保の価値が貸付証券の価値を下回った場合、投資先ファンドの価額が減少することがある。投資先投資法人は、すべての証券貸付が完全に担保されていることを確保する予定であるが、証券貸付が(例えば、支払の遅れから生じたタイミングの問題により)完全に担保されていない場合、投資先ファンドは、証券貸付契約の取引相手方にかかる信用リスクにさらされる。

取引相手方リスク

投資先ファンドは、投資先ファンドが取引を行う当事者の信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクも負うことがある。信用リスクは、金融商品の取引相手方が投資先ファンドと締結した義務または約束を履行しないというリスクである。これには、投資先ファンドが締結するデリバティブ、レポ/リバース・レポ契約または証券貸付契約の取引相手方が含まれる。担保されていないデリバティブの取引は、直接の取引相手方エクスポージャーを生じる。投資先ファンドは、各取引相手方に対するエクスポージャーと同等以上の価値を有する担保を受領することにより、そのデリバティブの取引相手方に対する信用リスクの多くを軽減するが、デリバティブが完全には担保されていない場合、取引相手方による債務不履行は、投資先ファンドの価値の減少を生じることがある。新規の各取引相手方については正式な調査が行われ、承認されたすべての取引相手方は継続的に監視および精査される。投資先ファンドは、取引相手方エクスポージャーの積極的な監視および担保運用プロセスを維持する。

保管会社にかかる取引相手方リスク

投資先投資法人の資産は、投資先ファンド英文目論見書に詳細を記載のとおり、安全な保管のため保管会社に委託される。UCITS指令に従い、保管会社は、投資先投資法人の資産を保管するにあたり、(a)投資先ファンド預託者の帳簿に開設された金融商品勘定に登録されるすべての金融商品および保管会社に物理的に引き渡すことができるすべての金融商品を保管し、また(b)その他の資産については、当該資産の所有権を検証し、それに応じて記録を維持しなければならない。投資先投資法人の資産は、保管会社の帳簿上、投資先投資法人に属するものとして識別されている必要がある。保管会社が保有する証券は、適用ある法令に従い、保管会社のその他の資産と分離されている必要があり、これにより保管会社が破産した場合に返還が行われないリスクは縮減されているものの、かかるリスクを除去するものではない。したがって、投資者は、保管会社が破産した場合に保管会社が投資先投資法人のすべての資産を返還する義務を完全に履行できないリスクを負う。

保管会社は、投資先投資法人のすべての資産を自身で保管するのではなく、必ずしも保管会社と同一企業グループを構成するとは限らない複数の副保管会社のネットワークを利用する。投資者は、保管会社が一切責任を負わない場合に、副保管会社の破産のリスクを負うことがある。

投資先ファンドは、保管システムおよび/または決済システムが十分に発達していない市場に投資することがある。かかる市場で取引され、かかる副保管会社に委託されている投資先ファンドの資産は、保管会社が一切責任を負わない場合に、リスクにさらされることがある。

投資先ファンドの債務のリスク

投資先投資法人は、その個別ファンド間で債務が分離されているアンブレラ・ファンドとして構成されている。ルクセンブルグ法上、ある個別ファンドの資産は、別の個別ファンドの債務の弁済に利用することはできない。ただし、投資先投資法人は、必ずしもかかる債務の分離を認めないその他の法域内で、自らのた

めに保有される資産を運用もしくは保有し、または請求を受けることがある、単一の法主体である。投資先ファンド英文目論見書の日付現在、取締役会は、かかる既存債務または偶発債務を認識していない。

市場レバレッジ

投資先ファンドは、追加投資対象を購入するために借入れを行わないが、デリバティブ・ポジションを通じて、市場レバレッジ(純資産価額を超過する、ロング・ポジションおよびシンセティック・ショートポジションの双方を合計した、グロスの市場エクスポージャー)を獲得することが予想される。投資先ファンドの投資顧問会社は、市場間の相対価値(「この市場はあの市場よりも良くなる」とともに、市場のアブソリュート・リターンについての方向性のある見方(「この市場は上昇するまたは下降する」)からのアブソリュート・リターンを追求する。市場レバレッジの程度は、ポジション間の相関関係の程度に左右されがちである。相関関係が高くなればなるほど、市場レバレッジの見込まれる程度はより大きくなる。

レポ取引およびリバース・レポ契約

レポ取引において、投資先ファンドは証券を取引相手方に売却し、同時に、合意した日付および価格でその証券を取引相手方から買い戻すことに合意する。売却価格と買い戻価格との差額は、取引のコストとなる。再販売価格は、一般的に、契約条件で合意された市場利率を反映して購入価格を上回る。リバース・レポ取引において、投資先ファンドは、合意した将来の日付に合意した再販売価格で証券を買い戻す約束で、投資商品を取引相手方から購入する。したがって、投資先ファンドは、売主が債務不履行に陥ると投資先ファンドが保有する証券の売却価格の範囲で、また投資先ファンドが関連する契約により保有している見返りの担保が市場動向により買い戻価格を下回る限度において、損失を被るリスクを負う。投資先ファンドは、契約条件が失効するか、取引相手方が証券を買い戻す権利を行使するまで、リバース・レポ取引に服する証券を売却することができない。

サイバーセキュリティリスク

投資先ファンドまたは管理会社および投資顧問会社を含む業務提供業者のいずれかは、サイバーセキュリティインシデントおよび/または技術的な故障から生じるリスクにさらされる可能性がある。サイバーセキュリティインシデントとは、機密情報の紛失、データの汚染、運用能力の損失を引き起こす可能性のある事象である。証券の発行体および投資先ファンドが投資するその他の金融商品の取引相手方もまた、サイバーセキュリティインシデントの対象となる可能性がある。サイバーセキュリティインシデントは、投資先ファンドが財務上の損失を被り、投資先ファンドの純資産価格の計算能力に支障をきたし、取引を妨げ、投資家が自らの受益証券を購入、交換または買い戻しをする能力を妨げ、プライバシーおよびその他の法律を犯し、規制上の罰金、科料、風評被害、償還またはその他の補償費用、または追加のコンプライアンス費用を負担する可能性がある。サイバー攻撃により、投資先ファンドの資産および取引の記録、受益証券の受益者所有権およびその他の投資先ファンドの機能に不可欠なデータが入手困難、不正確、または不完全になる可能性がある。さらに、投資先ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある将来のサイバーセキュリティインシデントを避けるために多額の費用が発生する可能性がある。

サステナビリティ・リスク

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会またはガバナンスに関連する投資リスク(投資の期待リターンに対し重大な損失が発生する確率または不確実性)を示す包括的な用語である。環境問題に関するサステナビリティ・リスクには、気候変動リスク、物理的リスクおよび移行リスクの両方が含まれるが、これらに限定されるものではない。物理的リスクは、気候変動による物理的な影響から生じる急性または慢性のリスクである。社会的問題に関するリスクには、労働者の権利および地域社会との関わりが含まれるが、これらに限定されない。ガバナンス関連のリスクには、取締役会の独立性、所有および支配または監査および税務管理に関するリスクが含まれるが、これらに限定されない。かかるリスクは、発行体の運営上の有効性および回復力、社会的認知、レピュテーションに影響を及ぼし、収益性さらには資本成長に影響を与え、最終的には投資先ファンドの保有資産の価値に影響を与える可能性がある。

これらのリスクの影響は、特定のセクターまたは地理的な集中がみられる投資先ファンドのサブ・ファンドではより高くなる。例えば、悪天候の影響を受けやすい地域に地理的に集中している投資先ファンドのサ

ブ・ファンドでは、かかるサブ・ファンドへの投資価値が物理的な悪天候の影響をより受けやすくなる場合があり、また、炭素集約度が高い、または低炭素代替物への移行に伴うスイッチング・コストが高い産業もしくは発行体への投資など、特定のセクターに集中している投資先ファンドのサブ・ファンドでは、気候変動移行リスクの影響をより受けやすくなる場合がある。

サステナビリティ・リスクによる影響は、時間とともに発達する可能性が高く、サステナビリティ要因および影響に関するさらなるデータおよび情報が利用可能となり、サステナブル・ファイナンスに関する規制環境が発展するにつれて、新たなサステナビリティ・リスクが確認される可能性がある。かかる新たなリスクは、投資先ファンドのサブ・ファンドの投資証券価格にさらなる影響を及ぼすおそれがある。

ディストレスト証券

債務不履行に陥っているかまたは債務不履行のリスクが高い発行体の証券（以下「ディストレスト証券」という。）への投資は、多大なリスクを伴う。かかる投資は、投資顧問会社が、投資顧問会社による公正価値の認識とは大幅に異なる水準で当該証券が取引されるかまたは当該証券の発行体が交換募集（エクステンジ・オファー）を行うかもしくは再建計画の対象となる合理的な可能性が高いと確信する場合にのみ行われる。ただし、かかる交換募集が行われるかまたはかかる再建計画が採用される保証はなく、かかる交換募集または再建計画に関連して受領する証券その他の資産の価値または収益見込みが投資を行った際に予想していたよりも低くならない保証もない。また、ディストレスト証券への投資が行われた時点からかかる交換募集または再建計画が完了する時点までの間に相当な期間が経過する可能性がある。この期間中、ディストレスト証券に係る利息の支払が受領される可能性は低く、公正価値が実現されるか否かおよび交換募集または再建計画が完了するかについては大きな不確実性があり、予定される交換または再建計画をめぐる交渉の過程において投資先ファンドの利益を保護するために一定の費用の負担を要求される場合がある。さらに、税務上の勘案事項によるディストレスト証券に関する投資決定および投資行動の制約は、ディストレスト証券に係る実現収益に影響を及ぼす可能性がある。

投資先ファンドは、さまざまな財務または収益に関する問題に直面し、他とは異なる種類のリスクを有する発行体の証券に投資することがある。財務状況の厳しい発行体の株式または譲渡性のある債券への投資には、多額の資金を必要とするかもしくは純資産がマイナスの発行体または破産手続もしくは再建手続が行われているかもしくは行われる可能性のある発行体が含まれることがある。

譲渡性のある債券

債券は実際上および認識上両方の信用力の評価の影響を受ける。格付公社債またはその発行者の「格下げ」またはファンダメンタル分析に基づかない否定的評判および投資者の判断は、特に薄商いの市場において証券の価値および流動性を低下させることがある。特定の市場環境においては、これにより、かかる証券への投資の流動性が下がり、処分が難しくなることがある。

投資先ファンドは、実勢金利の変動および信用力に関する判断に影響されることがある。一般的に金利が下落すると債券（固定利付証券）の価格は上昇し、金利が上昇すれば債券（固定利付証券）の価格は下落するので、投資先ファンドの資産価額は一般的に市場の金利変動の影響を受ける。一般的に短期証券の金利変動による価格変動の方が、長期証券の価格変動に比して小さい。

経済不況が、発行体の財政状態およびかかる発行体の発行したハイイールド債券の市場価格に悪影響を及ぼすことがある。発行体の債務の利息を支払う能力は、発行体の特定の事業展開、発行体が特定の事業計画の見通しを充足することができないことまたは追加融資が提供されないことにより、悪影響を受けることがある。発行体が破産した場合、投資先ファンドは損失を被り、費用を負担することがある。

非投資適格または格付されていない債券の発行体は負債比率が高いことがあり、大きな債務不履行リスクを伴う。更に、非投資適格または格付されていない債券は、高格付の債券に比べ流動性が低く、大きく価格が変動する傾向にあり、そのため、不利な経済的事象が、非投資適格債の価格に対し、高格付の債券に比して大きな影響を及ぼすことがある。また、当該債券は、高格付の債券に比して元本および分配金の損失に関してより大きなリスクにさらされる。

資産担保証券（ABS）、資産担保コマーシャル・ペーパー（ABCP）および不動産担保証券（MBS）

資産担保証券（以下「ABS」という。）は、裏付けとなる資産プールからの収益の流れを裏付けまたは担保として、法人またはその他の法主体（公的機関または地方公共団体を含む。）が発行する債務証券の総称である。裏付けとなる資産は、一般的に、ローン、リースまたは債権（クレジットカード債権、自動車ローンおよび学生ローン等）を含む。ABSは、通常、信用度および期間を基に評価される裏付資産のリスク度に応じて様々な特徴を有する多数の異なるクラスで発行され、固定利率または変動利率で発行することができる。クラスに含まれるリスクが高いほど、ABSが収益として支払う額が増える。

資産担保コマーシャル・ペーパーとは、一般的に90日から180日までの満期を有する短期投資ビークルである。証券自体は、一般的に銀行その他金融機関により発行される。手形は、売掛金等の現物資産によって裏付けられ、通常、短期の資金調達の必要性のために使用される。流動性を供給する企業または企業グループは、銀行またはその他のコンデュイットに対して受取債権を売却することがあり、かかる銀行またはその他のコンデュイットは、かかる受取債権をコマーシャル・ペーパーとして投資先ファンドに発行する。コマーシャル・ペーパーは、受取債権からの予想されるキャッシュ・インフローによって裏付けられる。受取債権が回収されると、オリジネーターは、資金を還元することが予想される。

不動産担保証券（以下「MBS」という。）は、商業用および/または住宅用モーゲージの基礎となるプールからの収益によって裏付けまたは担保される債務証券の総称である。このタイプの証券は、モーゲージのプールから投資家に元利金の支払いを振り替えるために一般的に用いられる。MBSは、通常、信用度および期間を基に評価される裏付資産であるモーゲージのリスク度に応じて様々な特徴を有する多数の異なるクラスで発行され、固定利率または変動利率で発行することができる。クラスに含まれるリスクが高いほど、MBSが収益として支払う額が増える。

かかる証券に関連する債務は、政府発行債等のその他の債券（固定利付証券）に比べて、信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクが高いことがある。ABSおよびMBS（不動産担保証券）は、しばしば（裏付資産にかかる債務が予定の期日に弁済されない）期間延長リスクおよび（裏付資産に係る債務が予定よりも早期に弁済される）期限前弁済リスクにさらされるものの、これらのリスクは、証券により支払われるキャッシュ・フローの時期および規模に多大な影響を及ぼすことがあり、証券のリターンに悪影響を及ぼすことがある。個々の証券それぞれの平均残存期間は、任意の償還および期限前強制弁済の存在および実行頻度、実勢金利水準、裏付資産の実際のデフォルト率、回収時期ならびに裏付資産の回転水準等の多数の要因による影響を受けることがある。

新興国市場

新興国市場とは、経済および/または資本市場の発達水準が低く、株価および通貨の変動が高水準である、一般的に経済的に困窮しているかまたは発展途上の国々のことである。これらの中でも、経済および/または資本市場の発達水準が最も低い市場はフロンティア市場と称され、以下に記載されるリスクは、かかるフロンティア市場については増大することがある。

一部の新興国市場の政府は、民間経済セクターに対して重大な影響力を行使し、多くの発展途上国に存在する政治的および社会的不安定は特に重大である。かかる国々の大部分に共通なもう一つのリスクは、経済が著しく輸出に重点を置いており、それ故に国際取引に依存していることがある。過度の負担を強いられる社会資本構造および不十分な金融制度の存在もまた、環境の問題同様、一部の国々においてはリスクをもたらす。

社会的および政治的に不利な環境で、政府は、収用、没収税、国営化、証券市場への介入および取引清算、ならびに海外投資の制限の賦課および為替操作に関与し、これらは将来も繰り返される可能性がある。投資収益に対する源泉税に加えて、一部の新興国市場は譲渡益税を外国の投資者に課すこともある。

新興国市場において一般的に認められている会計、監査および金融報告の実務は、先進国の実務とは大きく異なることがある。成熟した市場と比較して、一部の新興国市場では規則、規則の実施および投資者の行動の監視の水準が低いことがある。かかる行動には、一定のカテゴリーの投資者による重要な非公開情報に基づいた取引のような行為が含まれることがある。

発展途上国の証券市場は、確立された証券市場ほど大きくなく、実質的な取引量も少なく、それが結果的に流動性の不足と価格の大幅な変動をもたらす。投資者および金融仲介業者が高度に集中するのみならず、時価総額および取引量が、少数の産業を代表する少数の発行体に高度に集中することがある。これらの要因は、投資先ファンドが証券を取得または処分する時期および価格に悪影響を及ぼす。

証券取引の決済に関連する新興国市場における実務は、先進国の実務に比べて高いリスクを伴う。投資先投資法人が十分な資本のないブローカーおよび取引相手方を使用する必要があることがその一因であり、また、一部の国における資産の保管および登録が信用できないこともある。決済の遅延は、投資先ファンドが証券を取得または処分できない場合、投資機会を逸する結果となる可能性がある。保管会社は、ルクセンブルグの法令に従って、すべての関連する市場において自己の取引銀行を適切に選別しかつ監督することに責任を有する。

ある新興国市場では、登録事務代行会社は効果的な政府による監督に服しておらず、常に発行体から独立しているわけでもない。したがって、投資者は、投資先ファンドがこれらの登録問題に起因する損失を被ることがあることに留意すべきである。

これらの特性の結果として、サステナビリティ・リスク、特に気候変動に関連する環境変化、社会問題（労働権に関するものを含むが、これに限定されない。）およびガバナンス・リスク（取締役会の独立性、所有と支配、または監査・税務管理をめぐるリスクを含むが、これらに限定されない。）の結果として、投資先ファンドの価値にさらなる影響が生じる可能性がある。さらに、これらの市場では、サステナビリティ・リスクに関連する情報開示の程度や第三者データの網羅性は一般的に低く、透明性も低い。

ソブリン債務

ソブリン債務とは、政府またはその代理機関および下部機関（以下、それぞれ「政府機関」という。）が発行または保証した債務をいう。ソブリン債務への投資は、一定のリスクを伴うことがある。ソブリン債務の返済を統制する政府機関が、元利金の支払満期が到来した場合に当該債務の要項に従いこれを返済することができないかまたは返済する意思がないこともある。政府機関が支払満期の到来した元利金を適時に返済する意思または能力に影響を及ぼす要素としては、とりわけ当該政府機関のキャッシュ・フロー状況、為替準備金の程度、支払満期日に外国為替を十分に利用できること、経済全体に対する債務返済の負担の相対量、国際通貨機関に対する政府機関の方針、共通金融政策への参加により政府機関に課される制約、および政府機関が従うべきその他の制約がある。政府機関はまた、その債務の元利金の未払金を減じることについて、外国政府、多国籍代理機関および外国のその他の機関からの予定される支払金に依拠していることがある。当該政府、代理機関その他の当事者側にかかる支払の約束は、政府機関による経済改革の遂行および／または経済活動ならびに当該債務者の返済義務の適時の履行を条件としていることがある。当該改革の遂行、当該経済活動水準の達成または支払満期時の元利金の返済が行われない場合には、当該第三者が政府機関への資金の貸付約束を取り消すこともあり、これにより当該債務者の適時の債務返済の能力または意思が一層減じられることになる。その結果、政府機関はそのソブリン債務の履行不能に陥ることがある。投資先ファンドを含むソブリン債務の債権者は、当該債務の返済繰延べに関与し、また、政府機関への貸付を更に延長するよう求められることがある。ソブリン債務の債権者はまた、ソブリン債務発行体に関する追加的な制約により影響を受けることもある。かかる制約には、（i）影響を受ける（一つまたは複数の）投資先投資法人の個別ファンドの同意を得ずになされる当該債務の再編（未払元利金の削減および／または返済期限の繰延べを含む。）（例えば、ソブリン債務発行体が一方的に取る立法措置および／または貸し手の特定多数による決定に基づく再編）、ならびに（ ）返済の不履行または遅滞の場合にソブリン債務発行体に対して行使可能な法的遡求権の制限（例えば、政府機関が履行不能に陥ったソブリン債務を回収することを可能にする破産手続が存在しないことがある。）が含まれることがある。

債券の格下げリスク

投資先ファンドは、高格付または投資適格の債券に投資することができるが、債券がその後格下げされた場合にも、割引価格での売却を避けるためにその保有を継続することがある。投資先ファンドがかかる格下げされた債券を保有する場合には、弁済について債務不履行のリスクが増大し、ひいては投資先ファンドの

元本価額に影響を及ぼすリスクとなる。投資者は、投資先ファンドの利回りもしくは元本価額（またはその双方）が変動する可能性があることに留意すべきである。

海外投資に関する制限

投資先ファンドのような海外機関による投資を禁止またはかかる投資に重大な制限を課している国々がある。例えば、一部の国々では、外国人は投資前に政府の承認を得なければならず、外国人による特定企業への投資額が制限され、または外国人による企業への投資が、国民が購入できる企業の証券よりも不利な条件の特定クラスの証券のみに限定されている。一部の国々では、国益にとって重要と認められる発行体または産業への投資機会を制限することがある。海外の投資者が特定諸国の企業に投資する方法が、当該投資に対する制限とともに、投資先ファンドの運用に悪影響を及ぼすことがある。例えば、投資先ファンドは、かかる諸国の一部において当初現地のブローカーまたはその他の機関を通じて投資を行い、その後株式の買付を投資先ファンド名義で再登録しなければならない。ある場合には、再登録が適時に行われることができず、その結果遅滞が発生している間において投資先ファンドが投資者としての権利（配当金に関する権利または一定のコーポレート・アクションについて通知される権利を含む。）の一部を認められないことがある。またある場合には、投資先ファンドが買付注文を発したものの、海外の投資者に対して認められた割当分がすでに充足されていた旨をその後再登録時に知らされ、投資先ファンドがその希望する投資を当該時に行えなくなることがある。投資先ファンドが投資収益、元本または海外投資者による証券の売却手取金を本国に送金できるか否かにつき、一定の国々では実質的な制限が設けられている。元本の本国への送金についての必要な政府の承認の遅れまたはかかる承認が得られないことおよび投資先ファンドに投資制限が適用されることにより、投資先ファンドは悪影響を受ける可能性がある。多くの国々では、その資本市場への間接的な海外投資を容易にするためにクローズド・エンド型の投資法人の設立を認めている。一定のクローズド・エンド型の投資法人の投資証券は、その純資産価額に対するプレミアムを示す市場価格でしか取得できないことがある。投資先ファンドがクローズド・エンド型の投資法人の投資証券を取得する場合、投資主は投資先ファンドに関する費用の按分額（管理報酬を含む。）および間接的に当該クローズド・エンド型の投資法人の費用の両方を負担することになる。加えて、インドや中国など一部の国は、一定の国内の投資における外国人出資比率について割当制限を行う。これらの投資は純資産価額に対するプレミアムを表象する時価でのみ取得されることがあり、かかるプレミアムを最終的に投資先ファンドが負担することがある。投資先ファンドはまた、その費用負担において、特定の国々の法律に基づき自らの投資事業体の設立を図ることもできる。

中国への投資

中国への投資は、現在、一定の追加的なリスク、特に中国の証券の取扱い能力に関するリスクを伴う。一部の中国証券の取扱いは認可を受けた投資者のみに制限され、当該証券への投資元本を送金する投資者の能力は、時によっては限定されることがある。元本の流動性および送金に係る問題に起因して、投資先投資法人は、随時、一部の証券への直接投資がUCITSにとって適切でないと決定することがある。その結果、投資先投資法人は、中国証券に対するエクスポージャーを間接的に得ることを選択することがあり、中国市場に対する完全なエクスポージャーを得ることができないことがある。

中国経済のリスク

中国は、世界の中でもっとも大きな新興市場の一つである。中国経済は、計画経済からより市場指向の経済への移行過程にあり、先進国経済と異なっているため、中国への投資は先進国市場での投資より大きな損失を負うことがある。これは、特に、市場のより大きな変動性、より少ない取引規模、政治的および経済的な不安定性、より大きな市場閉鎖リスク、外国為替へのより厳しい規制および先進市場で典型的に見られるよりも制限された外国人による投資に関する方針などによる。中国経済においては、関連する国益に影響するとみなされる企業または産業への投資制限を含む、政府による実質的な介入が行われることがある。中国政府および規制機関は、取引制限の賦課のような金融市場への介入を行うこともあり、これによって中国証券の取引が影響を受けることがある。投資先ファンドが投資する企業は、先進国市場における企業よりも低い開示性、コーポレート・ガバナンス、会計報告基準を有することがある。加えて、投資先ファンドが保有

する証券の一部は、より高額な取引費用ならびにその他のコスト、外国人による出資の制限、源泉徴収税ならびにその他の課税負担を負うことがあり、または、流動性の問題によって当該証券を適切な価値で売却することが難しくなることがある。これらの要因は投資先ファンドの投資に、予測不能な影響を与え、変動性を増すことがあり、これによって、投資先ファンドへの投資の価値の損失リスクが増すことがある。

新興市場国に投資する他のファンド同様に、中国に投資する投資先ファンドは、先進市場国に投資するファンドより大きなリスクにさらされることがある。中国経済は、この20年で、目覚ましく急速な成長を遂げた。しかしながら、こうした成長が今後も続くか続かないかは分からず、中国経済の異なる地域やセクターに一律に適用されるとも限らない。経済成長は、高いインフレ期間ももたらしてきた。中国政府は、インフレをコントロールし経済成長の割合を抑制するため、その時々で様々な措置を行ってきた。さらに中国政府は、中国経済の発展のため、市場原理の分散化および活用を達成する経済改革を行ってきた。これらの改革は、著しい経済成長と社会発展をもたらした。しかしながら、中国政府がこうした経済方針を今後も押し進めるとの確証はなく、またもし続けるとしても、それらの方針が今後も成功を収めるとは限らない。こうした経済方針の調整や変更は、中国の証券市場に悪影響を及ぼすことがあり、そのため投資先ファンドのパフォーマンスも悪影響を受けることがある。

これらの要因は、（中国への投資の度合いによって）どの投資先ファンドの変動性をも増大させることがあり、これによって投資価値の損失リスクを増加させることがある。

中国の政治的リスク

中国においてまたは中国に関連して起こりうるいかなる政治情勢の変化や、社会的不安定性、外交上の悪影響も、中国A株および/または中国国内の債券の価格への大きな変動をもたらすことがある。

中国の法制度

中国の法制度は、成文法およびその最高人民法院による解釈に基づいている。高級人民法院の決定は、参照として引用されることがあるものの、先例としての価値は持っていない。1979年以降、中国政府は、商法の包括的なシステム発展を進め、外国人による投資、企業組織および企業統制、商業、課税、貿易のような経済問題を扱う法制度を導入することによって、著しく進歩した。しかし、公表される事案や司法的解釈が限られており、その法的拘束力もないことから、これらの規則の解釈や施行は、重大な不確実性を伴う。

中国の商法システムの歴史の浅いことによって、中国の規制および法的構造は、先進国のようには発展していないことがある。このような規制はCSRC（中国証券監督管理委員会）およびSAFE（中国国家外貨管理局）にそれぞれの規制の解釈の裁量を行使する権限を与え、その適用においてより不確実性が増す結果となることがある。加えて、中国の法制度が発展するにつれて、かかる法規則に変更が生じないとも限らず、その解釈や施行が、投資先ファンドの中国本土事業または投資先ファンドが中国A株および/または中国本土債券を取得する能力に重大な悪影響を及ぼさないという確証はない。

会計および報告基準

中国企業は、国際的な会計基準にある程度準拠した中国の会計基準および慣例を遵守することが求められている。しかし、中国企業に適用される会計、監査および財務報告の基準ならびに慣例はあまり厳密ではないおそれがあり、また、中国の会計基準および慣例に従って作成された財務諸表と、国際会計基準に従って作成された財務諸表との間には、大きな違いがあることがある。例えば、不動産や資産の評価方法や、投資家への情報開示の要件には相違がある。

人民元通貨および換算リスク

中国の法定貨幣である人民元は、現在、自由に交換できる通貨ではなく、中国政府による為替管理の介入の対象となる。こうした通貨転換の管理および人民元為替レートの変動は、中国企業の業績や財務結果に悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが中国に投資する限りにおいて、中国政府によるファンドやその他の資産の国外への送還に対しての制限賦課のリスクにさらされ、投資先ファンドの投資者への十分な支払能力が制限される。

人民元以外の投資家は為替リスクにさらされており、投資家の基準通貨(例えば米ドル)に対する人民元の価値が下落しないという保証はない。人民元の下落は、投資先ファンドへの投資者の投資金額に悪影響を及ぼす可能性がある。

投資先ファンドの人民元取引の取引為替レートは、QFI(適格海外機関投資家)制度を通じた取引を除き、オンショア人民元(CNY)ではなくオフショア人民元(CNH)に関連するものである。

CNHの価格は、多数の要因(中国政府が随時適用する外国為替管理政策および送金制限ならびに他の外部的市場要因を含むがこれらに限られない。)から、多くの場合著しく、CNYの価格と異なることがある。CNHとCNYの間の乖離は投資者に悪影響を及ぼす可能性がある。

ロシアへの投資

ロシアへ投資を行うまたはロシアへの投資のエクスポージャーを有する投資先ファンドについて、潜在的投資者は、ロシアへの投資またはエクスポージャーに特有の、以下のリスク注意点も考慮すべきである。

- ロシアのクリミア併合の結果、投資先ファンド英文目論見書の日付現在、アメリカ、EUおよびその他の国々は、ロシアへの制裁を行っている。制裁範囲およびレベルが増すことがあり、これがロシア経済に悪影響を及ぼし、ロシア証券の価値および流動性の下落を引き起こし、ロシア通貨価値の切り下げおよび/またはロシアの信用格付の評価を下げる結果となるかもしれないリスクがある。こうした制裁によって、ロシアが、欧米その他の国々に対してより広範囲に措置を取ることにつながる可能性もある。ロシアおよびその他の国々が取る行動によっては、ロシアへのエクスポージャーを有する投資先ファンドが、ロシアへの投資を続けることおよび/またはロシア投資を清算し資金をロシア国外に出すことがより困難になることがある。ロシア政府が取る措置には、欧州居住者のロシア財産の凍結や収用が含まれることがあり、投資先ファンドが保有するあらゆるロシア資産の価値や流動性を減少させることがある。もしこれらの事象が起きた場合は、取締役会は(その裁量により)、ロシアへの投資エクスポージャーを有する投資先ファンドの投資者の利益となると考える行動(投資先ファンドの取引の一時停止を含む(必要があれば))を取ることがある。
- 証券投資に関する法律および規則は、その都度作られてきており、市場の成長に後れを取る傾向があり、曖昧な解釈や、矛盾した適用および恣意的な適用につながっている。適用規則の監視および施行は、未発達である。
- コーポレート・ガバナンスを規制する規則は、存在しないか、または未発達であり、少数株主はほとんど保護を受けられない。

これらの要因は、(ロシアへの投資の度合いにより)どの投資先ファンドの変動性をも増大させることがあり、これによって投資価値が損失を被るリスクとなることがある。

規制ある市場として認められているMICEX-RTS証券取引所に上場している証券への投資を除き、ロシアの現地の株式に直接投資する投資先投資法人の個別ファンドは、その純資産価額の10%以下に自己のエクスポージャーを制限する。

デリバティブ - 詳論

投資先ファンドは、その投資目的および投資方針に従い、投資目的または効率的ポートフォリオ管理目的で、デリバティブを利用することができる。具体的には、以下を含むが、これらに限られない。

- ・金利変動リスク調整のためのスワップ契約の利用
- ・為替リスク売買のための為替デリバティブの利用
- ・カバード・コール・オプションの売却
- ・信用リスクの売買を行うためのクレジット・デフォルト・スワップの利用
- ・ボラティリティ・リスクを調整するためのボラティリティ・デリバティブの利用
- ・オプションの売買
- ・1または複数の指数に関するエクスポージャーを得るためのスワップ契約の利用
- ・あらゆる悲観的な相場観を活かすための合成ショートポジションの利用
- ・市場エクスポージャーを得るための合成ロングポジションの利用

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップの利用は、債券への直接投資よりも高いリスクを伴うことがある。クレジット・デフォルト・スワップは、債務不履行リスクの移転を可能にさせる。これは、投資者が(投資ヘッジのために)保有する債券の保険を購入すること、または、信用度の低下のため、要求される一連のクーポンの支払が受領する支払よりも低いという投資見通しの場合に、投資者自身が現物として保有しない債券に対するプロテクションを購入することを、事実上可能にする。逆に、信用度の低下に起因する支払がクーポンの支払よりも低いという投資の見通しの場合、プロテクションはクレジット・デフォルト・スワップの締結を用いて売却される。したがって、プロテクションの購入者は、プロテクションの売却者に一連の支払を行い、「クレジット・イベント」(契約書に事前に定められる信用度の低下)が発生した場合、購入者に対して支払が行われる。クレジット・イベントが発生しない場合、購入者は、要求されるすべてのプレミアムを支払い、スワップは追加支払なく満期償還となる。したがって、購入者のリスクは、支払われるプレミアムの価額を限度とする。

クレジット・デフォルト・スワップ市場は、時として債券市場よりも非流動的である。クレジット・デフォルト・スワップを締結する投資先ファンドは、いつでも買戻請求に応じることができなければならない。クレジット・デフォルト・スワップは、投資先投資法人の監査人により検討された検証可能かつ透明性のある評価方法に従って定期的に評価される。

ボラティリティ・デリバティブ

証券(または証券バスケット)の「ヒストリカル・ボラティリティ」とは、特定の期間にわたり(一つまたは複数の)証券の価格に見られる変化の速さおよび大きさの度合いを統計的に計測したものをいう。「インプライド・ボラティリティ」とは、将来実現されるボラティリティに対する市場の予想をいう。ボラティリティ・デリバティブは、その価格がヒストリカル・ボラティリティもしくはインプライド・ボラティリティまたはその両方に依拠するデリバティブである。

ボラティリティ・デリバティブは、裏付けとなる投資証券バスケットに基づいており、投資先ファンドは、投資先証券の市場において予想される展開の評価に基づき、ボラティリティ変動に関する投資見通しを明示するために、ボラティリティ・リスクを上昇させるまたは低下させるためボラティリティ・デリバティブを利用することができる。例えば、市場環境の重大な変化が予想される場合、新しい環境に対して価格が適合するにつれて、証券価格のボラティリティは増大するものと推測される。

投資先ファンドは、以下のすべてに該当するインデックスに基づくボラティリティ・デリバティブの購入または売却のみを行うことができる。

- ・インデックスの構成が十分に分散されていること
- ・インデックスが、それが参照している市場に対する適切なベンチマークを表象していること
- ・インデックスが適切な方法により公表されていること

ボラティリティ・デリバティブの価格は非常に変動性が高く、投資先ファンドのその他の資産とは異なる値動きをすることがある。そのため、投資先ファンドの投資証券の1口当たり純資産価格に重大な影響を及ぼす可能性がある。

担保の譲渡

デリバティブを用いるために、投資先ファンドは、投資先ファンドに対する取引相手方のエクスポージャーに対するカバーとして投資先ファンドの資産から担保または証拠金を支払うことを要求する取決めを取引相手方と締結する。かかる担保または証拠金の所有権が取引相手方に譲渡される場合、当該所有権は、かかる取引相手方の資産となり、取引相手方によりその者の事業の一部として使用されることがある。このように譲渡された担保は、保管会社によって安全保管のために保有されないことになるが、担保の状態は、保管会社により監視および調整される。取引相手方のために投資先ファンドにより担保が提供された場合、当該取引相手方は、担保として提供された資産について、投資先ファンドの同意なく再度担保を設定することができない。

流動性リスク

投資先ファンドの原資産となる投資の取引高は、市場のセンチメントによって大きく変動することがある。市場動向、投資家の不利な認識、規制や政府の介入（国内規制当局による広範な取引停止の可能性を含む。）に応じて、投資先ファンドが行う投資が流動性を低下させるリスクがある。極端な市況下では、投資を希望する買い手がなく、投資が望ましい時期または価格で容易に売却できないため、投資先ファンドは関連する投資対象を売却するためにより低い価格を受け入れなければならないか、または投資対象を全く売却できないおそれがある。特定の投資対象または投資先ファンドの資産の一部を売却できない場合、投資先ファンドの価値に悪影響を及ぼしたり、投資先ファンドが他の投資機会を利用できなくなる可能性がある。

小規模・中規模の会社や新興国の発行体が発行する債券の流動性は、経済・市場・政治上の不利な出来事や市場の不利なセンチメントのなかで、特に低下する可能性が高い。債券の信用格付の引き下げや金利環境の変化も流動性に影響を及ぼす可能性がある。債券の様々なサブカテゴリーに関する説明は、投資先ファンドの英文目論見書の個別リスクの考察の項目に詳しく記載されている。

同様に、非上場会社、小規模・中規模の企業および新興国に拠点を置く企業が発行する持分証券への投資は、一定の市場状況下において、一定の発行体もしくは業界、または一定の投資カテゴリー内のすべての証券の流動性が、不利な経済的、市場もしくは政治的事象、または不利な市場感情の結果、警告なしに、突然減少または消滅するリスクに特にさらされる。

また、流動性リスクには、市場の緊張状態、大量の買戻請求、または投資顧問会社の制御不能なその他の要因により、当該ファンドが買戻しの延期、特定の償還の発行、または取引の停止を余儀なくされるリスクも含まれる。買戻請求を満たすために、投資先ファンドは不利な時期および/または条件で投資対象を売却することを余儀なくされ、資産の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。資産価値に影響を受けた投資先ファンドに投資する場合、取締役会が希薄化防止措置を講じた結果、取引費用が増加する可能性がある。

ハイイールド債への投資

「ハイ・イールド」債券としても知られる投資不適格債は、格付の高い債券よりも債務不履行のリスクが高い。また、投資不適格債は、格付の高い債券よりもボラティリティが高い傾向があるため、不利な経済事象は、格付の高い債券よりも投資不適格債の価格に大きな影響を及ぼす可能性がある。さらに、発行者の債務支払能力は特定の発行者の発展により不利な影響を受ける可能性がある。たとえば、景気後退は発行者の財務状態およびその発行者により発行されるハイイールド債の市場価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

偶発転換社債

偶発転換社債は、複雑な債務証券の一種であり、事前に特定されたトリガーイベントが発生した場合、発行体の株式に転換されるか、または一部もしくは全部償却される場合がある。トリガーイベントは、発行者の支配の範囲外である可能性がある。一般的なトリガーイベントとしては、発行体の株価が一定期間で特定のレベルまで下落したり、発行体の自己資本比率が所定のレベルまで下落したりすることが挙げられる。一定の偶発転換社債のクーポン支払いは、全く裁量的であり、いかなる時点、何らかの理由、および何らかの期間において発行体によって中止されることがある。

債券から株式への転換を誘発する事象は、規制上の評価または客観的な損失（例えば、発行会社の自己資本比率が所定のレベルを下回る場合）によって決定されるように、偶発転換社債の発行体が財務上の困難に陥ったときに転換が起こるように設計されている。

偶発転換社債への投資は、以下のようなリスクを伴う（これらに限られるものではない。）。

偶発転換社債の投資家は、株主が元本の損失を被らない場合、元本の損失を被る可能性がある。トリガー・レベルは異なり、自己資本比率とトリガー・レベルとの乖離によって転換リスクへのエクスポージャーを決定する。投資先ファンドは、債券を株式に転換することを必要とするトリガーイベントを予測するのは困難である可能性がある。さらに、投資先ファンドが転換時にどのように証券が反応するかを評価することは困難であるおそれがある。株式への転換の場合、投資先ファンドの投資方針がそのポートフォリオに株式を保有することを許可しない可能性があるため、投資先ファンドはこれらの新しい株式を売却することを強制されるおそれがある。このような強制的な売却、およびこれらの株式の入手可能性の増大は、これらの株式に対する十分な需要がない限り、市場の流動性に影響を及ぼす可能性がある。また、偶発転換社債

への投資は、業界集中リスクの増大、また、(そのような証券は限られた数の銀行により発行されるため)取引相手方リスクの増大にもつながる。偶発転換社債は、通常、他の債務証券よりも高いリスクにさらされるため、同等の非転換社債に劣後する。あらかじめ指定されたトリガー事象の結果、偶発転換社債が償却(「評価減」)された場合、投資先ファンドは、その投資価値の全額、一部または様々な損失を被ることがある。評価減は、一時的または永続的のどちらもありうる。さらに、ほとんどの偶発転換社債は、あらかじめ定められた日に繰上償還可能な永久債として発行される。永久偶発転換社債は、あらかじめ定められた償還日に償還されることはなく、投資家は、償還日またはいかなる日においても元本の返還を受け取ることができないおそれがある。

銀行社債の破綻処理措置リスク

欧州連合の金融機関が発行する社債は、金融機関がその金融債務を履行できない状況において、EU当局による評価減または転換(すなわち、「破綻処理措置」)のリスクにさらされることがある。これにより、当該金融機関が発行した債券が償却され(ゼロになり)、株式またはオルタナティブ証券に転換されるか、または債券の要項が変更される可能性がある。「破綻処理措置」リスクとは、EU加盟国の当局が、債券保有者の権利を償却または転換することにより、当該銀行の損失を吸収または資本増強するために、問題を抱えた銀行を救済する権限を行使するリスクをいう。投資家は、EU加盟国の当局が、「破綻処理措置」ツールを含む他の解決手段を最大限評価・活用した後、最後の手段として公的財政支援を利用するべきであると考えているため、過去と同様に公的財政支援に依存するのではなく、問題のある銀行を救済するために「破綻処理措置」ツールを使用する可能性が高いことを警告されるべきである。金融機関の保釈金は、その債券(およびおそらく他の証券)の一部または全部の価値の減少をもたらす可能性が高く、保釈金が発生した場合、当該証券を保有するファンドも同様の影響を受ける。

英国のEUからの離脱(Brexit)の潜在的影響

2020年1月31日、英国は正式にEUから離脱し、EUの加盟国ではなくなった。英国およびEUは、2020年1月31日現在、2020年12月31日までの移行期間(以下「移行期間」という。)に入った。移行期間中、英国は該当するEUの法令の適用を受ける。

政治、経済、法的枠組みの交渉および実施は、移行期間を超えて延長される可能性があり、移行期間を通しておよびその後も英国およびより広範な欧州市場の不確実性と変動期間が続く可能性がある。

今後の関係の条件は、世界の金融市場に継続的な不確実性を引き起こす可能性があり、投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

この不確実性から生じるボラティリティは、投資先ファンドの投資のリターンが、市場の動向、英国債券および/またはユーロの潜在的な価値の下落、ならびに英国のソブリン信用格付けの下落によって悪影響を受ける可能性があることを意味する。また、このことは、投資先ファンドが慎重な為替ヘッジ方針を実施することをより困難にするか、または、より高コストになる可能性がある。

ユーロ・ユーロ圏のリスク

いくつかの国のソブリン債務の悪化は、他のより安定した国に悪影響を与えるリスクとともに、世界経済危機を悪化させている。他のユーロ圏諸国が借入コストの上昇の影響を受け、キプロス、ギリシャ、イタリア、アイルランド、スペインおよびポルトガルと同様の経済危機に直面するリスクに対する懸念は依然として残っている。このような状況や英国の国民投票は、欧州経済通貨連合の安定性や全体的な地位に不確実性をもたらし、ユーロ圏の構成に変化をもたらす可能性がある。1以上のユーロ圏国によるユーロからの離脱またはそのリスクは、1以上のユーロ圏国における各国通貨の再導入、またはより極端な状況においては、ユーロの全面解消につながる可能性がある。これらの潜在的発展、またはこれらの問題および関連する問題に関する市場の認識は、投資先ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。ユーロ圏危機の最終結果を予測するのは困難である。受益証券保有者は、ユーロ圏および欧州連合の変動が投資先ファンドへの投資にどのように影響するかを慎重に検討しなければならない。

投資先ファンドから、配当は支払われない。

報酬、手数料および費用

有価証券貸付手数料

有価証券貸付代行会社であるブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド（BlackRock Advisors（UK）Limited）は、その業務活動に関連して、報酬を受領する。かかる報酬は、当該有価証券貸付活動から得る粗利益の37.5%に相当し、ブラックロックの投資証券から生じるすべての運営費用を含む。投資先ファンドは、有価証券貸付手数料から得る粗利益の62.5%を受領する。有価証券貸付代行会社は、投資先ファンドの管理会社の関連当事者である。

年次業務報酬

投資先投資法人は、年次業務報酬を管理会社に支払う。

年次業務報酬の水準は、管理会社との合意に従い、取締役会の裁量により変動することがあり、投資先投資法人により発行される各ファンドおよび受益証券の中で異なる料率が適用されることがある。ただし、現在支払われている年次業務報酬について年率0.25%を超えないものとするのが取締役会と管理会社の間で合意されている。年次業務報酬は、投資先ファンドの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

取締役会および管理会社は、投資先ファンドが属する市場セクターおよび同等のグループと比較した際の投資先ファンドの実績といった多くの基準を考慮した上で、投資先ファンドの投資者が入手可能な類似の投資商品の広範な市場と比較して投資先ファンドの運用費の競争力が確実に保たれるような料率に年次業務報酬の水準を設定する。

年次業務報酬は、投資先投資法人が負担する運営管理上のすべての固定および変動の経費および費用（保管会社報酬、販売報酬、有価証券貸付報酬、借り入れにより発生するあらゆる費用（疑義を避けるために付言するならば、貸し手により課されるコミットメント・フィーを含む。））ならびにEUおよびEU域外における源泉税還付に係るあらゆる関連費用を除く。）、ならびにこれらに課される税金および金利および投資または投資先投資法人の段階で課される税金を支払うために管理会社によって使用される。

これら運営管理上の費用には、随時投資先投資法人が負担または投資先投資法人のために負担するあらゆる第三者の費用およびその他の回収可能な経費（ファンド会計処理報酬、名義書換代行報酬（副名義書換代行会社および関連プラットフォーム取引手数料を含む。）、コンサルタント報酬、弁護士報酬、税務顧問報酬および監査報酬などのあらゆる専門家経費、（ブラックロック・グループの従業員でない取締役に対する）取締役報酬、旅費、合理的な立替費用、印刷、公表、翻訳その他投資主に対する報告に関するすべての経費、規制当局への届出およびライセンス料、通信費およびその他の銀行手数料、ソフトウェアのサポートおよび保守、運営経費、投資者サービス・チームおよび各種ブラックロック・グループの会社により提供されるその他のグローバルな管理事務代行業務に帰属する費用を含むがこれらに限られない。）が含まれる。

管理会社は、投資先ファンドの運用費の競争力を確実に維持するリスクを負う。したがって、管理会社は、管理会社に支払われた管理事務報酬額のうちいずれかの期間中に投資先投資法人が負担した実費を超える分につき、これを保持する権利を有する。一方で、いずれかの期間において投資先投資法人が負担した経費および費用のうち管理会社に支払われる管理事務報酬額を超える分については、管理会社または別のブラックロック・グループの会社が負担するものとする。

その他の報酬

投資先投資法人はまた、保管会社の報酬およびEUの源泉税還付に係るあらゆる専門家費用も支払う。これらの費用は、通常、取締役会の裁量により、公正かつ公平な基準に基づいて、関連する個別ファンドの間で（かかる報酬に対する税金を加算して）割り当てられる。

買戻しに係るチャージ

取締役会が、投資主の過度の取引の疑いがあると合理的に判断する場合、取締役会の裁量により、買戻代金の2%を上限とする買戻しに係るチャージを投資主に課することができる。かかるチャージは、投資先ファンドの利益のために課され、投資主はチャージを課される場合、取引報告書において通知される。かかるチャージは、適用ある乗換手数料または後払販売手数料に加算される。

一般規定

上記に要約された異なる手数料体系によって、同時に購入された投資先ファンドの異なるクラスの投資証券が、時間の経過と共に、異なる投資リターンを生じるという結果をもたらすことがある。これに関連して、投資者は、自らの投資証券に関して自らが取引する販売会社が提供する業務について検討を希望することもできる。

管理会社は、総販売会社に対して報酬および手数料を支払うことができ、また総販売会社は、適用ある現地の法律により認められる場合、以下の第4項に記載されるとおり他の販売会社に対して報酬を支払うことができる。

1. 保管会社は、有価証券の価格に基づき、毎日発生する年次報酬に取引手数料を加算した額を受領する。年次保管報酬は、年率0.0024%から0.45%であり、取引手数料は、一取引につき、5.5米ドルから124米ドルである。両カテゴリーの報酬率は、投資対象国によって異なり、また、資産クラスに応じて異なる場合もある。債券や先進国の株式市場に対する投資については、上記範囲の低いほうとなるが、新興国市場または発展途上国市場に対する投資については、上記範囲の高いほうとなる。したがって、投資先ファンドの保管費用は、その時点における資産配分により変動する。投資先投資法人は、年率0.25%を上限とする管理事務報酬を支払う。管理事務報酬の水準は、個別ファンドおよびクラスに応じて、管理会社との間の合意に従い、取締役会の裁量により変動することがある。管理事務報酬は、毎日発生し、関連するクラスの純資産価額に基づき、毎月支払われる。管理事務報酬は、保管会社報酬およびそれに課される税金を除き、投資先投資法人が負担するすべての運営経費および費用から構成されるがこれらに限られない。また、申込みに係る税金など投資先投資法人によって支払われる税金は、引き続き投資先投資法人によって支払われる。管理事務報酬は、年率0.25%を超えないものとし、超過する一切の経費および費用は、ブラックロック・グループの会社が負担するものとする。
2. 総販売会社は、以下の手数料を受領する権利を有する。
 - ・過度に頻繁ないずれかのクラスの投資証券の転換に対する管理会社の手数料
 - ・すべての販売手数料
3. 取締役会の承認を条件として、投資先ファンドの管理報酬および管理事務報酬の総額は、投資主に対して3か月以上前に通知を行うことにより、合計で2.25%を上限として増額されることがある。管理報酬および管理事務報酬の総計が上記水準を超えて増額される場合には、臨時投資主総会における投資主の承認が必要となる。投資先ファンド英文目論見書に記載されるその他の報酬および手数料の料率の増加については1か月以上前に通知が投資主に対して行われる。ただし、投資先投資法人の定款（以下「定款」という。）に基づき事前の投資主の同意が必要とされる場合はこの限りではなく、かかる場合には投資主が同意する日から1か月以上前に通知が行われる。
4. 投資先ファンドが、投資先ファンドに従前割り当てられた費用が全額償却されていない時点で終了する場合、取締役会は、未払費用の取扱いについて決定するものとし、適切な場合、未払費用につき、清算費用として投資先ファンドにより弁済されるものとするを決定することができる。

課税

以下の概要は現行法および実務慣行に基づくものであり、変更されることがある。

投資者は、自らの市民権のある国、居住地もしくは住所地とする国の法律に基づく、投資証券の申込み、購入、保有、買戻し、転換もしくは売却の結果、課される可能性のある税金、または投資証券の平準化の方針の影響について、承知しておくべきであり、適切な場合に専門アドバイザーに相談すべきである。投資者は、課税の水準および基準ならびに税金の免除について変更される可能性があることに留意すべきである。

ルクセンブルグ

ルクセンブルグの現行法および実務慣行においては、投資先投資法人は、ルクセンブルグの所得税またはキャピタル・ゲイン税を課されておらず、また投資先投資法人が支払った配当金もルクセンブルグの源泉徴収税を課されていない。ただし、投資先ファンドは、その純資産価額に対して年率0.01%のルクセンブルグの税金を関連暦四半期末に支払う義務を負う。ルクセンブルグにおいて投資証券の発行に関する印紙税その他の税金の支払はない。

投資先ファンド英文目論見書の日付現在およびその後の投資者の申込受諾時に投資先投資法人が了知するルクセンブルグの法律、規制および課税上の規定に基づき、投資先ファンドには税率0.01%の軽減税率が適用される。ただし、かかる判定は、随時関係当局が行う機関投資家の地位についての解釈に従う。投資者の地位について当局が行う再分類により投資先ファンドに0.05%の税金が課されることがある。

投資先ファンド英文目論見書の日付現在で効力のあるルクセンブルグの税法においては、投資主は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン税、所得税、源泉徴収税、資産税、相続税またはその他の税金を課せられることはない（投資主がルクセンブルグに所在、居住しまたは恒久的施設を有する場合を除く。）。非居住者である投資主は、2011年1月1日から投資先投資法人の保有投資証券の処分の際に実現したキャピタル・ゲインについて、ルクセンブルグにおいて課税されない。

停止および延期

1. 投資先ファンドの投資証券の評価（その結果として発行、買戻しおよび転換）は、以下を含む一定の状況において停止されることがある。
 - ・投資先ファンドに保有される投資対象の相当部分が上場している証券取引所もしくは市場が通常の休日以外に別途閉鎖されているか、または当該取引所もしくは市場における取引が停止もしくは制限されている場合
 - ・当該投資証券のクラスに帰属する投資先投資法人が所有する資産の処分または評価が実行不可能となる結果をもたらす緊急事態を構成する事情が存在する場合
 - ・当該投資証券のクラスのいずれかの投資対象の価格もしくは評価額、またはいずれかの証券取引所もしくはその他市場における時価もしくは現在価値を決定する上で通常使用される通信手段が故障している場合
 - ・投資先投資法人が投資証券の買戻しに対する支払を行うための資金を送金することができない期間中、または投資対象の換金もしくは取得または投資証券の買戻しに応じた支払に関わる資金の振替が、取締役会の意見によれば通常の為替相場で実施できない期間中
 - ・投資先投資法人の子会社の1口当たり純資産価格を正確に決定することができない期間中
 - ・投資先ファンドの終了もしくは合併に関する通知が行われた場合または決議が可決された場合
 - ・投資証券の発行停止のみについて、投資先投資法人の解散通知が行われた期間中
 - ・更に、欧州連合外において相当な金額の資産を投資する投資先ファンドについて、管理会社は、現地の関連する現地取引所が営業を行うか否かを考慮して、かかる休業日（通常の休日を含む。）を投資先ファンドの非営業日として扱うことを選択することができる。営業日の定義を参照のこと。
2. 各停止期間は、適切な場合、投資先投資法人によって公表されるものとする。また、投資証券の買戻しまたは転換に関する請求を提出する投資主に対しても通知が行われる。

3. 投資先ファンドのすべての投資証券クラスに関する買戻しまたは他への転換注文が、ある取引日に、投資先ファンドの概算総額に対する一定の水準(現在は10%に設定されている。)を超過する場合、投資先投資法人は、当該取引日に投資先ファンドのいずれかの投資証券の買付の指示を受諾する義務を負わず、また買戻しまたは転換の指示を延期する権利を有する。また、投資先投資法人は、取締役会が投資先ファンドのいずれかの投資証券クラスの保有者の利益に悪影響を及ぼすと考える例外的な状況において、買戻しおよび転換を延期することができる。いずれの場合も、取締役会は、投資先投資法人が可能な限り速やかに関係する投資先ファンドの資産の必要な換金を行うまで、またはかかる例外的な状況が終息するまで、買戻しおよび転換の延期を宣言することができる。かかる延期された買戻しおよび転換は、按分割合に応じ実行され、かつその後の請求に優先して処理される。
4. 投資主は、停止または延期期間中、投資先投資法人に対する書面による通知をもって、延期または停止されている取引に関する自らの請求を撤回することができる。かかる通知は、取引が実行される前に受領された場合にのみ有効である。
- 投資主は、保有する投資先投資法人の投資証券について、投資先投資法人が当該保有分に関する清算資金を受領しない限り、買い戻すことができない。

解散および清算

投資先投資法人は、定款の規定に従い、投資主総会の決議によりいつでも解散することができる。資本金が、法律に定める資本の最低額(現在の最低資本額は1,250,000ユーロ相当額である。)の3分の2を下回る場合、取締役会は、投資先投資法人の解散に関する議題を投資主総会に提出しなければならない。

解散の際、投資主間の分配に利用可能な資産は、以下の優先順序で充当される。

- (i) 第一に、投資先ファンドに連動する各クラスの投資証券の保有者に対する、投資先ファンドに当該時点において残存する残額の支払。かかる支払は、かかる投資証券に付与された適用ある権利に基づき行われ、またその他の場合には、すべての関連するクラスの保有投資証券の総数に比例して行われる。
- () 第二に、投資証券の保有者に対する、当該時点において残存するものの投資先ファンドのいずれにも含まれない残額の支払。かかる残額は、解散時に投資主に対して行う分配の直前における投資先ファンドの純資産価額に比例してかかる投資先ファンド間で割り当てられ、支払は、定款およびルクセンブルグ法に従い、清算人がその絶対的な裁量により公平と考える割合で、当該投資先ファンドに連動する各クラスの投資証券の保有者に割り当てられた金額で行われる。

投資先ファンドの清算の終了時に投資主によって請求されない清算代金は、ルクセンブルグの預託機関に預託され、30年後に失効するものとする。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド
(プレミアム・ファンズのサブ・ファンド)の受託会社御中

意見

私たちは、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの財務書類、すなわち、2025年8月31日現在の純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表、ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書（表示通貨はすべて米ドル）（以下「財務書類」と総称する。）、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私たちは、添付の財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの2025年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。私たちの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。私たちは、私たちの財務書類の監査に関連する倫理上の要求事項とともに、国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下「IESBA Code」という。）に基づきプレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求事項およびIESBA Codeに基づきその他の倫理上の責任を果たした。私たちは、私たちの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

受託会社および管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために受託会社および管理会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、受託会社および管理会社は、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、受託会社および管理会社がプレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

統治責任者の責任は、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私たちの目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、C S S Fが採用したI S Aに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、C S S Fが採用したI S Aに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・受託会社および管理会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。

- ・受託会社および管理会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

デロイト・アンド・トゥッシュ・エルエルピー

2026年2月5日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Premium Funds - Global Corporate Bond
A series trust of Premium Funds

Opinion

We have audited the financial statements of Premium Funds - Global Corporate Bond (the “Series Trust”), which comprise the statement of net assets, the statistical information and the schedule of investments as at August 31, 2025 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in US Dollars) (together “the financial statements”), and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at August 31, 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities are further described in the “Auditor’s Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (IESBA Code), together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our auditor’s report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the Financial Statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Series Trust’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Trustee and the Manager either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust’s financial reporting process.

Auditor's Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs as adopted by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs as adopted by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Trustee and the Manager.
- Conclude on the appropriateness of the Trustee and the Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche LLP

February 5, 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2025年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の記載内容

取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、経営報告書を含む年次報告書のうち、財務書類および公認の監査人報告書以外の情報である。

我々の監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、我々は当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2025年6月25日

ケーピーエムジー オーディット エス・
アー・エール・エル
公認の監査法人

ミルコ・レーマン

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report including the management report but does not include the annual accounts and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d’entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors’ use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d’entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d’entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Luxembourg, 25 June 2025

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Mirco Lehmann

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド
（プレミアム・ファンズのサブ・ファンド）の受託会社御中

意見

私たちは、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの財務書類、すなわち、2024年8月31日現在の純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表、ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書（表示通貨はすべて米ドル）（以下「財務書類」と総称する。）、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私たちは、添付の財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの2024年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。私たちの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。私たちは、私たちの財務書類の監査に関連する倫理上の要求事項とともに、国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下「IESBA Code」という。）に基づきプレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求事項およびIESBA Codeに基づきその他の倫理上の責任を果たした。私たちは、私たちの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

受託会社および管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために受託会社および管理会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、受託会社および管理会社は、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、受託会社および管理会社がプレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

統治責任者の責任は、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私たちの目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、C S S Fが採用したI S Aに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、C S S Fが採用したI S Aに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・受託会社および管理会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。

- ・受託会社および管理会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

デロイト・アンド・トゥッシュ・エルエルピー

2025年2月4日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に関連があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Premium Funds - Global Corporate Bond
A series trust of Premium Funds

Opinion

We have audited the financial statements of Premium Funds - Global Corporate Bond (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets, the statistical information and the schedule of investments as at August 31, 2024, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in United States dollars) (together "the financial statements"), and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at August 31, 2024, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities are further described in the "Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (IESBA Code), together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report, but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the Financial Statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Trustee and the Manager either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs as adopted by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs as adopted by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Trustee and the Manager.
- Conclude on the appropriateness of the Trustee and the Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche LLP

February 4, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。